



第2部

核軍縮・核不拡散・ 原子力平和利用

第2部 核軍縮・核不拡散・原子力平和利用

第1章

核兵器不拡散条約（NPT）

第1節 概要

核兵器不拡散条約（NPT：Treaty on the Non-proliferation of Nuclear Weapons）は、米国、ロシア、英国、フランス及び中国の5か国を「核兵器国」とし、それ以外の「非核兵器国」への核兵器の拡散を防止するとともに、核兵器国の核軍縮交渉を進め、更に原子力の平和的利用のための協力を促進することを主たる目的とする条約である。NPT体制を支

えるものとして、核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用という3つの柱を維持・強化していくことが重要である。NPTは、1968年7月に署名のために開放され、1970年3月に発効した（日本は1970年2月署名、1976年6月批准。）。締約国数は190か国（北朝鮮を含む。2012年10月現在。インド、パキスタン、イスラエル及び南スーダンは未加入。）。

第2節 2010年NPT運用検討会議

1. 2010年NPT運用検討会議の概要

NPT第8条3は、条約の前文の目的の実現及び条約の規定の遵守を確保するため、5年ごとに条約の運用を検討する会議を開催することを規定している。NPTにおいては、核軍縮と核不拡散をめぐる核兵器国と非核兵器国の対立、核不拡散と原子力の平和的利用をめぐる先進国と途上国の対立を背景に、核不拡散と核軍縮の双方において大きな進展がない状況が続いた。そのような中で、2005年NPT運用検討会議は最終文書の採択に至ることができなかった。また近年、北朝鮮やイランによる核開発が進行し、核兵器関連技術の拡散や核物質等を利用したテロ行為（核テロリズム）の可能性に対する懸念も高まっている。

このような国際情勢の中で、2010年NPT運用検討会議が同年5月3日から28日まで、ニューヨークの国連本部で開催された。同運用検討会議では、NPTへの求心力を高め、NPTを基礎とする国際的な核不拡散体制を強化することが目指された。同会

議では、核軍縮に関しては、核兵器の廃絶に向けた具体的で現実的な核軍縮措置について、また、核不拡散に関しては、未申告の原子力活動がないことを確認するためのより厳しい査察を可能とする国際原子力機関（IAEA）追加議定書（AP）や、北朝鮮やイランの核問題、中東地域の非大量破壊兵器地帯設置などの問題について、さらに、原子力の平和的利用に関しては、すべての国が原子力の平和的利用を行う権利を有することを前提に、途上国もその利益を享受できるようにするための専門技術や人材育成等の国際協力のあり方について議論が行われた。更に、締約国がNPTを脱退するような事例に対する国際社会の対応の在り方についても議論が行われた。

同会議では、個々の争点をめぐり、すべての締約国が合意することができるか予断できない状況が続いたが、最終日に、NPTの3本柱（核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用）に関し、将来に向けた具体的な行動計画を含む最終文書を採択することができた。

最終文書における特筆すべき要素は以下のとおり。

1. 核軍縮

- 2000年に合意された「核兵器の全面廃絶に対する核兵器国の明確な約束」を再確認
- 不可逆性、検証可能性及び透明性の原則の確認
- 核兵器国が迅速に関与するよう要請される具体的な核軍縮措置を例示し、2014年のNPT運用検討会議準備委員会へ報告を要請
- 核兵器国による標準化された定期報告の様式に関する迅速な合意を奨励
- 軍縮・不拡散教育に関する国連事務総長勧告の実施を奨励

2. 核不拡散

- 北朝鮮に対し、2005年の六者会合「共同声明」における約束や、関連する義務の履行等を強く要請
- IAEA追加議定書のすべての未締結国による可及的速やかな締結及びIAEAによる関連支援の促進を奨励
- IAEAが各国の国内計量管理制度整備を支援することを奨励

3. 原子力の平和的利用

- IAEAの活動に対する今後5年間で1億ドルの追加拠出を奨励
- 原子力発電を含む原子力エネルギーの開発にあたり、保障措置、原子力安全及び核セキュリティへのコミットメント及び実施の確保
- 核燃料サイクルに関する多国間アプローチについての議論をIAEAの場で継続

4. 中東決議

- 国連事務総長及び中東決議共同提案国（米国、英国及びロシア）の召集による、すべての中東諸国が参加する中東非大量破壊兵器地帯設置に関する国際会議の2012年開催

2. 日本の取組

日本からは、福山哲郎外務副大臣が首席代表として出席し、日本・オーストラリア両政府による共同提案に盛り込まれた実践的核軍縮・不拡散措置を中心とする演説を行った。また、日本は、このオーストラリアとの共同提案のほか、核兵器の惨禍を次の世代に継承していくための軍縮・不拡散教育、IAEA保障措置の強化、原子力の平和的利用のためのIAEA技術協力に関する作業文書を提出し、多くの国から幅広い支持を得て、その内容は広く最終文書に反映された。最終文書に向けた交渉においては、関係国と緊密に連携し、議場内外で核兵器国や非同盟運動（NAM）諸国等に働きかけを行うなど、合意形成に重要な貢献を果たした。また、会議の最終段階では、岡田克也外務大臣のイニシアティブにより、オーストラリア、オーストリア、ドイツ、韓国、ニュージーランドの外相等とともに、合意形成に向

けた結束を呼びかける緊急閣僚声明を発出した。

また、中根猛ウィーン国際機関日本政府代表部大使は、原子力の平和的利用を中心に扱う主要委員会Ⅲの議長を務め、原子力の平和的利用をめぐる先進国と途上国の厳しい対立がある中、関係国と強い調整を行い、双方にとって受け入れ可能な最終文書の文言の基礎を作り上げた。

今次会議で初めて最終文書に盛り込まれた軍縮・不拡散教育は、日本が今次運用検討プロセスを通して主導してきた分野である。日本は、軍縮・不拡散教育における市民社会の役割や、政府と市民社会との連携の必要性を強調する作業文書を提出した。また、日本のイニシアティブにより、42か国が参加した共同ステートメントにおいて、この分野の重要性と、政府・国連を含む国際機関・市民社会の連携の必要性を訴えた。

第3節 2015年NPT運用検討会議へ向けた動き

1. 2015年NPT運用検討会議に向けて

2010年NPT運用検討会議では、最終文書を採択できなかった2005年NPT運用検討会議と同様の結果は許されないという危機感、及び何としてでも最終文書を採択すべきとの各国の強い政治的意思があった。このように国際社会が結束した結果、10年ぶりに最終文書を採択し、危機に直面するNPT体制を維持できた意義は大きい。この最終文書は、すべてのNPT締約国が協力して核軍縮・不拡散・原子力の平和的利用を推進していくための共通の基盤を提供したと言える。

2015年NPT運用検討会議に向けて、各国が最終文書に盛り込まれた行動計画を着実に実施していくことが重要であり、そのような取組がNPTを基礎とする国際的な核不拡散体制の強化につながる。

2. 第1回準備委員会

2012年5月、ウィーンで第1回準備委員会が開催された。同会議は、2015年NPT運用検討会議に向けたプロセスの出発点であり、また、軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）として活動する初めてのNPT関係会議であった。準備委員会の議題の採択等の手続事項も含め新しく始まる運用検討プロセスを円滑にスタートさせ、その上でNPT体制の維持・強化に貢献する実質的な議論を行い、NPTに対する国際社会の信頼を維持・強化することが同会議の重要な課題であった。同準備委員会では、議題の採択においても各議題での議論においても議論が紛糾することはなく、議事はスムーズに進行した。同準備委員会では、北朝鮮の核問題について、日米韓を含む多数の国より懸念が表明された。4月13日のミサイル発射への非難が表明されるとともに、北朝鮮に対し、完全・検証可能・不可逆的な非核化、核実験を含む更なる挑発行為の自制等を求める発言があり、議長要約（サマリー）においても、このような発言を反映した総括が行われた。

原子力安全については、東京電力福島第一原発事故を受けて、原子力安全を国際的に強化すべき旨の発言が行われ、IAEAの原子力安全行動計画を着実に実施すべき旨が指摘された。また、いくつかの国から、2012年12月の原子力安全に関する福島閣僚会議に対する期待が表明された。

また、核兵器の人道側面に関し、スイスが16か国を代表して発言し、参加各国やNGO等の間で注目が集まった。中東非大量破壊兵器地帯に関する国際会議については、同会議の調整役（ファシリテーター）を務めるラーヤバ・フィンランド外務次官補が、これまでの準備状況と各国との協議の結果を報告したが、具体的日程については現時点では発表できるまでには至っていない旨説明があった。

3. 日本の取組

日本は、2010年9月にオーストラリアと共催した核軍縮・不拡散に関する外相会合において、カナダ、チリ、ドイツ、メキシコ、オランダ、ポーランド、トルコ、アラブ首長国連邦とともに地域横断的な新たなグループ（NPDI）を立ち上げた（第1部第2章第2節（1）参照）。このグループは、NPT運用検討会議で合意した行動計画の着実な実施と、核軍縮・不拡散分野での現実的かつ具体的な提案を目指して活動を行っている。第1回準備委員会では、直前のトルコにおける局長級会合の結果を踏まえ、4本の共同作業文書（核戦力の透明性（報告フォーム）、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）、軍縮不拡散教育、IAEA追加議定書）提出、会議初日の共同ステートメント、周知活動等を行った。（第2章第2節（1）参照）

また、第1回準備委員会の機会に開催されたサイドイベントにおいて、廣瀬方人氏（長崎在住）が「非核特使」（第8部第5章参照）として、自身の被爆体験を通じて核兵器使用の惨禍の実相を伝達し、核軍縮の必要性・重要性を訴えた。

第2章

核兵器国の軍備管理と核軍縮

第1節 総論

1. 核兵器国

NPTにおいて、「核兵器国」と呼ばれているのは、米国、ロシア、英国、フランス、中国の5か国である。NPT上の非締約国であるインドとパキスタンは、核実験を実施し、核兵器保有を宣言しており、同様にNPT非締約国であるイスラエルは、宣言していないものの既に核兵器を保有しているとみられており、これら3か国は「事実上の核兵器国」とも言われている。

このうち、米国、ロシア両国は世界の核兵器の大部分を保有しており、両国による核兵器の削減は、世界の核軍縮にとって大きな意味を持っている。

なお、NPT第6条では、「各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、(中略)全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する。」ことが定められている。

2. 核兵器の種類

核兵器の分類について確立した定義はないが、一

般に、戦争遂行能力の壊滅を目的に、敵対国の本土を攻撃する核兵器を「戦略核兵器」(「長距離核兵器」である大陸間弾道ミサイル(ICBM)、潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)及び重爆撃機を含む。)、それより狭い戦域で使用するものを「戦域核兵器」(「中距離核兵器」)、主に戦場で使用されるものを「戦術核兵器」(「短距離核兵器」)、と呼んでいる。また「戦域核兵器」と「戦術核兵器」を総称して、「非戦略核兵器」と呼ぶこともある。米国、ロシア間においては、戦略兵器削減条約(START)等において戦略攻撃(核)兵器が規定されており、それ以外のものが非戦略核兵器と解釈されている。なお、STARTにおいては、核弾頭の威力(核出力)ではなく、運搬手段(ICBM、SLBM、重爆撃機等)によって規定されている。

ただし、米国及びロシアにとっては「戦域核」でも、他の国にとってはその地理的位置、国土の広さ等により「戦略核」となる場合があり、厳密な定義は難しい。

第2節 米国とロシアの軍備管理と核軍縮

1. 概要

戦略兵器削減条約(START: Strategic Arms Reduction Treaty)交渉は、冷戦期に増大していった米国、ロシア両国の戦略核戦力を、初めて削減したプロセスであった(中距離核については1987年12月に両国間で地上配備の中距離核兵器を全廃する中距離核戦力全廃条約(INF: Intermediate-Range Nuclear Forces Treaty)が署名され、1988年6月

に発効している。)。START Iの結果、両国の配備戦略核弾頭数は冷戦期の約60%となり、STARTは核軍縮の1つの重要な基礎を構成してきたといえることができる。

他方、2001年1月に発足した米国のブッシュ政権は、その成立当初から、両国が各々1万発以上の戦略核兵器を保有して対峙していた冷戦時代の敵対的な関係に決別し、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡

散といった脅威に対抗する新たな安全保障体制構築の必要性を主張していた。この動きは、2001年9月11日の米国同時多発テロにより加速されるように進展し、両国間において相互の実戦配備の戦略核兵器を約2,000発程度の水準まで削減することについての合意が形成されていった。その結果、これまでのSTARTプロセスとは別の形で、両国の戦略核弾頭を削減することを定めた、戦略攻撃能力削減に関する条約（モスクワ条約）が成立することとなった。

2. 第1次戦略兵器削減条約（START I）及びSTARTプロセス

1991年7月に両国により署名されたSTART Iは、戦略核の3本柱、すなわち、両国が配備するICBM、SLBM及び重爆撃機の運搬手段の総数を、条約の発効から7年後にそれぞれ1,600基（機）へ削減することを規定した。また、配備される戦略核弾頭数の総数は6,000発に制限され、このうちICBM及びSLBMに装着される戦略核弾頭の総数は4,900発を越えてはならないこと等が規定された。

その後、ソ連の崩壊により、旧ソ連の戦略核兵器が配備されていたウクライナ、カザフスタン、ベラルーシ及びロシアと米国の5か国は、リスボン議定書によってSTART Iの当事国となること、並びにウクライナ、カザフスタン及びベラルーシは非核兵器国としてNPTに加入することが定められた。

START Iは1994年12月に発効し、2001年12月に両国は、それぞれの配備戦略核弾頭数を6,000発以下まで削減し、START Iに基づく義務の履行を完了したことを宣言した。

START Iの発効を待たずして、両国政府は1992年6月には両国の配備戦略核弾頭数を3,000～3,500発以下に削減することなどSTART IIの基本的枠組みに合意し、1993年にSTART IIに署名した。米国は1996年にSTART IIを批准したが、ロシア議会がSTART IIを批准する際に、米国が対弾道ミサイル防衛（ABM：Anti-Ballistic Missile）制限条約からの脱退などを行った場合には、ロシアはSTART IIから脱退する権利を留保する旨の付帯決議が採択されたことなどから、米国では批准プロセスが難航したほか、2002年には米国がABM制限条約から一方的に脱退したことから、START IIは発効には至ら

なかった。

3. 戦略攻撃能力削減に関する条約（モスクワ条約）

ブッシュ米国大統領は、就任以前から、冷戦後の新たな核政策を策定する必要性を訴えていた。就任後、ブッシュ大統領は、新政権の安全保障政策の方向性を明らかにした米国国防大学での演説（2001年5月）の中で、冷戦後、ロシアはもはや敵ではなく、核兵器は引き続き米及びその同盟国の安全保障に極めて重要な役割を有しているが、冷戦が終わったという現実を反映するように、米は、核兵力の規模、構成、性格を変えることができるし、そうするであろうと述べた。

2001年11月、米露首脳会談（於：ワシントン／クロフォード）が行われ、ブッシュ米国大統領はプーチン・ロシア大統領に対し、米国は今後10年間で実戦配備された戦略核弾頭を、米国の安全保障に合致する水準である1,700～2,200発まで削減することを伝えた。

そしてさらなる協議を重ねた結果、両国は、2002年5月、モスクワで開催された米露首脳会談において、START I以降の更なる戦略核兵器の削減を定めた、モスクワ条約の署名を行った。その後、米国は2003年3月に、ロシアは同年5月に、それぞれ議会における批准手続を終え、同年6月1日、サンクトペテルブルクで行われた米露首脳会談において批准書が交換され、モスクワ条約が発効した。

【モスクワ条約の概要】

- 2012年までの10年間で、両国の実戦配備の戦略核弾頭を各々1,700～2,200発に削減する。
- 実戦配備された戦略核弾頭数の削減を定めたもので、核弾頭、及び運搬手段（ICBM、SLBM等のミサイル本体、爆撃機等）の廃棄は義務付けられておらず、両国とも削減した弾頭の保管が可能。
- （削減せずに保持する）戦略攻撃（核）兵器の構成、構造については両国が独自に決定する（ICBM、SLBM、爆撃機等の種類と数、個別誘導複数目標弾頭（MIRV）の保有等については、規制されない。）。
- 条約履行のため、両国間の履行委員会を年2回以上開催。
- 削減状況の検証措置等は、START Iの規定に基づくとともに、履行委員会にゆだねる。

4. 新 START

1994年に発効した START I は、新たに5年間の延長が合意されない場合、発効してから15年後に失効する規定となっていた。START I は、情報交換や検証のための措置により両国間の戦略核戦力削減において信頼性、透明性及び予見可能性を提供してきており、モスクワ条約は検証措置等につき START I の規定を準用していることから、START I に代わる枠組みの作成が必要と考えられてきた。

2007年7月、米露首脳会談の際に、両国は、国家の安全保障上の要請及び同盟国に対するコミットメントと整合性のとれた最低限の水準まで戦略攻撃力の削減を実施する意思を再確認するとともに、STARTの後継の取極の取り進め方を議論し、早期に成果を得るように議論を継続することを示した「戦略攻撃力に関する米露共同外相宣言」を表明した。

2009年1月に誕生した米国のオバマ政権では、ロシアとの戦略兵器削減条約の交渉を優先事項に掲げ、START I 失効前に新条約の交渉妥結を目指し、メドヴェージェフ大統領との間で精力的に作業が行われた。同年7月には配備戦略核弾頭を1,500～1,675の範囲に収まる形で、また、配備戦略運搬手段を500～1,100の範囲内に収まる形で削減することをコミットする共同理解を発出した。

しかしながら、同年12月5日の START I 失効日までには交渉妥結に至らず、START I は失効したが、米露両大統領は、両国間の戦略的安定性を保つとの相互の意思を確認しつつ、戦略核兵器に関する新たな条約を可能な限り早期に発効させるという強い意思と、失効後も START の精神に則り原則に従って共同で作業を継続するというコミットメントを表明した。

2010年3月下旬に両国間で削減内容等に合意し、

同年4月、プラハ（チェコ）において両国首脳が新 START に署名した。同年12月、米国上院は、同条約は米国のミサイル防衛の開発及び配備に影響しないこと、並びに同条約発効後1年以内の戦術核に関するロシアとの交渉開始を大統領に求めることなどを規定した付帯決議を採択しつつ、同条約を無修正で承認した。

また、2011年1月にロシア議会は同条約を承認する際に、戦略攻撃兵器と戦略防衛兵器の連関性に関する両国の認識の共有が、条約の有効性及び効率性確保の基本的条件であるとする声明、及びロシアの戦闘準備態勢の維持並びに戦略核戦力の発展に対して特別な注意が払われるべきであるとする声明を併せて発出した。

同条約は、2011年2月5日、ミュンヘン（ドイツ）で行われた米国とロシアの外相間における批准書の交換を以て発効した。

【新 START の概要】

- 条約発効から7年以内に、米国、ロシア各々
 - ・ 配備核弾頭の上限は 1,550 発（ICBM、SLBM は搭載された再突入体の数、重爆撃機は1つの弾頭として計算）。
 - ・ 配備 ICBM / SLBM / 重爆撃機の上限は 700 基／機。
 - ・ 配備・非配備 ICBM 発射基 / SLBM 発射基 / 重爆撃機の上限は 800 基／機。
- 検証・査察手段として、自国の検証技術手段（衛星など）、データ交換と通告、ナンバー付け、相互主義に基づく遠隔測定情報（テレメトリー）の交換、現地査察・展示、二国間協議委員会の設置を規定。
- 次の合意に代替されない限り発効後 10 年有効。合意に基づき最長5年の延長が可能。
- 新 START の発効とともにモスクワ条約は終了。

米国国務省は新 START 下における米露の配備戦略攻撃兵器数を公表している。

新 START 下での米露の配備戦略核兵器数（公表数）

赤字：条約上限数内

	米国				ロシア				条約 上限数
	2011年2月	2011年9月	2012年3月	2012年9月	2011年2月	2011年9月	2012年3月	2012年9月	
配備 ICBM									
配備 SLBM	882	822	812	806	521	516	494	491	700
配備重爆撃機									
配備 ICBM 搭載弾頭									
配備 SLBM 搭載弾頭	1800	1790	1737	1722	1537	1566	1492	1499	1550
配備重爆撃機 搭載核弾頭									
配備・非配備 ICBM 発射基									
配備・非配備 SLBM 発射基	1124	1043	1040	1034	865	871	881	884	800
配備・非配備 重爆撃機									

注1) 米商務省発表ファクトシート

【2011年6月1日公表】新 START 発効後 45 日以内（2011 年3月 22 日までに）に行われた最初のデータ交換における値。

【2011 年 10 月 25 日公表】2011 年9月1日の値。

【2012 年4月6日公表】2012 年3月1日の値。

【2012 年 10 月3日公表】2012 年9月1日の値。

注2) 条約発効：2011 年2月5日 履行期限：条約発効後7年以内（条約有効期限は 10 年）

第3節 核兵器国等における動き

1. 米国

(1) 核態勢見直し（NPR：Nuclear Posture Review）の発表

オバマ大統領のプラハ演説の具体的措置の表れとして、2010年4月に公表された「核態勢の見直し（NPR）」において、核兵器が存在する限り、米国は安全で防護された効果的な核戦力を維持するとした。同時に、米国の核兵器の役割を、米国や同盟国への核兵器による攻撃の抑止に限定する、いわゆる「唯一の目的」を採用する用意は現時点では出来ないものの、そのような政策を安全に採用できる条件が整うよう取り組んでいく旨明記した。また、引き続き通常能力を強化し、核によらない攻撃を抑止する上での核兵器の役割を低減していく旨述べている。さらに NPR においては、新 START を超える今後の核削減の可能性についての検討を指示しており、その際に考慮すべき要因として、①地域的抑止、ロシア及び中国との戦略的安定性及び同盟国への保証を強化すること、②備蓄弾頭管理計画の実施及び核関連インフラへの投資を通じて、ヘッジとし

て保持する非配備弾頭の大規模な削減が可能となること、③すべての核兵器の更なる削減を行うためのロシアとの新たな合意を追求することが必要としている。

(2) 米国による核兵器の備蓄数の公表

2010年5月の NPT 運用検討会議会期の最中、米国国防省は、世界の核兵器の備蓄数に関する透明性を高めることは、不拡散の取組と、新 START の批准及び発効後、更なる削減を追求する上で重要であるとして、米国の核兵器の備蓄数に関して機密解除した情報を初めて公表した。その中で、米国は2009年9月末時点で5,113発の核弾頭を備蓄し、この数は、1967年会計年度末の最大値（3万1,255発）から84%減少したこと、また1989年後半のベルリンの壁崩壊時の水準（2万2,217発）から75%超減少したことのほか、1994年から2009年にかけて8,748発の核弾頭を解体した旨公表された。

(3) 高信頼性弾頭置換計画

現在、米国は、保有する核弾頭の劣化について弾

頭寿命延長計画（LEP：Life Extension Program）により核弾頭の備蓄管理を行っているが、同計画の下では核実験なしで長期間にわたる核兵器備蓄の安全性及び信頼性を維持できるか懸念があるとして、2005会計年度から「高信頼性弾頭置換計画」（RRW：Reliable Replacement Warhead）に関する予算が認められた。これは、備蓄核兵器の信頼性、持続性及び確証性を改善するため、既存の核弾頭を置換する長期的信頼性の高い弾頭の研究を行うものであり、また、既存の核兵器と同じ軍事的能力を有し、長期的な信頼性を確保することによって、将来の核実験の必要性を減じるものとされていた。しかしオバマ大統領就任後初の2010年度予算教書において、オバマ政権は、RRW計画は停止し、一方で、核弾頭の安全・保証・信頼性向上の取組は、LEPを拡充させることで継続させていくことを表明した。これを受けた2010年度国防授權法においてRRW計画は削除された。

（4）今後の核軍縮

オバマ米国大統領は2012年3月にソウルで行った演説の中で、ロシアと共に戦略核兵器削減のみならず、戦術核兵器と非配備核兵器の削減について議論していくとの意向を示した。これは、2010年12月の米国による新STRAT批准の際に、米政権が表明した、新START発効後1年以内にロシアとの交渉開始を追求するとの方針をオバマ大統領が再確認したものと見える。

2013年からの4年間、オバマ大統領による二期目の政権においては、新STARTの削減対象に含まれていない非戦略核や非配備の核弾頭を含む米露の更なる核軍縮交渉に向けた取組や、CTBT批准へ向けた取組などの動向が注目される。

2. ロシア

（1）新軍事ドクトリンの発表

2010年2月に、2020年までの国防指針となる「新軍事ドクトリン」が承認された際、核兵器の使用について詳述しているとされる「核抑止分野における2020年までの国家政策の原則」も同時に承認されたが、後者は非公開であるため、ロシアの具体的な核兵器政策は不明である。核兵器の使用の権利を留保

する基準としては、2000年に承認された「旧軍事ドクトリン」では、「ロシアの安全保障にとって危機的（critical）な状況」とされたが、「新軍事ドクトリン」では、「国家の存在そのものが脅かされた場合」とされた。また、「旧軍事ドクトリン」では記述されていた一定の条件の下で「NPT上の非核兵器国に対して核兵器を使用しない」という消極的安全保証（NSA）（詳細は第5章第1節参照。）にかかる文言は削除された。

なお、2008年以降、「コンパクト化」、「近代化」、「プロフェッショナル化」を柱に積極的に進められている軍改革の中でも、戦略核兵器の近代化は最優先事項とされている。特に、ICBM、戦略原潜、重爆撃機が耐用年数の関係により自然減することから、ミサイル防衛突破能力を有するといわれるSLBM「ブラヴァ」の開発を急いでおり、同SLBMを搭載する新型戦略原潜の配備も進めている。

（2）2012年2月、プーチン首相は「強大であること：ロシアにとっての国家安全保障」と題する論文（ロシア新聞掲載）を発表した。

○今後も戦略的抑止力を放棄せず、これを強化する。

○軍事力を増強し軍産複合体を近代化する先例のないプログラムを採択・実施しつつあり、今後10年間に約23兆ルーブルを支出する。

と述べた上で、今後10年の課題として、以下を挙げている。

○軍備再編における優先事項は、核戦力、航空・宇宙防衛、通信・偵察・指揮・電子戦システム、「無人航空機」及びロボット化された攻撃システム、近代的輸送機、戦場における兵士個人の保護システム、精密兵器とその精密兵器への対抗手段。

○グローバルな米国のミサイル防衛（MD）及び欧州におけるその構成要素に対するロシアの軍事・技術的な対抗措置は、効果的かつ非対称なものとなり、またMD分野における米国の措置に完全に対応して行われる。

○今後10年間で、大陸間弾道ミサイル400基以上、戦略ミサイル潜水巡洋艦8隻、多目的潜水艦約20隻、水上戦艦50隻以上、軍事衛星約100基、第五世代戦闘機を含む近代的航空機600機以上等を装備する。

3. 中国

中国の核戦力の実態や核軍縮措置は明らかになっていない部分が多いが、国際会議における発言等に示された同国の核政策は、次のようなものである。

- 少量の核兵器を保有するのは全くの自衛の必要によるものである。
- 核兵器の第一（先制）使用及び核兵器を保有しない国に対する使用または使用の威嚇をしない。
- 核軍備競争に参加しない。

中国は、核兵器の弾頭数等について公表していないが、中国の核戦力は、米国及びロシアには及ばないものの、約240発の核弾頭を保有している（SIPRI YEAR BOOK 2012）との見方がある。運搬手段としては、地上発射型ミサイル、潜水艦発射型ミサイル及び爆撃機を保有しており、少数ではあるが、米国東海岸を射程におさめる ICBM も有しているとみられている。また、他の4核兵器国が兵器用核分裂性物質の生産停止を一方的に宣言しているのに対し、中国はこのような宣言を行っていない。

2010年1月に公表された「中国の国防」において、核兵器の第一（先制）不使用や無条件の消極的安全保証（NSA）について明記されているものの、核兵器の保有状況については一切記述がない。他方、核軍縮については、最大保有国が特別かつ優先的な責任を負っており、また、グローバルな弾道ミサイル防衛計画は戦略バランスと安定を損ない、国際的及び地域の安全保障に不利益となり、核軍縮の過程に否定的な影響を作り出すと認識している旨記されている。

中国に対しては、日中安保対話、日中軍縮・不拡散対話等の各種二国間協議の場を通じ、日本から累次働きかけを行っている。最近では2011年1月、東京で日中軍縮・不拡散協議を開催し、日本から、核兵器国による更なる核軍縮・透明性の向上を求めるとともに、CTBTの早期批准、兵器用核分裂性物質生産モラトリアム宣言を行うよう中国側に要請した。

また、同月行われた日中安保対話では、日本側から中国の安全保障分野における国際的協力への積極的な関与を評価しつつ、周辺諸国の懸念を払拭し、信頼を醸成させるためにも、中国の国防政策や軍事力近代化について更なる透明性の向上を求めた。

4. フランス

フランスは1997年9月、地対地核ミサイルの廃棄を発表して以来、その核戦力において、相手の攻撃から生き残る第2撃能力の確保を基本とし、残存能力の高い爆撃機搭載方式と潜水艦発射方式の2方式を基本としている。1996年に兵器用の核分裂性物質の生産終了を宣言し、ピエールラット兵器用核分裂性物質生産施設を閉鎖したほか、核兵器国として初めて南太平洋核実験施設（於：ムルロア）の閉鎖・解体を行った。2008年3月、サルコジ大統領は、シェルブール軍港で行われた新型弾道ミサイル発射型原子力潜水艦「Terrible」の進水式で、フランスは必要最低限の核戦力を保持するとの原則を堅持し、戦略環境を再評価した結果、航空核戦力の3分の1を削減し、世界で初めて核戦力に関する透明性を確保することとし、核弾頭数は300以下とする旨表明した。サルコジ大統領の透明性向上措置の一環として、フランスは、2008年以降上記の閉鎖した施設を各国外交官、ジャーナリスト、NGO等に公開した（日本政府も同視察に参加した。）。

また、2010年9月、国連事務総長主催で行われたジュネーブ軍縮会議（CD）ハイレベル会合では、フランス代表団は2010年NPT運用検討会議のフォローアップとして、2011年にパリで5核兵器国会合を開催することを表明した（同年6月にパリ開催された。）。

5. 英国

英国は、1995年に兵器用の核分裂性物質及びその他の核爆発装置の生産を終了し、2002年には潜水艦発射弾道ミサイル弾頭シェバラインの廃棄を完了したと公表している。2006年12月に公表された「英国の核抑止力の将来」と題する白書では、運用可能な核弾頭を200発以下から160発以下へと削減し、核弾頭数を20%削減する方針を打ち出したほか、2009年2月に発表された政策ペーパー「核の影の除去：核廃絶に必要な条件の実現」においては、2006年の白書で言及した運用可能な核弾頭160発以下への削減の約束を達成し、冷戦終了時と比較して核兵器の爆発力の総量を75%削減した旨公表した。同年9月には、ブラウン首相が国家安全保障委員会に対して戦略原潜を4隻から3隻に削減するという方向性につ

き報告するよう要請した旨を明らかにした。

2010年5月に誕生したキャメロン新政権においては、核抑止力を維持し続けるとの方針の下、ヴァンガード級弾道ミサイル搭載原潜の後継艦の開発と既存のトライデント搭載型原潜の延命を決定した。また、2010年NPT運用検討会議が終盤にさしかかる中、ヘーグ外相が透明性に関する措置として、英国が保有するすべての核弾頭数が225発を超えることはない旨公表した。

2010年10月に発表された「戦略防衛・安全保障見直し（SDSR：Strategic Defense and Security

Review）」において、究極の保険政策である独立の核抑止、24時間体制の核抑止の保持及び更新、並びに現在のヴァンガード級の原子力潜水艦の活動期間を延長することなどが記載され、原潜に搭載された核弾頭数を48発から40発に削減し、これにより実戦に使用可能な弾頭を上限120に削減することが明らかになった。また、ヴァンガード級原子力潜水艦に搭載された運用可能なミサイル発射管の数を、現在の12基から数年のうちに8基に削減することも発表された。

核兵器国の核兵器配備又は備蓄の状況

核兵器配備又は備蓄の状況（2012年1月現在）

	内訳	核弾頭数		運搬手段	
米国 (注1)	ICBM SLBM 戦略爆撃機 非戦略核兵器	500 1,152 300 200	計 2,150	714 410 111 —	計 1,235
ロシア (注2)	ICBM SLBM 戦略爆撃機 非戦略核兵器	1,087 528 820 2,000	計 4,435	322 144 72	計 538
英国 (注3)	地上発射ミサイル SLBM 航空機	0 225 0	計 225	0 48 0	計 48
フランス (注4)	地上発射ミサイル SLBM 航空機（艦載機含む）	0 240 60	計 300	0 48 50	計 98
中国 (注5)	地上発射ミサイル SLBM 航空機（攻撃機含む） 巡航ミサイル（注6）	130 48 40 …	計～ 240 (注7)	130 48 20 (150～350)	計 198

出典：2012年SIPRI（ストックホルム国際平和研究所）年鑑

（※）基本的にはSIPRIによる推測の数。なお、米国は本文既述のとおり、2009年9月末時点の備蓄核弾頭数が5,113発である旨公表。

（注1）配備数。但し、訓練・テスト機・予備機等も含んでいることから、新START下における数値と異なる。

（注2）配備数。但し、核弾頭数については、運搬手段に割り当てられていると推測される数であることから、新START下における数値と異なる。

（注3）核弾頭については備蓄（stockpile）数。運搬手段については配備数。なお、英国は、運用可能な（operationally available）核弾頭数を160発以下に削減した旨公表。

（注4）核弾頭については備蓄（stockpile）数。運搬手段については配備数。

（注5）核弾頭については備蓄（stockpile）数。運搬手段については配備数。

（注6）巡航ミサイル（DH-10）に核搭載能力があるかについては異なる見解あり。「…」は入手不可。

（注7）実際には将来のミサイル搭載用としてより多くの核弾頭が貯蔵（storage）されていると考えられている。

6. 英国・フランス間の協力

2010年11月に行われた英仏首脳会談の中で、両国間で防衛安保協力条約及び核施設関連条約が署名された。核施設関連条約では、独自の核抑止力を維持しつつ、各々の核抑止力の発展及び維持に必要なインフラの効率性を追求することが適当であるとの観点から、両国が各々に同様かつ効果的な施設を建造するより、共同の施設を共同で建造することが規定されている。具体的には、フランスに所在する核抑止力に関連した液体力学実験施設及び英国に所在する技術開発センターを建造・共有することとなっ

ており、2015年からの共同運用が予定されている。

7. 北大西洋条約機構（NATO：North Atlantic Treaty Organization）における議論

欧州では、冷戦終結以降、前方配備された米国の核兵器は著しく削減されてきたが、依然として少数の核兵器が残存している。正確な配備数及び配備国については非公表であるが、2010年3月、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、ドイツ及びノルウェーの外相が、こうした戦術核の問題を含むNATOの

核政策についての議論を深めることなどを求める書簡を NATO 事務総長宛てに送付するなど、国際的な核軍縮の機運の高まりにあって、NATO 内でも核政策をいかに再構築していくかという問題が議論されることとなった。

こうした中で、2010年11月にリスボンで開催された NATO 首脳会合において、11年ぶりに新たな戦略概念（「NATO 加盟国の防衛及び安全保障のための戦略概念－積極的関与及び近代的防衛」（「新戦略概念」））が採択された。「新戦略概念」では、「集団防衛」、「危機管理」及び「協調的安全保障」が NATO の中核的任務であると謳っている。また、NATO とロシアとの間の協力については、戦略的に重要であり、両者の間で、ミサイル防衛、テロ対策、海賊対策を含む共通の関心分野における政治対話及び実務協力を促進するとしている。さらに核兵器については、NATO としては核兵器が存在する限り NATO は核の同盟であるとしつつ、同時に、核兵器のない世界に向けた条件を創出する決意であるとしている。また、欧州の核兵器の更なる削減には、ロシアによる核兵器の透明性の向上等が必要としている。

【NATO 「新戦略概念」ポイント】

- 「集団防衛」、「危機管理」及び「協調的安全保障」が NATO の中核的任務。
- NATO は国民の安全に対する脅威を抑止・防護するために必要なあらゆる能力を保持する。
 - ・核・通常兵力の適切な調和を維持。核兵器が存在する限り NATO は核の同盟。
 - ・弾道ミサイル攻撃から国民及び領土を防護するミサイル防衛能力を集団防衛の中核として開発。ミサイル防衛に関し、ロシア及び欧州、他の大西洋地域のパートナーと積極的に協力。
 - ・大量破壊兵器（化学兵器、生物兵器、核兵器等）の脅威、サイバー攻撃、国際テロに対する防衛能力の更なる向上。
- NATO 加盟国の領土及び国民の安全保障上の直接の脅威となり得る域外の危機及び紛争に対し、可能かつ必要な場合には、危機の防止及び管理、紛争後の安定化及び復興支援に関与。
- NPT の目標に従って、核兵器のない世界に向けた条件を創出する決意。
- 冷戦後、欧州の核兵器は大幅に削減されたが、さらなる削減には、ロシアによる核兵器の透明性の

向上等が必要。

- NATO・ロシア間の協力は戦略的重要性を有する。ミサイル防衛、テロ対策、海賊対策を含む共通の関心分野における政治対話及び実務協力を促進。

また、2012年5月の NATO シカゴ首脳会合においては、「抑止と防衛態勢に関する見直し」（DDPR: Deterrence and Defence Posture Review）が発表された。これは、上述2010年のリスボン首脳会合において見直しの実施が合意され、核戦力、通常戦力、ミサイル防衛及び軍備管理・軍縮・不拡散のバランスをいかにとるかということを主要な論点として、シカゴ首脳会合で文書を採択すべく NATO 内で議論されてきたものである。

【「抑止と防衛態勢に関する見直し（DDPR）」ポイント】

- 核兵器が存在する限り、NATO は核の同盟。
- NATO 加盟国は、米国、英国、フランスにより一方的に提示された消極的安全保証の重要性を認識。
- 適当な委員会に対し、NATO が欧州配備の非戦略核への依存を低減することを決定する場合を含め、核共有のアレンジメントに可能な限り幅広い加盟国の参加を確保する概念の構築を指示する。
- ミサイル防衛は NATO の防衛態勢の一体不可分の部分。NATO は、相互運用可能な NATO ミサイル防衛能力の構築の必要性へのコミットメントの実現を継続。ミサイル防衛は核を補完。
- NATO のミサイル防衛は、ロシアに向けられたものではない。NATO は、ロシアとのミサイル防衛協力を追求。
- 欧州における NATO とロシアの非戦略核戦力態勢に関する提案を策定し相互理解を高める目標を掲げつつ、NATO・ロシア理事会においてロシアとの間で、透明性と信頼醸成に関する考えを発展・交換することを期待。
- NATO はロシアの方が欧州大西洋地域に配備している非戦略核兵器をより多く保有していることを考慮しつつ、ロシアによる相互的な歩みという文脈の中で、NATO に配備される非戦略核の要求を更に減らすことを検討する準備がある。
- NATO 加盟国は、NATO が前方基地に置かれた非戦略核兵器を相当数削減することを認めるには、ロシア側のいかなる相互的な行動を期待するかについて、北大西洋理事会が適切な委員会に、より広い安全保障環境の文脈で、さらなる検討を行うよう指示することに合意した。

第3章

包括的核実験禁止条約（CTBT）

第1節 概要

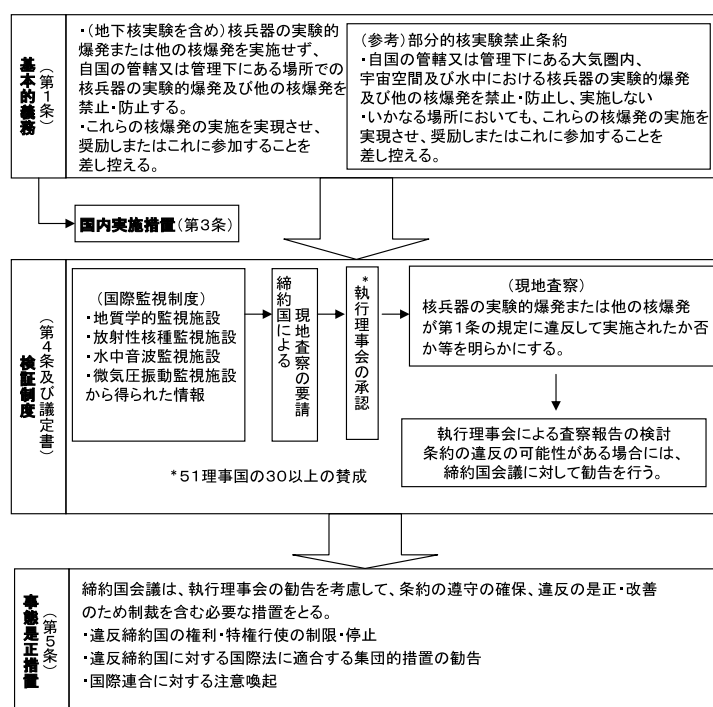
核兵器の開発を行うためには、核実験の実施が必要であり、核実験を禁止することは核軍縮・不拡散を推進する上で極めて重要である。米国、英国及びソ連の三か国による交渉を経て、1963年10月、部分的核実験禁止条約が発効したが、この条約は地下核実験を基本的に禁止の対象としていなかったため、地下核実験を含むすべての核実験の禁止が、国際社会の大きな課題の一つとされてきた。包括的核実験禁止条約（CTBT: Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty）は、いかなる場所においても核爆発実験を行うことを禁止する条約であり、核軍縮・不拡散上極めて重要な意義を有する。

CTBTの交渉は、1994年1月からジュネーブ軍縮会議（CD）において開始され、2年半にわたる困難な交渉の後、最終的にはインド等の反対により、

コンセンサス制をとるCDでは同条約を採択することはできなかった。これを受け、オーストラリアが中心となって、CDで作成された条約案を国連総会に提出し、1996年9月、国連総会は圧倒的多数をもって同条約を採択した（賛成：153か国、反対：インド、ブータン、リビア。棄権：キューバ、シリア、レバノン、タンザニア、モーリシャス。）。

条約の発効には、原子炉を有するなど、潜在的な核開発能力を有すると見られる特定の44か国（一般的に「発効要件国」と言われる）の批准が必要とされ、現在のところ、発効要件国8か国が未批准であるため、条約はいまだ発効していない。日本は発効要件国であり、1996年9月に署名、1997年7月に批准している。

包括的核実験禁止条約の概要



【参考】
CTBT第4条は、「検証制度は、この条約が効力を生ずる時に検証についてこの条約が定める要件をみたすことが出来るものとする」と定めており、その発効前から同条約に規定された検証制度が整備されることが前提とされている。このため、CTBTO準備委員会暫定技術事務局（PTS）は国際監視制度（IMS）施設の建設、また世界中のIMS施設から送付されるデータを処理する国際データセンター（IDC）の設置、並びに現地査察（OSI）実施のための準備等のCTBTの検証体制の整備を行っている。

1. CTBTの主な内容

CTBTは、すべての核実験（核兵器の実験的爆発及び他の核爆発）の禁止を規定するほか、その遵守を検証するためにオーストリアのウィーンにCTBT機関を設置し、国際的な検証制度を設けることを定めている。この国際的な検証制度は、核実験を探知するために世界321か所に設置される監視観測所と16か所の実験施設を含む国際監視制度（IMS：International Monitoring System）、協議及び説明、現地査察（OSI：On-Site Inspection）、及び信頼醸成措置から構成される。仮に、いずれかの締約国が核実験を実施する等、条約の遵守に関して問題を引き起こしている事態を是正することに応じない場合には、当該締約国が条約に基づく権利及び特権を行使することを制限・停止し、また締約国に対して国際法に適合する集団的措置を勧告することができる旨規定されている。

2. 検証制度

CTBTは、条約の遵守について検証するため、①国際監視制度（IMS）、②協議及び説明、③現地査察（OSI）及び④信頼の醸成についての措置からなる検証制度を定めている。

（1）「国際監視制度（IMS）」とは、世界321か所に設置される4種類の監視観測所（地震学的監視観測所（注1）、放射性核種監視観測所（注2）、水中音波監視観測所（注3）及び微気圧振動監視観測所（注4））により、CTBTにより禁止される核兵器の実験的爆発又は他の核爆発が実施されたか否かを監視する制度であるが、2006年10月の北朝鮮による核実験の際にも、特に地震学的監視及び放射性核種監視（特に希ガス監視）によりその有効性が確認された。監視の結果得られたデータは、ウィーンに設置されている国際データセンター（IDC）に送付され、処理される。

なお、IMSは現在約85%の整備が完了しており、整備済のIMS観測所や実験網が暫定運用されている。

る。また、IDCへのデータ送信及びIDCから署名国へのデータ配布も定期的に行われている。

（注1）地震波を観測する。

（注2）大気中の放射性核種を観測する。

（注3）水中（海中）を伝搬する音波を観測する。

（注4）気圧の微妙な振動を観測する。



現地査察の野外演習で使用された放射性核種測定装置

（2）「協議及び説明」とは、核兵器の実験的爆発又は他の核爆発の実施を疑わせる事態が発生した場合、締約国が他の締約国間で、CTBT機関との間で又はCTBT機関を通じて、問題を明らかにし、解決するための制度である。この制度は、疑いをもたれた締約国による説明を含む。

（3）「現地査察（OSI）」とは、条約の規定に違反して核実験が行われたか否かを明らかにすること、及び違反した可能性のある者を特定するために役立つ情報を可能な限り収集することを目的として、査察団が派遣されて実施される。「現地査察」の実施は、51か国の執行理事会の理事国のうち、30か国以上の賛成により承認される。

（4）「信頼醸成措置」とは、鉱山などで実施されている爆発（化学爆発）を核実験又は他の核爆発と誤認しないために、締約国が、そのような爆発の実施についてCTBT機関の内部機関である技術事務局に通報するなどの協力を行う措置をいう。

第2節 CTBT の早期発効に向けて

1. 署名・批准の状況

2013年2月現在、署名国は183か国、そのうち批准国は158か国である。2012年2月に発効要件国であるインドネシアが批准した。発効要件国44か国中批准国は36か国であり、そのうち署名済みであるが批准していないのは、中国、エジプト、イラン、イスラエル及び米国の5か国。署名も行っていないのはインド、パキスタン、北朝鮮である。

2. 未署名又は未批准の発効要件国の動向

(1) 米国はオバマ大統領が2009年4月のプラハ(チェコ)における「核兵器のない世界」に関する演説の中で、「即時に、また積極的にCTBTの批准を追求する」旨明言し、ブッシュ政権時代のCTBTに対する消極的・否定的な立場を転換した。しかしながら、米国においては、CTBTを支持するクリントン政権下の1999年に、上院においてCTBT批准法案が一度否決されており、オバマ政権の第一期中にはCTBTの批准はなされなかった。2012年11月のオバマ大統領の再選によって、第二期目におけるCTBT批准の促進が期待される場所であるが、同時に行われた上院選挙の結果、民主党の議席は55議席(改選前より2議席増加)となったが、批准には67票の賛成が必要であり、批准の見通しは引き続き不透明である。

(2) 中国は批准法案が全国人民代表大会で審議されていると説明しているものの、承認が得られる時期については定かではない。

(3) エジプト、イスラエル及びイランはCTBTに署名しているが、中東情勢等を背景として、未だ批准していない。

(4) インドはCTBTを支持していないが、2009年12月の日印首脳会談においてシン首相が「もし仮に米国及び中国がともに批准するのであれば、新た

な状況が生まれるだろう」旨述べた。

(5) パキスタンはCTBTを支持しているが、インドの署名・批准を自国の署名・批准の条件としている。

(6) 未署名の北朝鮮は、2006年10月及び2009年5月25日に続き、2013年2月12日に3回目の核実験を実施した。これは、2005年9月の六者会合共同声明や関連安保理決議に違反するのみならず、核実験禁止を求める国際社会全体の意思及びCTBTに対する重大な挑戦であり、CTBTの早期発効及び検証体制の整備の必要性を一層認識させるものとなった。

3. CTBT発効促進努力の意義

以上に述べたとおり、CTBTは、今のところ発効のめどが立っていないが、署名国は2013年1月現在183か国に上っており、核実験禁止は国際社会の普遍的な価値観として根付いてきているとも言えよう。また、5核兵器国のすべてが、また、1998年に核爆発実験を行ったインド及びパキスタンの両国もその後、核爆発実験モラトリアム(一時停止)を宣言し、今日まで遵守されてきていることは、戦後1996年まで核爆発実験がほぼ毎年、最盛期には年178回も行われていたことを考えれば、CTBTが核爆発実験を抑止する上で相当の効果をもたらしているとも考えられる。さらに、北朝鮮の核実験実施に対する国際社会の反応として国連安保理決議をはじめとした厳しい反応や、国連総会決議(核軍縮決議及びCTBT決議)等に見られるCTBTの早期発効に向けた取組を要請する声があること等を踏まえれば、核爆発実験を行う政治的コストも高まっているとも言える。日本が国際社会の先頭に立ってCTBT発効を促進しているのも、核爆発実験の禁止を法的拘束力のあるものとし、また不可逆的なものとするためである。

第3節 発効促進に向けた日本の取組

日本は、NPT体制を基礎とする核軍縮・不拡散体制を支える重要な柱として、CTBTの早期発効を

核軍縮・不拡散分野の最優先課題の一つとして重視し、以下のような外交努力を継続してきた。

1. 発効促進会議等への貢献

(1) 発効促進会議

CTBTは、署名開放後3年を経過しても発効しない場合、批准国の過半数の要請によって、発効促進のための会議を開催することを定めている。この規定に従い、1999年10月以降、隔年で計6回発効促進会議が開催された。

1999年の第1回発効促進会議では、高村正彦外務大臣が政府代表として出席し、同会議の議長を務めた。その後、日本は、2001年の第2回発効促進会議に向けて、「調整国」として非公式会合を開催するなど、各国の意見調整に努め、第2回発効促進会議では、阿部信泰政府代表（元国連軍縮担当事務次長）から、前回発効促進会議以降の条約発効に向けた状況の進展を、「プロGRESS・レポート」として報告した。

2011年9月にニューヨークで開催された第7回発効促進会議では、約60か国が代表演説を行い、未署名国・未批准国に対する早期署名・批准の呼びかけや核実験モラトリアム維持の重要性、CTBT検証体制の本来機能に加えた民生・科学分野における有用性等を盛り込んだ最終宣言が全会一致で採択された。日本からは玄葉光一郎外務大臣が政府代表として参加し、核兵器国、非核兵器国の対立を越え、すべての国によるCTBT発効促進に向けた共同行動が必要である旨呼びかける演説を行った。

(2) CTBTフレンズ外相会合

発効促進会議が開催されない年である2002年9月、川口順子外務大臣のほか、オーストラリア及びオランダの外相を中心とするCTBT批准国外相が、ニューヨークの国連本部においてCTBTフレンズ外相会合を開催し、CTBTの可及的速やかな署名及び批准並びに核実験モラトリアム継続を要請する外相共同声明を発表した。この声明には、当初、英国、フランス、ロシアの3核兵器国を含む18か国の外相が署名し、その後、50か国以上の外相の賛同を得た。

CTBTフレンズ外相会合は、その後、発効促進会議が開催されない年に隔年で開催されており、2012年9月にニューヨークで開催された第6回CTBTフレンズ外相会合は玄葉外務大臣とオーストラリアのカー外相が共同議長を務め、約80か国が参加した。

同会合ではCTBT発効促進に向けた閣僚共同声明を採択し、101か国（初めて5核兵器国を含む）の賛同を得た。玄葉外務大臣は、CTBT発効に積極的に取り組んでいく決意を表明しつつ、すぐに取り組むべき3つの具体的な共同行動（①核実験禁止の事実上の国際的な規範化の動きを強化するため、全ての国が核実験を自制すべきであること、②CTBT未署名・未批准国に対して可能な限り早期に署名・批准するよう説得するための、更なる域内のイニシアティブを促すこと、③核実験を探知するIMSの整備を加速すること）を提案する演説を行った。



第6回CTBTフレンズ外相会合（於：ニューヨーク国本部）

2. 二国会談等における働きかけ

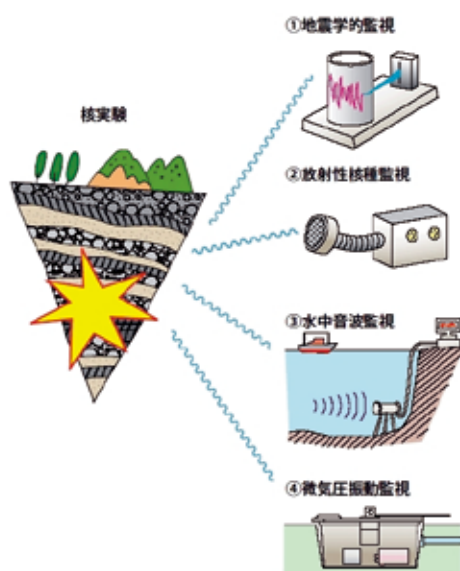
日本は、従来二国会談や国際的・地域的フォーラム等様々な機会を捉えてCTBTの早期発効の重要性を呼び掛け、また、未署名・未批准国（特に発効要件国）に対して署名・批准を働きかけてきている。2011年から2012年にかけては、総理、外務大臣、政府高官レベルにおいて中国、エジプト、インド、イスラエル、パキスタン及び米国に対し、二国会間の会談や協議において働きかけを実施した。

3. 国際監視制度（IMS）の整備への取組

日本は、CTBTの遵守状況を検証するためのIMSの立ち上げを支援するために、地震観測に関する日本の高い技術水準を活用して、開発途上国に対する技術援助を行っている。具体的には、1995年度以降毎年、グローバル地震観測研修への研修生受入れ（2012年度までに176名を受入れ）、地震観測機器の供与（2004年度までに17件。）した他、2014年に予定されている現地視察大規模統合野外演習（IFE14）及びその事前演習にも機器の貸与を予定している。

2012年は、放射性核種観測所において放射性物質や化学物質の気中での移動・拡散の様子を気象データを用いてシミュレーションするための計算プログラムである大気輸送モデル（ATM）強化にも財政貢献を行った。このような日本の努力は、IMSの整備に貢献するとともに、CTBT批准に伴う国内実施を容易にすることにより、未批准国によるCTBTの批准を促進することにつながる。CTBT機関準備委員会や関係各国からも、このような日本の協力は高く評価されている。

CTBTの国際監視制度



4. 日本における監視観測施設の整備・運営

日本は、CTBT上、10か所の監視観測施設を国内に設置することとされており、2002年11月、これらの監視施設を建設・運用するためのCTBT国内運用体制を設立し、2008年末に全施設がCTBT機関準備委員会暫定技術事務局（PTS：Provisional Technical Secretariat）の認証を得て、暫定運用を開始した。

- 地震学的監視観測所主要観測所：松代
- 地震学的監視観測所補助観測所：大分、国頭、八丈島、上川朝日、父島
- 微気圧振動監視観測所：夷隅
- 放射性核種監視観測所：沖縄、高崎（希ガス検知装置を追加的に設置）
- 放射性核種のための実験施設：東海

わが国におけるIMS整備

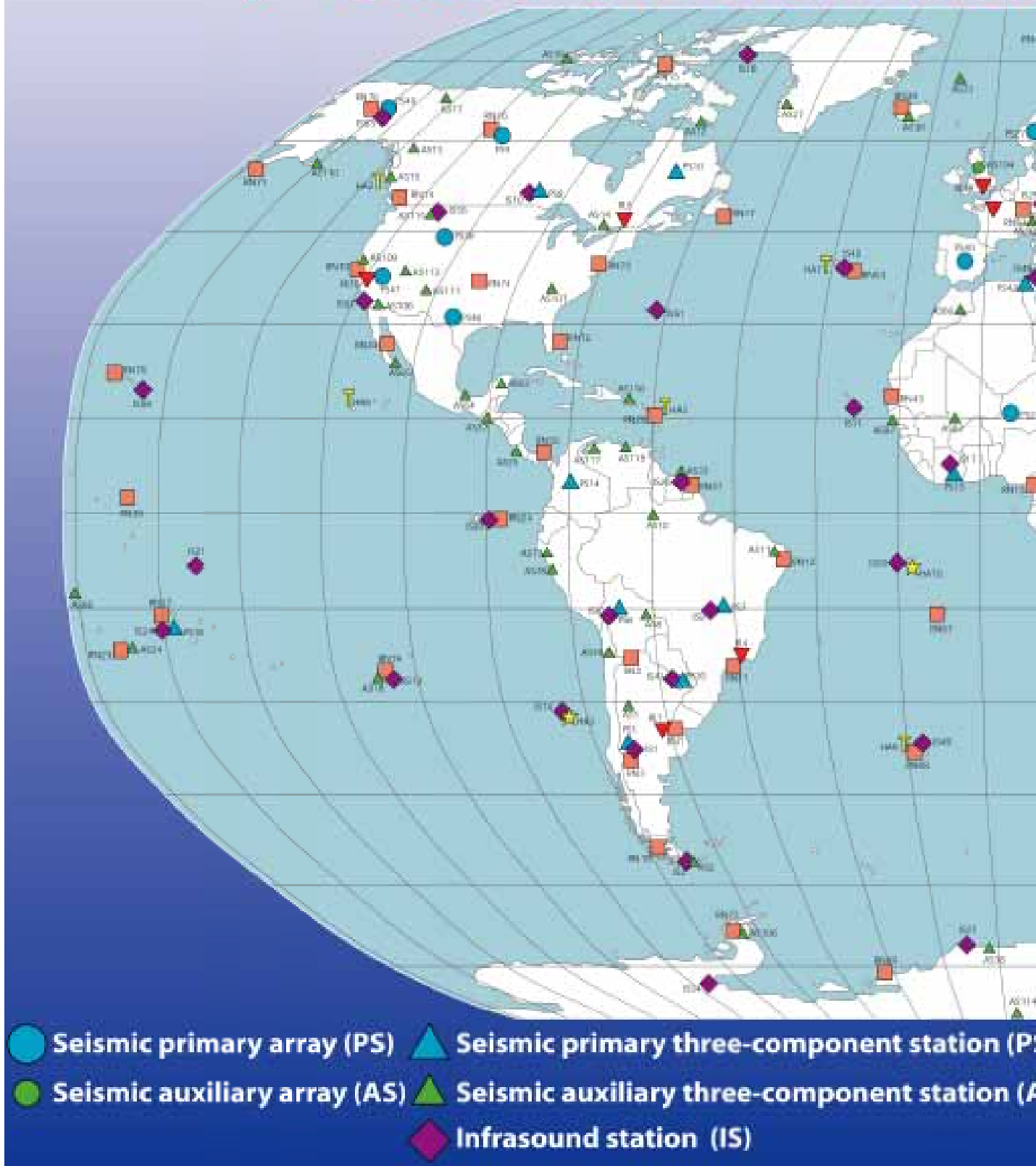
全国の10か所の観測所が
CTBT機関準備委員会暫定技術事務局の認証を受けて運用段階に



- ▲：主要地震観測所
松代 (PS22) 2004年12月 認証
- ▲：補助地震観測所
大分 (AS51) 2008年12月 認証
国頭 (AS52) 2008年 3月 認証
八丈島 (AS53) 2008年 3月 認証
上川朝日 (AS54) 2008年12月 認証
父島 (AS55) 2008年12月 認証
- ：放射性核種観測所
沖縄 (RN37) 2007年 2月 認証
高崎 (RN38) 2004年 2月 認証
- ★：放射性核種実験施設
東海 (RL11) 2006年11月 認証
- ◆：微気圧振動観測所
夷隅 (IS30) 2005年 3月 認証



Preparatory Commission for the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty Facilities of the CTBT International Monitoring System



Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty (CTBTO)

International Monitoring System



(S) ★ Hydroacoustic (hydrophone) station (HA) ■ Radionuclide station (RN)
 (AS) T Hydroacoustic (T-Phase) station (HA) ▼ Radionuclide laboratory (RL)
 ● International Data Centre, CTBTO PrepCom, Vienna

第4章

兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）

第1節 概要と意義

兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT：Fissile Material Cut Off Treaty）は、通称カットオフ条約又はFMCTと呼ばれる。国際的な軍縮交渉の流れの中では、1996年に包括的核実験禁止条約（CTBT）が採択された後、国際社会が次に取り組むべき現実的かつ実質的な多数国間の核軍縮・不拡散措置と位置付けられている。すなわち、現在の核不拡散体制の基礎となっている核兵器不拡散条約（NPT）は、核兵器国から非核兵器国への核兵器やその他の核爆発装置の移譲を禁止するとともに、非核兵器国による核兵器の開発・取得を禁止することで、新たな核兵器国の出現を封じようとしている。FMCTは兵器用の核分裂性物質（兵器用高濃縮ウラン及びプルトニウム等）の生産そのものを禁止することで、新たな核兵器国の出現を防ぐとともに、核

兵器国による核兵器の生産を制限するものであり、核軍縮・不拡散の双方の観点から大きな意義を有する。

FMCTが成立すれば、米国及びロシア等による核兵器削減の方向性を支え、新たな核保有国の出現を防ぎ、また、核軍備競争をなくすことにつながり得る。これは、核軍縮・不拡散の歴史上大きな意味をもつだけでなく、国際的な安全保障環境の安定にも大きく貢献することになる。想定されている条約上の義務としては、①核兵器その他の核爆発装置の研究・製造・使用のための兵器用核分裂性物質の生産禁止、②他国の兵器用核分裂性物質の生産に対する援助の禁止などが挙げられる。

なお、NPT上の核兵器国のうち米国、ロシア、英国、フランスは兵器用核分裂性物質生産モラトリアムを宣言しているが、中国はこの宣言を行っていない。

第2節 経緯

FMCTは、1993年9月、クリントン米国大統領が国連総会演説で提案したものであり、同年11月には、その交渉を適当な国際的フォーラムで行うことを勧告する国連総会決議がコンセンサスで採択された。その後、交渉の場をジュネーブ軍縮会議（CD）とすることが合意された。

CDにおいては、条約交渉を行うための特別委員会等の補助機関が設置されることが認められているが、このような委員会が設置されたのは1995年、1998年及び2009年のみである。

1995年の特別委員会は、特別調整官として指名されたシャノン・カナダ軍縮代表部大使がCDに提出した各国との協議の結果に関する報告書に基づき、

設置が決定された。しかし、特別委員会の議長が指名されなかったため、交渉は行われなかった。

1998年に設置された特別委員会は、インド及びパキスタンによる核実験の実施といった新たな状況の出現を受けて、同年8月に設置された。特別委員会は同年8月から9月の間に2度にわたり会合を開催したが、1998年会期終了間際であったこともあり、各国間の意見交換が行われたのみで、実質的な条約交渉を開始するまでには至らなかった。

その後も特別委員会設置に向けた議論が行われたものの、各国のCD事項の優先度が異なり、またブッシュ米国政権が、FMCTに関する政策見直しの結果、検証制度のないFMCTを主張していたことか

ら、議題ごとに調整役を設置し、非公式の集中討議を行う努力が続けられたが、FMCTの交渉開始には至らなかった。2009年に誕生したオバマ米政権が再び検証可能な条約を支持する政策に戻り、条約交渉開始に向けた動きが高まったこともあり、2009年5月にはFMCT交渉を行う作業部会の設置を含む作業計画案が採択された。この採択直後から、作業計画の実施に必要な決定案（作業日程や作業部会議長等）の協議が行われたが、パキスタンの反対により合意に至らず、2009年中の条約交渉開始を含む作業計画を実施することはできなかった。

2010年、2011年もCDは作業計画を採択できずに終了し、2011年10月の国連総会第一委員会において、

カナダが提出したFMCT決議案で、CDが2012年会期で作業計画を採択・実施できない場合は2012年9月からの第67回国連総会で交渉の選択肢を検討することが決まった。CDは2012年会期においても、作業計画を採択できずに終了し、2012年10月の国連総会第一委員会において、カナダが提出したFMCTに関する政府専門家会合（GGE）の設置を決める決議案が採択された（同年12月に国連総会本会議で採択）。同決議は、国連事務総長に対し加盟国の意向をまとめた報告書を2013年の第68回国連総会に提出し、2014年及び2015年にGGEを開催することを要請している。

第3節 交渉促進に向けた日本の取組

日本は、FMCTの核軍縮・不拡散における重要性に鑑み、交渉の即時開始を重視し、そのための努力を行ってきた。近年ではほぼ毎年、CDに政治レベルが出席し（2012年3月は山根隆治外務副大臣が出席）、CDの前進とFMCTの早期交渉開始を訴えてきた。

また、2008年に行われたFMCTに関するCD非公式協議では、樽井澄夫軍縮会議日本政府代表部大使

が調整役（コーディネーター）として交渉に向けた議論を主導したほか、2003年及び2006年には、同条約に関する日本の考え方を整理した作業文書をCDに提出した。さらに、2011年2月、3月及び5月に日本・オーストラリア両政府はCDの機会にFMCTに関する専門家会合を開催し、「核分裂性物質」や「生産」の定義や検証制度について、深い技術的な議論を行った（コラム参照）。

コラム：FMCTに関する専門家会合

2011年、FMCTの交渉開始へのモメンタムを高めるため、日本とオーストラリアの両政府は、同条約の技術的な側面に焦点を当てた専門家会合をCDの機会に開催した。本件専門家会合は、2月、3月及び5月と3回開催され、CD加盟国及びオブザーバー国を対象に開催され、約40～45か国が出席した。

第1回会合（2月14日～16日）及び第2回会合（3月21日～23日）は、ウールコット・オーストラリア軍縮代表部大使議長の下で、それぞれ、FMCTの下で禁止の対象となる「核分裂性物質」及びその「生産」の定義の案と、FMCTの下で採用される「検証」のあり方について議論がなされた。

第3回会合（5月30日～6月1日）は、日本の須田明夫軍縮会議日本政府代表部大使が議長を務めた。第2回会合での国際原子力機関（IAEA）や化学兵器禁止機関（OPCW）の専門家との意見交換を踏まえ、検証の目的や範囲、検証と定義の関係、既存の検証手段（IAEA 保障措置等）の有効性を中心に活発な議論が行われた。

CDの本会議では、多くの国が日本とオーストラリアの取組を評価する発言がなされた。特に、「検証」について、これまでCDでなされてこなかったレベルでの深い技術的な議論を行うことができた。計量管理や封じ込め・監視（C/S）といった既存のIAEA 保障措置手段をFMCTにおいてどのように適用するのか、また新たにどのような手段が必要となるか等につき実質的な議論をさらに深めることができた。

上記会合での議論は報告書としてCDに提出され（CD/1906、CD/1909、CD/1917）、今後のFMCTに関する議論に資することが期待される。



日本・オーストラリア共催 FMCTに関する専門家会合（於ジュネーブ（スイス））

第5章

さらなる核軍縮のための課題

第1節 消極的安全保証（NSA）

1. 定義

消極的安全保証（NSA：negative security assurance）とは、一般的に、核兵器国が非核兵器国に対し核兵器を使用しないと保証することをいう。一方、NSAの他に積極的安全保証（PSA：positive security assurance）という概念がある。PSAは一般的に、非核兵器国が核兵器による攻撃または威嚇を受けた場合には支援を与えることを約束することをいう。

2. 経緯

核兵器不拡散条約（NPT）交渉過程で、非同盟（NAM）諸国を中心とする非核兵器国側が、NSA及びPSAをNPT条文に挿入するよう要求したが、核兵器国側はこれらをNPT条文に盛り込むことには応えず、1968年の国連安保理決議第255号でPSAを表明した。その後、核兵器の使用及び威嚇に対し非核兵器国の安全が保証されるべきであるとの主張の高まりを受け、1978年の第1回国連軍縮特別総会において、5核兵器国がそれぞれNSAに関する一方的な宣言を行った。1995年NPT運用検討・延長会議に先立つ1995年4月には、核兵器国は、従来行ってきた一方的宣言（NSA）をほぼそのままの形で改めて宣言すると共に、それら宣言への留意を含む非核兵器国の安全の保証（PSA及びNSA）に関する国連安保理決議第984号を採択した。これは同運用検討・延長会議に向けて、NAM諸国が、NPT延長の条件として核兵器国が非核兵器国の安全を保証するための法的拘束力のある措置を要求したことが背景にある。

5核兵器国が行った上記宣言で、米国・英国・フ

ランス・ロシアは、NPTを締結している非核兵器国が自国又は同盟国に対してその他の核兵器国との協力又は同盟関係の下で侵略・攻撃する場合を除いて、非核兵器国に対して核兵器を使用しないことを再確認する旨の宣言を行った。他方、中国は、いかなる時も非核兵器国又は非核兵器地帯に対して、核兵器を使用し又は使用すると威嚇を行わないことを約束する旨の宣言を行った。

同年に開催されたNPT運用検討・延長会議では、「消極的及び積極的安全保証に関する全会一致で採択された国連安保理決議984号及び核兵器国の宣言に留意し、核兵器の使用又は使用の威嚇に対して非核兵器国への安全を保証するため更なる措置を検討すべき。これらの措置は国際的に法的拘束力のある文書の形をとることが可能」との文言を含む「原則と目標」（第8項）が採択された。

その後、米国は2010年「核態勢見直し（NPR）」において、NPT締約国でありNPT上の義務を遵守している非核兵器国に対して、核兵器を使用せず、また、その使用の威嚇をしないとする強化されたNSAを宣言している。但し、バイオ技術の急速な進展を踏まえ、生物兵器の今後の進展によっては、かかるNSAを調整する権利を留保している。英国も同年発表の「戦略防衛・安全保障見直し（SDSR）」において、米国とほぼ同様のNSAを宣言している。

3. NSAをめぐる議論

1994年までジュネーブ軍縮会議（CD）において毎年NSAに関する特別委員会が設けられてきたが、特段の成果には至っていない。1995年以降は特別委員会の設置はなく、通常のCD会期内において議題

の1つとして取り上げられている。

NSAをめぐる議論には、法的拘束力を有するNSAとすべきか否かという論点、法的拘束力を有するNSAとする場合、多国間条約等を通じたグローバルなNSAによって直ちに全ての非核兵器国にNSAを供与するか、あるいは非核兵器地帯条約を通じた地域的なNSAの積み重ねによって法的拘束力のあるNSAが供与される国を増やしていくのかといったアプローチの論点、NSAは無条件とすべきか条件付きとすべきかという論点、NPT上の義務に違反している国に対してNSAを供与すべきか否かという論点、NPTに加入していない核兵器保有国がNSAを供与する側になると事実上の核兵器国として認めてしまうことにならないかという論点、どのフォーラムでNSAは議論されるべきかという論点（NPTに加入していない核兵器保有国も参加するCDが良いのか、核兵器保有を禁止された非核兵器国への代償としてNPTで議論すべきか）等、幅広い論点がある。

4. 日本の立場

1970年にNPT署名の際に行った演説において、日本は、核兵器国は非核兵器国に対して核兵器の使用又は使用の威嚇を行ってはならないことを強調した。日本として、この立場は現在も変わっておらず、NSAの概念を基本的に支持しており、また、「核兵器のない世界」を実現するための第一歩となる具体

的な手段として注目している。その際、当然のことながら、長期的課題である「核兵器のない世界」の実現を目指すに当たり、日本の安全保障及び国際的な安全保障を損なうことはあってはならないと考えている。

NSAは核兵器を保有しない非核兵器国としての正当な関心事項であり、日本は、核兵器国はNPT上の義務を遵守している非核兵器国に対して核兵器を使用しないとの強化されたNSAを供与するよう求めている。この観点で、日本は、米国及び英国によるかかる強化されたNSAの供与を評価している。

さらに、核兵器国を含む全ての関係国の同意等適切な条件の下で創設された非核兵器地帯は、法的拘束力を有する形でNSAを実現する実質的な措置と考えている。

なお、日本としては、2010年NPT再検討会議最終文書の行動5にあるとおり、核兵器を保有するすべての国は、国際社会の安定と平和を促進し、各国の安全保障を損なわない形で、それぞれの安全保障戦略における核兵器の役割を低減させることが重要であるとする。その観点で、NSAは核兵器の役割低減に貢献するものと位置づけられる。

このようなNSAに対する日本の立場は、2012年5月の2015年NPT運用検討会議第1回準備委員会、同年6月のCDなど、様々な機会において表明している。

第2節 透明性の向上

1. 意義

透明性の向上は、敵対国の誤解や誤算によって生じ得る危機を未然に防ぐための信頼醸成措置（CBM）の一環として発展してきた。特に、大規模な軍事力が秘密のベールに包まれた状態で集中的に配備されていた冷戦期の欧州大陸では、透明性の欠如が互いの軍事行動に関する誤解や誤算を招き、軍事衝突が発生する危険性があった。これを回避するため、欧州では1950年代から、情報交換、相互通知、検証などを通じて互いの軍事行動に予測可能性を持たせる提案がなされ、1975年の欧州安全保障協力会議（CSCE）ヘルシンキ最終文書に結実した。互い

の秘密を減らし、より開かれた状態をつくるという透明性の向上はCBMの基本的な性質の一つである。

核兵器の軍備管理・軍縮においても、透明性の向上は、互いの誤解を防ぎ偶発的な核戦争を防止するという伝統的なCBMの一つとしての意義がある。また、冷戦時代に米ソ間で起きたような透明性の欠如によって生じる核軍備競争を避けるため、さらには、今後の核軍縮の進展を促すためにも、透明性の向上が必要と考えられている。

近年では、核軍備管理・軍縮上の義務を実施するにあたっての3原則（透明性の原則の他、削減された核兵器が再び増加しないような措置を施すという

不可逆性の原則、条約の締約国が条約義務を履行しているかを確認できる検証可能性の原則)の一つとして位置づけられている。透明性なくしては、不可逆的に核兵器が削減されていることを検証することは困難であるので、これら3つの原則の中でも、透明性の原則は、他の2つの原則の基礎である、すなわち最も重要な原則であるとの見方もある。

なお、核兵器の透明性としては、①過去に関する透明性として、過去の核実験、核関連事故、核分裂性物質生産量、核兵器の生産量、②現在に関する透明性として、核軍縮努力、ドクトリン、相互査察・データ交換、既存・閉鎖核関連施設、核分裂性物質保有量、核兵器保有数、核兵器能力等、様々な側面がある。

2. これまでのNPT運用検討会議での合意

NPT運用検討プロセスにおいても、近年、透明性の重要性が認識されてきている。

2000年のNPT運用検討会議の最終文書で合意された核軍縮に関する13の措置において、各国の核兵器能力に関する透明性の向上が、すべての核兵器国がとるべき措置の一つとして初めて合意された。

2010年5月、ニューヨークの国連本部で開催されたNPT運用検討会議で合意された「行動計画」においては、透明性は、不可逆性及び検証可能性と並んで、核軍縮・不拡散上の義務を実施するにあたっての3つの原則の一つとして初めて合意された(行動2)。また、核兵器国は、核兵器国としてとるべき具体的な核軍縮措置の進捗状況について、2014年の準備委員会において報告することが求められた(行動5)。すべてのNPT締約国は、行動計画及びNPT第6条の実施について定期報告をすべきことが合意された(行動20)。さらに、CBMの一つとして、核兵器国は、可能な限り早急に行動計画の進捗状況に関する標準的な報告様式(フォーム)に合意し、国家安全保障を損なわないよう自発的に標準的な情報を提供するための適切な報告間隔を決定するよう奨励された(行動21)。

3. 核兵器国の透明性

米国とロシアは、以前から二国間の戦略核制限・削減条約(START)の枠組みで、条約上の計算ルー

ルに基づいた戦略運搬手段及び核弾頭の配備数を公表していた。

核兵器国による核兵器の数の公表については、近年、次のとおり大きな動きが見られた。2008年3月、核兵器国として初めて、フランスのサルコジ大統領が同国の「核弾頭」の数を300個以下である旨公表した。続いて、2010年5月のNPT運用検討会議中に、米国が「備蓄された核兵器の数」を5,113個と公表、また、英国が「核弾頭の全体の備蓄」の上限を225個以下と公表した。英国は、その後、2010年10月の「戦略防衛・安全保障見直し(SDSR)」において、2020年代半ばまでに、核弾頭の全体の備蓄の上限を225個から180個まで削減可能と発表した。

4. 日本の取組

日本は、通常兵器の透明性向上のために軍備登録制度を提唱したように(第4部第7章第1節参照)、上記1.の意義を踏まえ、従来から軍備の透明性向上を重要なCBMの一つとして重視してきた。核兵器に関する透明性の向上についても、従来からその重要性を指摘してきたところであるが、近年は、より行動指向的な核軍縮を目指すべきとの考えに基づいて、具体的かつ実質的な透明性の向上を訴えてきている。

例えば、2008年にジュネーブで開催された2010年NPT運用検討会議第2回準備委員会には、透明性を向上すべき具体的な項目を列挙した作業文書を提出した。2009年4月には、中曽根弘文外務大臣が、「すべての核兵器保有国が、自らの保有する核兵器数、余剰な核分裂性物質や運搬手段等、核軍備についての情報を、定期的かつ十分に開示することを強く求めたい」と述べ、「情報開示の文化」を提唱した。

2010年のNPT運用検討会議における交渉過程で、日本は、2008年に提案した具体的な項目を行動計画に盛り込むべく努力したが、一部の核兵器国の強い反対により、合意には至らなかった。しかし、上述の核兵器国による核軍縮の進捗状況に関する2014年の準備委員会での報告(行動5)や標準的な報告フォームの作成(行動21)は、日本の提案に基づくものである。

その後、日本は、報告フォームの一案を作成し、オーストラリアと共に2010年9月に結成した10カ国

による軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）の提案として、5核兵器国に提示した。このように、日

本は、核兵器に関するグローバルな透明性向上措置の構築に積極的に取り組んでいる。

第3節 核兵器禁止条約（NWC）

1. 「核兵器禁止条約」の概念

核兵器禁止条約構想は、民間団体「核兵器に反対する法律家協会（IALANA）」、「核戦争防止国際医師の会（IPPNW）」、「拡散に反対する科学者国際ネットワーク（INESAP）」により発表され、1997年にコスタリカがモデル核兵器禁止条約として国連に提出した。2007年にはコスタリカ及びマレーシアが、NPT運用検討会議第1回準備委員会に対し作業文書として同条約案の改訂版を提出し、また、国連にも提出した。同条約案は、核兵器の完全な禁止及び検証を伴う廃絶を規定したものであり、締約国の一般的義務として、①核兵器の開発、実験、生産、貯蔵、移譲、使用及び使用の威嚇の禁止、②核兵器国の核軍備（核兵器、核施設）廃棄、③兵器利用可能な核分裂性物質の生産禁止、④運搬手段の廃棄、を規定している。

核兵器を全面的に禁止する条約とは別に、その前段階として、核兵器の使用及び威嚇を禁止する条約を交渉すべきとの考え方もある。現時点では、直ちに交渉の対象となりうる条約案はないが、1996年第51回国連総会以降、インドが国連総会に対し、核兵器の使用又は使用の威嚇を禁止する国際協定締結のための交渉を開始することを要請する決議を提出している。

「核兵器禁止条約」及び「核兵器使用禁止条約」の何れもNAM諸国、途上国、NGO等からの強い支持がある。

核兵器禁止条約については、2008年に潘基文国連事務総長が、核軍縮会合における講演の中で発表した5項目の提案の1つとして、「強力な検証システムに裏付けられた核兵器禁止条約の交渉が検討できる」と述べている。

さらに、2010年NPT運用検討会議最終文書行動計画においては、「核兵器禁止条約の交渉に関する検討を含む事務総長の5項目提案に留意する」と核兵器禁止条約に言及している。

2. 「核兵器の威嚇または使用の合法性」に関する国際司法裁判所（ICJ）勧告的意見

1993年、IALANA、IPPNW等が形成した「世界法廷プロジェクト」運動の結果、世界保健機関（WHO）総会において、健康及び環境の見地から、核兵器の使用の合法性につきICJ勧告的意見を要請する決議が採択された。

同年、国連総会第一委員会においてもICJ勧告的意見を要請する決議案が提出されたが、米国・フランス等の反対により撤回された。翌1994年、インドネシアが再度決議案を提出し、核兵器の使用の合法性につきICJ勧告的意見を要請する決議が採択された（日本は、多くの西側諸国が反対する中、唯一の被爆国として、核兵器は二度と使われてはならないものの、本件が各国間の対立を助長することになりがちであるとして棄権した（賛成78-反対43-棄権38））。

ICJはWHOの請求は却下したが、1996年7月、国連総会からの要請に対し、「核兵器の威嚇又は使用は、武力紛争に適用される国際法の要件及び特に人道法の原則及び規則に一般的に違反することとなる。しかしながら、国際法の現状及び入手可能な事実関係に鑑み、裁判所は、国の生存そのものが問題となるような極限状況における核兵器の威嚇又は使用が合法か違法かを確定的に結論することはできない（賛成7-反対7、裁判長の決定票）」としつつ、「厳格かつ効果的な国際管理の下におけるあらゆる側面での核軍縮を目指す交渉を誠実に行之、かつ結論に達する義務が存在する（全会一致）」との勧告的意見を出した。

3. 国連総会決議と日本の立場

上述のICJの勧告的意見を受けて、1996年の第51回総会以来毎年、マレーシアが国連に対し、ICJ判事全会一致の意見である核軍縮交渉を妥結する義務についてフォローアップを要請する「核兵器の威嚇又は使用の合法性に関するICJ勧告的意見フォロー

アップ」決議案を提出している。同決議は、核軍縮交渉の妥結義務を核兵器禁止条約の早期締結につながる多国間交渉の開始によってフォローアップするよう求めている。

日本は、厳格かつ効果的な国際管理の下におけるあらゆる側面での核軍縮を目指す交渉を誠実にを行い、かつ結論に達する義務が存在するとしたICJ判事の全員一致の意見を支持している。その一方で、核不拡散・核軍縮の着実な進展を達成するためには、具体的な手段をとるべきであるとの考えである。核兵器国を含む多くの国が核兵器禁止条約に賛成していない現状では、核兵器禁止条約の交渉を直ちに開始する状況になく、核廃絶に向けて現実的かつ実効的な措置を着実に積み重ねていくことが重要である。よって、包括的核実験禁止条約（CTBT）の早

期発効、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の交渉開始・早期妥結等が優先されるべきと考え、核兵器禁止条約締結のための交渉を開始することによって、核軍縮交渉の妥結義務を即時に履行すべきとする同決議案については、投票理由説明を付して棄権してきている。

また、インドが毎年国連総会に提出している「核兵器使用禁止条約」に関する決議案についても、同様の理由により、日本は棄権している。

なお、現時点での核兵器禁止条約のための交渉開始については上述立場であるも、核軍縮の最終段階において、核兵器禁止条約のような多国間核軍縮の枠組の在り方につき議論に参加する用意がある旨、2011年1月と2012年5月にCDにおいて軍縮代表部大使がステートメントの中で述べている。

第4節 非核兵器地帯

1. 概要

「非核兵器地帯」とは、一般的には、国際約束により、①特定の地域において、域内国が核兵器の生産、取得、保有、配備及び管理を行うことを禁止するとともに、②核兵器国（米国、ロシア、英国、フランス及び中国）によるこれら諸国への核攻撃をしないことの誓約（消極的安全保証の供与）を含む議定書を締結することによって作り出される「核兵器のない地帯」を意味する。

非核兵器地帯は、当初、世界的な核不拡散体制の設立に向けた国際社会の努力の補完的措置として検討された概念で、冷戦時に、東西両陣営間の対立が核戦争に発展することを恐れた非核兵器国側の地域的アプローチとして捉えられてきた。

冷戦終結後も非核兵器地帯設置の動きは継続し、1999年の国連軍縮委員会において非核兵器地帯の設置に関するガイドラインを含む報告書が採択され、さらに2009年のペリンダバ条約の発効により南半球のほぼすべての陸地部分が非核兵器地帯に含まれることとなった。また、2010年NPT運用検討会議において米国がラロトンガ条約及びペリンダバ条約の議定書批准に向けた手続開始等を表明する演説を行ったこと等、国際的な核不拡散体制における役割が注目されてきている。

なお、2010年4月には「第2回非核兵器地帯条約締約国・署名国会合」がニューヨークで開催され、日本もオブザーバーとして参加した。

2. 日本の立場

非核兵器地帯に関する日本の基本的立場は、一般的に適切な条件が揃っている地域において、その地域内の国々の提唱により非核兵器地帯が設置されることは、核拡散防止等の目的に資するというものである。

非核兵器地帯構想が「現実的」なものとなるための条件としては、①核兵器国を含むすべての関係国の同意があること、②当該地域のみならず、世界全体の平和と安全に資すること、③適切な査察・検証を伴っていること、④公海における航行の自由を含む国際法の諸原則に合致していることなどが挙げられる。

また、2010年の第65回国連総会に日本が提出し、圧倒的多数の加盟国の賛成を得た核軍縮決議においても、国連軍縮委員会（UNDC）が採択したガイドラインに基づくさらなる非核兵器地帯の創設を促す旨が盛り込まれた。

3. 中東非核兵器地帯・中東非大量破壊兵器地帯

1974年の国連総会においてエジプトが提案した中東非核兵器地帯構想を歓迎する決議が採択されて以来、毎年、この構想を実施するために必要な措置をとるよう求める決議がコンセンサス採択されてきている（ただし、2009年の第64回国連総会では一部分割投票）。しかし、事実上の核兵器保有国と国際的にみなされているイスラエルのNPT未締結やイランの核問題などを背景として、今のところ本構想が実現される見通しは立っていない。

1995年のNPT運用検討会議において、米国、ロシア、英国の共同提案による中東地域における核兵器を含む非大量破壊兵器地帯の創設を目指す中東決議が採択されたが、アラブ諸国とイスラエルの立場の違いもあり、現段階で目立った進展はなく、この問題はNPT運用検討プロセスにおける議論の焦点の一つとなっている。

2010年のNPT運用検討会議では、同会議で採択された最終文書の行動計画において、国連事務総長及び中東決議共同提案国（米国、ロシア、英国）の召集による、すべての中東諸国が参加する中東非大量破壊兵器地帯設置に関する国際会議の2012年開催が支持された。これを受けて招集者（国連事務総長及び中東決議共同提案国（米国、ロシア、英国））の間で調整が行われ、2011年10月、開催地をフィンランドとし、調整役（ファシリテーター）をフィンランド外務省のラーヤヴァ次官に決定した旨の招集者による共同声明が発出された。その後、2012年の会議開催に向けてファシリテーターを中心に調整が進められてきたが、いわゆる「アラブの春」等の影響により中東情勢が不安定化し、すべての中東諸国

が参加する会議の開催が困難になったとの判断から、2012年11月、国連事務総長、米国、ロシア、英国、フィンランドより開催延期が発表された。これを受け、日本政府は、同会議が全ての中東諸国の参加を得て早期に開催されるよう、引き続きファシリテーターの努力を支持し、各国と協力していく旨、外務報道官談話を発出した。また、NPDIとしても同様のステートメントを発出した。

4. 北東アジア非核兵器地帯

日本が位置する北東アジア地域をめぐっては、その厳しい安全保障環境を緩和するアプローチとして、内外の研究者や専門家等によって、北東アジア非核兵器地帯構想の設立が提唱されてきた。提唱者によってその対象とする国や範囲に若干の幅はあるが、日本を含む幾つかの国や一定の範囲を対象とし、その域内において核兵器の使用や使用の威嚇を行わないことを約束するものである。特に近年、日本、韓国及び北朝鮮が非核兵器地帯となり、これに米国、中国、ロシアが消極的安全保証を供与する「3+3」構想が一定の注目を集めている。

非核兵器地帯については、一般論として、適切な条件が満たされるのであれば、核拡散の防止等に資するのは前述のとおりである。しかし、北東アジア地域においては、①依然として安全保障上の不安定要因や緊張関係が存在していること、②現実には核戦力を含む大規模な軍事力が存在すること等により、非核兵器地帯構想の実現のための現実的な環境は未だ整っていないとは言えない。北朝鮮による核開発は、核軍縮の機運に逆行するとともに、国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦であり、まずは北朝鮮の核放棄の実現に向け、努力する必要がある。

第5節 核兵器の人的側面

1. 経緯

（1）核兵器の人的側面は、長年国際社会における重要な課題として議論されてきたところであるが、近年では2010年NPT運用検討会議で重要な動きが見られた。同会議で採択された行動計画において、NPT締約国は、核兵器のあらゆる使用がもたらす悲惨な人道上の結末に深い懸念を表明し、すべ

ての国が国際人道法を含む適用可能な国際法を遵守する必要性を再確認した。

（2）こうした動きを踏まえ、2012年5月にウィーンで開催されたNPT運用検討会議第1回準備委員会において、スイスを含む16か国が共同で「核軍縮の人的側面」と題する共同声明を実施した。同年10月にニューヨークで開催された第67回国連総会第

一委員会においては、上記16か国を含む34か国（注）がNPT運用検討会議第1回準備委員会時と同内容の共同声明を実施した。

（注）共同声明実施 34 か国（下線は上記 16 か国に加え、第 67 回国連総会第一委員会で新たに加わった国。アイスランド、アイルランド、アルジェリア、アルゼンチン、インドネシア、ウルグアイ、エクアドル、エジプト、オーストリア、カザフスタン、コスタリカ、コロンビア、サモア、ザンビア、シエラレオネ、スイス、スワジランド、タイ、チリ、デンマーク、ナイジェリア、ニュージーランド、ノルウェー、バチカン（オブザーバー）、バングラディシュ、フィリピン、ブラジル、ベラルーシ、ペルー、マーシャル諸島、マルタ、マレーシア、南アフリカ、メキシコ、リヒテンシュタイン）

同共同声明では、核兵器のあらゆる使用がもたらす悲惨な人道上的結末を深く懸念し、いかなる状況においても、核兵器が決して再び使用されないことが極めて重要であり、全ての国は、核兵器を違法化し、核兵器のない世界を達成するための努力を強化しなければならない、としている（以下の参考を参照）。

【参考 核兵器の人道的側面に関する共同声明の主な内容】

- 核兵器のあらゆる使用がもたらす悲惨な人道上的結末を深く懸念。
- 意図的にせよ偶発的にせよ、核兵器の使用によってもたらされる甚大な人道的結末は不可避。
- 核兵器の維持、近代化、拡大に、毎年多額の財政資金を使うことは、国連憲章の目的及び原則に則った我々の集団的責任と相容れないものであると考えられる。
- いかなる状況においても、核兵器が決して再び使用されないことが極めて重要。
- 全ての国は、核兵器を違法化し、核兵器のない世界を達成するための努力を強化しなければならない。

2. 日本の取組

唯一の戦争被爆国である日本は、従来から、核兵器の使用がもたらす非人道的な惨禍に鑑みれば、核兵器は二度と使用されるべきでないとの考えから、核兵器使用による被害の実相を世界に伝える様々な取組を進めてきている。例えば、非核特使の派遣や

被爆証言の国際化、海外原爆展の開催等を行い、また、軍縮に携わる各国の外交官や国防省関係者等が参加する国連軍縮フェローシップ・プログラムにおいては、参加者の訪日に際して核兵器使用の惨禍の実相に触れるため広島・長崎訪問の機会を設ける等、これまで様々な努力を積み重ねてきている（第8部第4章、第5章参照。）。

上記1.の共同声明については、同共同声明の文言の中に、日本の安全保障政策の考え方と必ずしも合致しない表現が盛り込まれていることから、日本は参加を見合わせることにした。しかし、今後も上述の考えに基づいて、これまで以上に核兵器使用による被害の実相を世界に伝える努力をしていく考えである。

この関連で、2013年3月にオスロ（ノルウェー）で開催された核兵器使用による科学的・客観的な影響に焦点を当てた核兵器の人道的影響に関する国際会議に、日本は、政府関係者のみならず、放射線医学の専門家や被爆者を派遣し、本件に関する議論に積極的に貢献したところである。

第6章

地域の不拡散問題と日本の取組

第1節 北朝鮮

1. 北朝鮮をめぐる最近の情勢

北朝鮮の核・ミサイル問題は、国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であり、特に核問題は国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦である。2002年10月に北朝鮮がウラン濃縮計画を有していることを認めたことを契機として核問題は深刻化し、2006年7月にテポドン2を含む7発の弾道ミサイルの発射、10月には核実験実施発表に至った。2007年から2008年にかけて寧辺の3つの核施設（5MW実験炉、再処理工場及び核燃料棒製造施設）の無能力化作業への着手及び核計画についての申告がなされたが、北朝鮮は、2009年4月にミサイルを発射、5月に核実験実施を発表した。6月には新たに抽出されるプルトニウム全量の兵器化及びウラン濃縮作業着手を発表し、7月には複数発の弾道ミサイルを発射、9月には試験的ウラン濃縮が最終段階に達した旨宣明する書簡を国連安保理議長宛てに送付し、11月には使用済核燃料棒の再処理を成功裏に終了した旨を発表した。2010年11月には、米国のプリチャード元朝鮮半島和平担当特使、ヘッカー・スタンフォード大学教授（元ロシアラモス研究所長）が寧辺を訪問した際、実験用軽水炉建設現場とウラン濃縮施設を視察させた旨が報告されている。その際、北朝鮮側は、軽水炉の建設は国家の電力需要に応えるためであり、2012年に稼働させることが目標である、また、ウラン濃縮施設は右軽水炉用核燃料の製造のためであり、2000台の遠心分離機が既に稼働しており、濃縮度は平均3.5%である旨説明したとされている。2012年2月29日には、米朝間の対話の結果として、北朝鮮は長距離ミサイル発射、核実験、ウラン濃縮活動を含む寧辺での核関連活動のモラトリアム及び

IAEA要員の復帰等を実施し、米側は栄養支援等を実施するとの内容が発表された。しかし、北朝鮮は、同年4月及び12月、国際社会が強く自制を求めたにもかかわらず、ミサイルの発射を強行し、2013年2月12日には3度目の核実験実施を発表した。

このように強硬姿勢を強めている北朝鮮に対し、国連安保理は、北朝鮮による核実験やミサイル発射を非難し、制裁措置を課す内容の決議第1718号（2006年10月）、同第1874号（2009年6月）及び同第2087号（2013年1月）をそれぞれ採択し、北朝鮮に対し、すべての核兵器及び既存の核計画を、完全で検証可能かつ不可逆的な方法で放棄すること等を義務付けた。しかし、北朝鮮はこうした安保理決議上の義務を果たしてきていない。

2. 六者会合を通じた北朝鮮の核放棄に向けた取組

2003年8月に開始された六者会合（日本、米国、中国、韓国、ロシア及び北朝鮮が参加）は、2005年9月の第4回会合において共同声明を採択し、北朝鮮がすべての核兵器及び既存の核計画の放棄、並びに、核兵器不拡散条約（NPT）及び国際原子力機関（IAEA）保障措置に早期に復帰することが約束された。この共同声明は、六者会合のプロセスにおいて初めての合意文書であり、かつ、その中で、北朝鮮が「すべての核兵器及び既存の核計画」の検証可能な放棄を約束している意味は大きく、北朝鮮の核問題の平和的解決に向けた重要な基礎となるものである。

この共同声明に基づき、2007年2月8日から13日にかけて開催された第5回六者会合第3次会合で

「共同声明実施のための初期段階の措置」が採択され、北朝鮮による寧辺の核施設の活動停止及び封印、必要な監視・検証のためのIAEA要員の復帰、さらに、「初期段階」の次の段階における措置として、すべての核計画の完全な申告の提出及びすべての既存の核施設の無能力化等の実施等に合意し、同年7月には、IAEAにより寧辺の5つの核施設の活動停止が確認され、封印及び監視に必要な措置がとられるに至った。

2007年10月3日には、第6回六者会合第2次会合において「共同声明実施のための第2段階の措置」が採択され、非核化については以下の諸点が合意された。

- 「無能力化」：北朝鮮はすべての既存の核施設を無能力化することに合意。2007年末までに、寧辺にある5MWe黒鉛炉、再処理工場、核燃料棒製造施設の無能力化の完了。
- 「申告」：2007年末までに、北朝鮮はすべての核計画の完全かつ正確な申告を行うことに合意。
- 「不拡散」：北朝鮮は、核物質、技術及びノウハウを移転しないことを再確認。

この合意に基づき、2007年11月、寧辺の5MWe黒鉛炉、再処理工場、燃料棒製造施設の無能力化作業が開始され、同月28日には、日本を含む六者会合メンバー一行が寧辺を訪問し、作業の進捗状況を確認した。また、申告については、期限から大幅に遅れたものの、2008年6月26日に六者会合議長国である中国に提出された。その後、非核化を検証するため、六者会合の枠組みの中に検証メカニズムを設置することで合意されたが、その具体的枠組みに関して合意に至らず、2008年12月の六者会合首席代表者会合を最後に、六者会合は膠着状態に陥っている。

日本は、引き続き北朝鮮に対し、2005年9月の六者会合共同声明に明記された、「すべての核兵器及び既存の核計画の放棄」に向けた措置を着実に実施するよう求めつつ、北朝鮮の非核化に向けて引き続き関係国と緊密に連携していく考えである。

3. 核兵器不拡散条約（NPT）・国際原子力機関（IAEA）等

北朝鮮は、1993年3月12日、NPT脱退を国連安保理に通知したが、通知後3か月目に当たる同年6

月12日（NPT第10条1では、脱退の通知期間を3か月前と定めている。）の直前の6月11日、「NPT脱退発効の中断」を表明する米朝共同声明が発表され、北朝鮮はNPTにとどまることとなった。その後、1994年10月に米朝間で合意された「合意された枠組み」に基づき、北朝鮮はNPTの締約国の地位にとどまることを改めて受け入れ、同条約に基づく保障措置協定の履行を認めた。しかし北朝鮮は、2002年10月にウラン濃縮計画の存在を認めたことを契機とした核問題の高まりの中で、2003年1月10日、国連安保理議長宛てに書簡を発出し、「1993年の脱退発効の中断の解除」、すなわちNPT脱退の意図を表明した。2010年4月には、北朝鮮外務省が備忘録を発表し、北朝鮮として、他の核保有国と平等な立場に立っているとの考えを強調した。2010年5月に開催されたNPT運用検討会議は、北朝鮮に対し、すべての核兵器及び既存の核計画の放棄を含む約束を果たし、早期にNPTに復帰し、IAEA保障措置協定を遵守するよう求めるとの内容を含む最終文書を採択した。IAEAも、総会において北朝鮮の核問題の解決を促す内容の決議を採択してきており、2010年9月の総会でも、北朝鮮に対し、NPTを完全に履行し、包括的保障措置の完全かつ効果的な実施に向けてIAEAと適切に協力するよう要請し、北朝鮮がNPT上の核兵器国の地位を有し得ないことを再確認する内容を含む決議を採択した。

IAEAは、六者会合との関連では、2007年2月8日から13日にかけて開催された第5回六者会合第3次会合で採択された「共同声明実施のための初期段階の措置」において寧辺の核施設の活動停止及び封印のために必要な監視・検証のためのIAEA要員の復帰が求められ、同年7月14日、IAEA代表団が北朝鮮入りし、同17日には5つの施設（寧辺の4施設すなわち①核燃料棒製造施設、②5MWe黒鉛炉、③再処理工場及び④50MWe黒鉛炉（建設中）、並びに泰川の⑤200MWe黒鉛炉（建設中））の活動停止を確認し、同年8月17日、封印及び監視に必要なすべての措置がとられた旨報告がなされた。日本は同年9月、こうしたIAEAの北朝鮮における監視・検証のための活動に対して、50万ドルの貢献を行った。

日本は、各種の国際会議、首脳会談等の外交上の機会をとらえて北朝鮮問題を提起し、諸外国からの

理解と協力を得ている。例えば、G8については、2012年5月のG8キャンプデービッド・サミット首脳宣言において、地域の安定を脅かす北朝鮮による挑発行為及びウラン濃縮計画を含む北朝鮮の核計画を引き続き懸念することが表明された。また、国連安保理決議に直接違反する同年4月の発射を非難し、北朝鮮に対し、自らの国際的な義務に従い、全ての核・弾道ミサイル計画を完全な、検証可能なかつ不可逆的な方法で放棄するよう要請した。

4. ミサイル問題

北朝鮮のミサイル計画は、その開発・実験に加え、従来からの拡散活動を通じ、核問題ともあいまって、アジア太平洋地域だけではなく、国際社会全体に不安定性をもたらす要因となっている。

1999年に北朝鮮側がミサイル発射モラトリアムを発表した後、米朝間でミサイル協議が行われ、2000年10月のオルブライト米国国務長官訪朝の際にも、金正日国防委員長他と、ミサイル問題全般について議論が行われた。日朝間では、2002年9月の日朝平壤宣言において、北朝鮮は、ミサイル発射モラトリアムを2003年以降も更に延長していく意向を表明し、ミサイル問題を含む安全保障上の問題の解決を図ることの必要性を確認した。2003年8月、北京で開催された六者会合において、日本は、日朝平壤宣言に基づき、北朝鮮の弾道ミサイル問題を含む諸懸案を解決すべき旨を主張した。同会合の議長総括においては、「六者会合の参加者は平和的解決のプロセスの中で、状況を悪化させる行動をとらないことに同意した」との言及がなされた。しかし、2005年3月、北朝鮮は、外務省の発表した「備忘録」の中で、「我が国はミサイル発射の保留においても、現在如何なる拘束力も受けていない」と主張した。2006年7月5日、日本を含む国際社会の事前の警告にもかかわらず、北朝鮮はテポドン2を含む7発の弾道ミサイルの発射を強行した。北朝鮮は2009年4月5日、同年7月4日、2012年4月13日及び同年12月12日にもそれぞれミサイルを発射した。

北朝鮮による度重なる弾道ミサイル発射は、日本の安全保障や国際社会の平和と安定、さらには大量破壊兵器の不拡散という観点から重大な問題であるとともに、日朝平壤宣言にあるミサイル発射モラト

リアムにも違反し、六者会合の共同声明とも相容れないものである。2006年7月の発射に対し、日本は、北朝鮮に対する制裁措置を実施し、国連安保理も、日本の提案した決議案を基に、安保理決議第1695号を全会一致で採択し、北朝鮮による弾道ミサイルの発射を非難するとともに、北朝鮮が弾道ミサイル計画に関連するすべての活動を停止し、ミサイル発射モラトリアムに係る既存の約束を再度確認することを要求した。

その後、国連安保理は、決議第1718号においても、北朝鮮が弾道ミサイル計画を完全で検証可能かつ不可逆的な方法で放棄すべき旨決定し、決議第1874号においても、北朝鮮が弾道ミサイル計画に関連するすべての活動を停止し、ミサイル発射モラトリアムに係る既存の約束を再度確認すべきことを決定し、北朝鮮に対する厳しい制裁措置を導入・強化した。2009年4月、同年7月、2012年4月及び同年12月のミサイル発射は、こうした累次の安保理決議に違反するものであった。2012年4月の発射に際しては、国連安保理は、これを国連安保理決議の深刻な違反であるとして強く非難する議長声明を発出するとともに、同年5月2日、国連安保理によって設置された北朝鮮制裁委員会は、制裁対象団体・品目リストの追加・改訂を行った。また、同年12月の発射に対して、国連安保理は、2013年1月22日（NY時間）、これを安保理決議違反として非難し、制裁を強化する決議第2087号を採択した。

日本は、ミサイル技術管理レジーム（MTCR）や弾道ミサイルの不拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範（HCOC）を通じ、ミサイル及び関連技術の不拡散を目指す政策協調を図っている。こうした取組に加え、北朝鮮とミサイル分野で協力関係にあると見られる国に対し、協力を一切断つように働きかけ、さらにはグローバルな規範を強化していくことも重要である。

5. 北朝鮮の調達・拡散活動

北朝鮮は、大量破壊兵器及びその運搬手段（ミサイル等）の開発のための調達活動や、自らの軍需品・軍事技術の拡散活動を行っていると思われる。国連安保理によって設置された北朝鮮制裁委員会専門家パネルは、2010年11月に発表された最終報告書

- 在外公館と密接につながる貿易事務所を通じた幅広いネットワークを維持しつつ、外国の犯罪組織とも関係を築き、物資の輸送を行っている。
- イラン、シリア、ミャンマー等における核・弾道ミサイル関連活動に関与している可能性がある。
- 軍需品の輸出は、北朝鮮の主要な外貨獲得手段。アジア、アフリカ、南北アメリカへの輸出が多い。
- 2009年に国連安保理が制裁対象に指定した企業の活動を別の企業に素早く移す動きがあった。
- かつては貨物の輸送に北朝鮮籍船舶を使っていたが、外国所有・外国籍船舶による輸送に切り替え始めていると見られる。
- 海上輸送の際に貨物の真の発送者・受取人や中身をごまかすような様々な工夫をしている。
- 高価なあるいは機微な武器の輸送のために航空機が利用されている。
- 武器の部品を輸送し、相手国内で組み立てる手法をとることもある。
- 様々な手段を用いて送金の実態を隠している。

日本は、安保理決議に定められたものを含め、下記6.のような厳しい制裁措置を実施しながら、北朝鮮による調達・拡散活動の防止に努めている。

さらに、2012年6月に発表された同専門家パネルの最終報告書は、北朝鮮による制裁回避のパターンとして、品目・輸送先・荷受人の偽装の高度化、複数の仲介業者の介在、中継地としての中国やマレーシア等の第三国の活用等を記載し、北朝鮮は引き続き禁止されている取引に積極的に従事しており、対北朝鮮措置の実効性の向上のために加盟国の更なる取組が必要と結論付けている。

6. 北朝鮮に対する制裁措置

北朝鮮による2006年7月5日の弾道ミサイル発射を受け、日本は、万景峰92号の入港禁止等の一連の措置を発表した。また、国連安保理も、日本の提案した決議案を基に、安保理決議第1695号を全会一致で採択した。日本は、同決議の着実な実施の一環として、既存の厳格な輸出管理措置に加え、同年9月、北朝鮮のミサイル・大量破壊兵器開発計画に関連する15団体・1個人を指定し、資金移転防止措置を実施した。

さらに、北朝鮮は同年10月9日、核実験実施を発表した。北朝鮮による核実験は、日本のみならず東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅

威であり、NPT体制に対する重大な挑戦であるとともに、日朝平壤宣言、六者会合共同声明、安保理決議第1695号等に違反する行為であり、断じて容認できないものである。日本はこのような立場から、すべての北朝鮮籍船の入港禁止や北朝鮮からのすべての品目の輸入禁止を含む一連の厳格な措置の実施を決定した。国連安保理は、安保理決議第1718号を全会一致で採択した。日本は、厳格な輸出管理等、安保理決議第1718号の求める措置の多くを従来実施してきたが、この決議の採択を受け、同年11月より、北朝鮮への奢侈品の輸出禁止措置を新たに実施した。

2009年5月25日、北朝鮮は2度目の核実験実施を発表した。これを受けて国連安保理は、北朝鮮に対する制裁措置を強化する決議第1874号を全会一致で採択した。日本は、「国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法」の制定等、同決議の内容を着実に実施してきている。

2013年2月12日、北朝鮮は3度目の核実験実施を発表した。これを受けて日本は、直ちに、在日の北朝鮮当局の職員が行う当局職員としての活動を実質的に補佐する立場にある者による北朝鮮を渡航先とした再入国は原則として認めない措置を発表した。

なお、日本は、拡散活動に対する輸出管理の面において、2002年4月に導入した、大量破壊兵器及びその運搬手段の開発に用いられる懸念がある物資の輸出を規制するための「キャッチオール規制」の運用強化に取り組んでおり、北朝鮮向けの不正輸出を防止、摘発した事例もある。

(参考) 日本の企業による、北朝鮮の大量破壊兵器及びミサイル開発に関連した機器等の不正輸出の一例

2002年11月、株式会社明伸が、核兵器開発（ウラン濃縮）への転用が懸念される直流電源安定化装置3個の北朝鮮向けの輸出を試みたところ、キャッチオール規制に基づき、経済産業大臣の許可を申請すべき旨通知を受けた。しかし、同社は許可の申請を行わず、2003年4月、タイを経由し北朝鮮に対し迂回輸出を試みたところ、日本の要請を受けた香港税関に差し押さえられた。裁判の結果、2004年3月に輸出者に対し懲役1年（執行猶予3年）、罰金200万円の刑が確定し、また、経済産業省は、輸出者に対し、3か月間輸出を禁止する行政制裁を科した。

7. 生物・化学兵器問題

北朝鮮は1987年3月に生物兵器禁止条約を批准したが、生物兵器使用を目的として研究・開発の能力を高めているとの見方がある（2012年米国務省報告

書等）。北朝鮮は化学兵器禁止条約（CWC）に加入しておらず、化学兵器を保有しているとの見方もある（2011年 CIA議会報告書等）。

第2節 イラン及びその他中東諸国

イラン

1. 核問題の概要

2002年の反体制派の告発を契機として、イランが長期間にわたり、拡散上機微な核活動を繰り返し、IAEA保障措置協定に違反してきたことが明らかとなった。これに対して、国際社会は強い懸念を表明し、イランに対して、ウラン濃縮関連・再処理活動の停止等を求める IAEA理事会決議を2005年9月までに8本採択し、その履行を求めてきた。英国・フランス・ドイツ（EU3）は、イランと交渉し、2004年11月にウラン濃縮関連活動の停止等についての合意（パリ合意）に至ったが、その後の EU3とイランの交渉は不調に終わり、イランが核活動を再開したことで合意は継続しなかった。イランは、核兵器開発の意図はなく、すべての核活動は平和的目的であると主張し、ウラン濃縮関連活動等を継続・拡大した。

2005年9月、IAEA理事会は、イランによる保障措置協定の違反を認定し、翌2006年2月の IAEA特別理事会において、イランの核問題を国連安保理に報告する決議が採択され、これ以降、イランの核問題は国連安保理でも協議されることとなった。同年7月末、国連安保理は、決議第1696号を採択し、イランにウラン濃縮関連活動の停止の要求等を行った。2006年12月には、国連憲章第7章第41条の下での制裁措置を含む安保理決議第1737号が採択され、翌2007年3月には制裁内容を強化する決議第1747号が採択され、国際社会の圧力はさらに高まった。しかし、その後もイランは安保理決議が求めているウラン濃縮関連活動等の停止を行わず、2008年には安保理決議第1803号及び第1835号が採択された。更に、イランが新たなウラン濃縮施設を建設していることが2009年に明らかとなり、また2010年には約20%のウラン濃縮を開始したこと等を背景に、国際社会の圧力が一層高まり、2010年6月に安保理決議

第1929号が採択された。2010年12月及び2011年1月には、EU3及び米国、中国、ロシアの6か国（EU3+3）がイランと協議を行ったが、進展は見られなかった。

2011年11月、IAEAがイランの核計画に関する軍事的側面の可能性につき詳細に説明した事務局長報告を發出し、IAEA理事会が決議を採択したことを踏まえ、欧米諸国はイランに対する制裁を強化した。

2012年1月から IAEAとイランとの協議が複数回に亘って実施され、2012年4月には EU3+3とイランとの協議が再開されたものの、2012年末時点において、具体的な成果には至っていない。

しかしながら、イランはウラン濃縮関連活動等の継続・拡大の姿勢を崩しておらず、国際社会の強い懸念は依然として払拭されていない。

2. IAEA等における核問題の動きと EU3による外交努力（2002年～2006年3月）

2002年、イランの反体制派組織は、イランがナタンズとアラクに大規模原子力施設を秘密裡に建設していることを暴露した。IAEA事務局による検証活動の結果、イランが長期間にわたり、国内各地で、ウラン濃縮やプルトニウム分離を含む様々な核活動を IAEAに申告することなく繰り返していたことが明らかとなり、2003年9月の IAEA理事会は、ウラン濃縮関連活動の停止などをイランに求める日本・オーストラリア・カナダ提案の決議を採択した。IAEA理事会は、上記決議以降、2006年2月までの間に、9本の決議を採択し、拡散上機微な核活動の停止や過去の核活動の解明に向けた IAEAへの協力を始めとするイランへの要求を続けた。

イランは、核兵器開発の意図はなく、すべての核活動は平和的目的であると主張し、2003年末には IAEA追加議定書に署名するなど、前向きな対応もみせたが、追加議定書の暫定実施を行ったものの批

准はしなかった（注）。

（注）イランは、1970年に核兵器不拡散条約（NPT）に加入し、1974年にはIAEAとの間で包括的保障措置協定を締結した。

イランの核問題発覚以降、EU3各政府は、IAEAの枠内での外交的解決を目指してイラン政府と交渉し、2004年11月、イランによる濃縮関連活動の停止を含む合意（パリ合意）が成立し、イランは濃縮関連活動を停止した。2005年8月、EU3は、パリ合意に基づくイランとの交渉の結果として、対イラン協力に関する包括的な提案を提示したが、強硬保守派のアフマディネジャード・イラン大統領の新政権はこれを拒否。イランは、パリ合意に基づき停止していたウラン濃縮関連活動のうち、ウラン転換活動の一部を再開し、同月のIAEA特別理事会決議によるウラン濃縮関連活動の完全な再停止の要求にも従わなかった。

このため、2005年9月、IAEA理事会は、IAEA憲章の規定に基づいて国連安保理に報告しなければならない「違反（non-compliance）」を認定する一方、国連安保理への報告の時期及び内容については、IAEA理事会が検討するとした上で、イランに対してIAEAへの更なる協力とウラン濃縮関連・再処理活動の再停止を求める理事会決議を賛成多数（全理事国35か国中、賛成22（日本を含む）、反対1、棄権12）で採択した。

2006年1月、イランはIAEA査察官の立ち会いの下、ナタンズにおけるウラン濃縮関連の研究開発活動を再開した。これを受け、EU3及びEU、米国、中国、ロシアは本件を国連安保理に報告する方向で原則一致した。2月、IAEA特別理事会において国連安保理への報告等を内容とする決議が賛成多数（全理事国35か国中、賛成27（日本を含む）、反対3、棄権5）で採択された。この直後、イランは、追加議定書の暫定実施を取りやめること等をIAEAに通報したのに続き、2月中旬、ナタンズのウラン濃縮施設で小規模のウラン濃縮活動を再開したことを発表し、IAEA査察官もこれを確認した。

その後、ウラン濃縮をイラン国内ではなく、ロシア国内に設立する合弁企業で行うとのロシア提案をめぐって、ロシアとイランの協議が行われ、関係国

からイランに対する働きかけも行われたが、イランは自国内での研究開発目的のウラン濃縮活動の継続に固執したため、事態に進展は見られなかった。2006年3月のIAEA理事会では、理事会決議の採択は行われず、2月27日発出のIAEA事務局長報告が国連安保理に伝達された。これに伴い、イランの核問題は国連安保理においても議論がされることになった。

3. 国連安保理における動きと外交努力の継続（2006年3月～2006年12月）

2006年3月末、国連安保理は、イランの核問題に関する議長声明を発出し、イランに対して、IAEA理事会の要求事項を履行するよう求めると共に、すべての濃縮関連活動及び再処理活動の完全かつ継続的な停止を再度行うことの重要性を強調した。しかし、4月、イランは3.5%の濃縮ウランの製造に成功したことを発表するなど、その後も濃縮関連活動を継続・拡大した。

2006年5月末、米国は、イランがウラン濃縮関連活動及び再処理活動を完全かつ検証可能な形で停止し次第、EU3とともに交渉のテーブルにつく用意がある旨の提案を行い、6月初旬、ソラナ EU共通外交・安全保障政策担当上級代表、EU3、ロシアの代表がテヘランを訪問し、EU3及び米国、中国、ロシアの6か国（EU3+3）が合意したものとして、イランが国際社会の懸念を十分に払拭した場合に行い得る協力を含む包括的な提案をイランに提示した。しかし、イラン側からは真摯な対応がなされず、同提案をめぐる正式交渉には至らなかった。EU3+3は、ウラン濃縮関連活動の停止等を義務化する国連安保理決議の採択を目指すこと、及び、イランが同決議に従うことを拒否する場合には、国連憲章第7章第41条下での制裁措置を含む安保理決議の採択に向けて作業を行うことに合意した。2006年7月、ロシアのサンクトペテルブルクで開催されたG8首脳会議において、これを支持する「不拡散に関する声明」が発出された。

2006年7月31日、イランの核問題に関する最初の安保理決議となる決議第1696号が採択（賛成14（日本を含む）、反対1）された。同決議は、イランに対しすべてのウラン濃縮関連・再処理活動の停止要

求等を含んでおり、8月末までに同決議を遵守しない場合には国連憲章第7章第41条下の適当な措置を採択するとした。イランは、期限前にEU3+3の包括的な提案に対して回答したが、安保理決議第1696号の要求に応える内容ではなかった。イランのこのような対応は、IAEA事務局長報告においても確認された。

2006年9月に入り、ラリジャーニ・イラン国家安全保障最高評議会（SNSC）書記とソラナ EU上級代表が数次にわたって会談するなど、イランとの交渉再開に向けた関係国の外交努力が行われたが、ウラン濃縮関連活動等の停止をめぐる立場の相違を埋めるには至らず、交渉再開には結びつかなかった。これを受け、10月初旬、EU3+3外相会合が開催され、交渉による解決策を引き続き模索しつつも、国連憲章第7章第41条下の措置を含む国連安保理決議の採択に向けた議論を開始することに合意した。

4. 国連安保理による制裁決議の採択とイランの対応（2006年12月～2008年12月）

2006年12月23日、国連安保理は、国連憲章第7章第41条の下で、イランに対してすべてのウラン濃縮関連活動、再処理活動及び重水関連計画の停止等を義務付けるとともに、すべての国に対しイラン制裁措置を義務付け、かつ要請する決議第1737号を全会一致で採択した（制裁内容は、第6部第2章第3節参照）。これに対しイランは、決議第1737号を直ちに拒否し、ウラン濃縮関連活動等を継続・拡大したことから、EU3+3を中心に、更なる制裁措置を含む次の安保理決議について協議が開始された。

2007年3月24日、国連安保理は、制裁内容を追加した決議第1747号を全会一致で採択した。イランは、決議第1747号にも反発する姿勢を示し、4月9日、アフマディネジャード大統領は、ナタンズでの「原子力の日」の祭典において、「イランが核燃料製造の分野で、産業規模の製造技術を有する国の仲間入りを果たした」と述べ、濃縮活動を拡大・継続する意向を改めて明確にした。

安保理決議による制裁措置と並行して、EU3+3の外相は、決議第1747号採択直後に、濃縮関連活動と制裁の「二重の停止」提案の実現を追求する声明を発出して、交渉による問題解決に向けた努力を継

続した。2007年4月以降も、ソラナ EU上級代表とラリジャーニ SNSC書記が数回にわたり会談を行ったが、EU3+3とイランとの正式交渉に向けた具体的な進展はみられなかった。また、6月にドイツのハイリゲンダムで開催された G8首脳会議では、G8の結束とイランに安保理決議の履行を強く迫る内容を盛り込んだ「不拡散に関するハイリゲンダム声明」が採択され、国際社会の圧力はさらに強まった。

2007年6月下旬、エルバラダイ IAEA事務局長とラリジャーニ SNSC書記がウィーンにおいて2回会談し、プルトニウム分離実験、濃縮ウランによる汚染の起源に関する問題や P1及び P2型遠心分離機の技術獲得の問題を含む「未解決の問題」の解決に向けた「行動計画（plan of action）」（後に「作業計画（work plan）」と呼ばれる。）を2か月以内に作成することで合意した。

2007年7月から8月下旬にかけての協議の結果、イランとIAEAとの間で「作業計画」がまとめられ、IAEAが未解決としている過去のイランの核活動や、ナタンズの燃料濃縮プラントへの保障措置の適用などのいくつかの問題の解決に向けた手順や目標期限が盛り込まれた。また、その直後に発出されたIAEA事務局長報告は、「未解決の問題」のうちプルトニウム分離実験問題は解決したと結論付け、イランがIAEA査察官の新規指名や重水炉へのアクセスにつきIAEAの要求の一部に応じる一方で、ウラン濃縮関連活動を継続・拡大していることを確認した。

2007年9月末、EU3+3の外相が会談し、「対話」と「圧力」のアプローチ（dual track approach）を取ることを再確認しつつ、11月のソラナ EU上級代表及びエルバラダイ IAEA事務局長の報告がそれぞれの取組につき肯定的な成果を示さない限り、国連安保理で投票に付すことを念頭に、国連憲章第7章第41条下での制裁措置を含む3本目の国連安保理決議案を作成することに合意した。

2007年10月から11月にかけて、ソラナ EU上級代表とイラン側の協議が行われたが、イラン側からは前向きな対応は示されず、また、11月に発出されたIAEA事務局長報告は、「未解決の問題」の解決に向けた一定の進展に言及しつつも、イランが安保理決議の要求事項を遵守していないと明記した。この

ような動きを受け、次の安保理決議採択に向けた協議が継続された。また、12月、米国は、イラン政府の指示で軍部が核兵器開発を行い、2003年秋以降開発を停止したが、イランが少なくとも核兵器を開発する選択肢を維持し続けているとの評価を記した国家情報評価書を公表した。2007年8月にIAEAとの間で「作業計画」が策定されてから、イランの核活動の軍事的側面の可能性に関する「疑わしい研究」の解明に向け、イランとIAEAとの間で協議が2008年を通じて断続的に行われた。

2008年3月3日、国連安保理は、イランが国連安保理決議及びIAEA理事会決議を遵守していないことを受け、制裁措置を更に追加する決議第1803号を採択した（賛成14、棄権1）。その後、2008年5月、イランは、EU3+3に対し、政治・安全保障、経済協力及び原子力協力を柱とする提案を提示。同年6月には、EU3+3も2006年に提示した包括的提案の改訂版及び今後の交渉の筋道に関する案をイランに提示した。翌7月には、ソラナ EU上級代表とジャリリ SNSC書記会談が会談を行ったが、イランは、双方の提案の共通項から交渉を開始することができるとし、EU3+3の提案に対する明確な回答は行わなかった。米国等は、イランが回答しないことをもって国連安保理で対イラン制裁の強化を議論すべしと主張し、その後、同年9月にイランに累次の安保理決議の義務の完全な遵守を要請する安保理決議第1835号が全会一致で採択された。

5. 国連安保理による新たな制裁決議の採択と国際社会による「圧力」の高まり（2009年1月～2012年12月）

2009年1月にイランとの直接対話を通じた問題の解決を標榜するオバマ新政権が発足した米国は、4月、イランの核問題に関するイランとEU3+3との協議に完全な参加国として出席する旨表明した。しかし、こうした米国の姿勢の変化に対し、イランは具体的な行動で判断するとの立場を崩さなかった。また、イランは、2008年5月に提示した提案の改訂版を同年9月にEU3+3に提示したが、その提案ではイランの核問題については解決済みでありEU3+3との協議では議論しないとの立場をとった。

2009年9月には、イラン中部のフォルド（コム近

郊）に新たなウラン濃縮施設を建設中であることが明らかとなり、国際社会の批判が高まった（オバマ米国大統領、サルコジ・フランス大統領、ブラウン英国首相が緊急記者会見でフォルドの存在を指摘し、批判）。こうした中、10月、イランとEU3+3は1年以上行われていなかった協議を実施し、次回会合の開催、フォルドの新たな濃縮施設へのIAEA査察官の受入れ、約1年以内に燃料切れとなるとされているテヘラン研究用原子炉（TRR）の燃料を製造するために、ナタンズにおけるウラン濃縮施設で製造してきた低濃縮ウランをその原料として国外に輸送することについて原則として合意したとされた。しかし、新たな濃縮施設への査察は実施されたものの、イラン製低濃縮ウランの国外移送については、その方法に係る具体的な合意が形成されないまま、現在に至っている。

2010年2月、イランが上記TRRへの燃料が必要であることを理由に、約20%のウラン濃縮を開始した結果、再びイランに政策変更を迫る圧力を高めるべきとの気運が高まり、6月9日、国連安保理は、武器禁輸の拡大、核兵器運搬可能な弾道ミサイル関連活動の禁止、資産凍結・渡航制限対象の拡大、金融・商業分野、銀行に対する規制の強化、貨物検査、イラン制裁委員会の強化（専門家パネルの設置）等の包括的な制裁措置等を含む安保理決議第1929号を採択した（賛成12（日本を含む）、反対2、棄権1）。

2010年12月及び2011年1月、EU3+3とイランとの協議が、それぞれジュネーブ及びイスタンブールにおいて行われたものの、具体的な成果には至らなかった。2011年11月、イランの核計画に関する軍事的側面の可能性について詳細に説明したIAEA事務局長報告が発出され、これを受けて、イランの核計画に関する未解決の問題について、深くかつ増大する懸念を表明するIAEA理事会決議が採択された。これを踏まえ、各国がイランに対する更なる措置を実施し、12月、米国において、イラン中央銀行等と相当の取引を行う外国金融機関への制裁規定を含む「国防授權法」が成立した。これに対し、イラン側はホルムズ海峡の封鎖に言及するなど、反発を強めた。

2012年1月及び2月、IAEA代表団が核計画に関する未解決の問題の解決に向けイランを訪問した

が、成果に至らなかった。また、5月14日から15日にかけて、ウィーンにおいてIAEAとイランとの協議が実施され、同月21日には天野IAEA事務局長がイランを訪問し、6月8日及び8月24日にウィーンにおいて、12月13日にテヘラン（イラン）において、IAEAとイランとの更なる協議が行われた。しかし、イランの核計画の軍事的側面の可能性を解明するための新たな検証枠組み（いわゆる「体系的アプローチ（structured approach）」）についての合意は得られず、実質的な進展は得られなかった。こうしたことから、9月13日、IAEA理事会は新たな決議を採択し、関連理事会決議及び安保理決議に反してイランが濃縮及び重水関連活動を継続していることに深刻な懸念を表明し、IAEAが求める関連施設へのアクセスをイランが提供することが不可欠であることを強調した。

2012年4月、1年3ヶ月振りのEU3+3とイランとの協議がイスタンブールで実施され、5月にはバグダッドで、6月にはモスクワで協議が実施された。8月2日にはアシュトンEU上級代表がジャリリ国家安全保障最高評議会書記と電話会談を行い、9月28日にも非公式会談を行うなどしたが、現在までのところ、具体的な成果には至っていない。

6. 核問題に関する日本の立場

イランの核問題について、日本は、国際的な核不拡散体制の堅持、北朝鮮の核問題への対応との関係、国際社会のエネルギー供給に大きな影響を有する中東地域の安定の観点からも、断固たる対応が必要と考えている。日本を含む国際社会からの呼びかけにもかかわらず、イランが依然としてウラン濃縮活動を継続・拡大していることを深刻に懸念しており、イランに対し、累次の安保理決議及びIAEA理事会決議の要求を遵守するとともに、IAEAと完全に協力することを強く求めてきた。日本としては、イランが、同国の核計画に対する国際社会の懸念を解消するために速やかに実質的な対応をとることが極めて重要であると考えている。

また、日本としては、イランが世界の声に耳を傾けるように国際社会が一致して働きかけていくことが重要と考えており、今後とも、本件の平和的・外交的解決のために積極的役割を果たしていく考えで

ある。これまで問題解決のために外相レベル等での外交努力を行ってきており、引き続き、あらゆる機会をとらえイランに対して強く働きかけていく。

制裁措置の実効性を確保するためには、一部の国だけでなくすべての国連加盟国が制裁を実施するという普遍性が重要であり、日本が国連安保理非常任理事国を務めた2009年及び2010年の2年間、国連安保理のイラン制裁委員会の議長国として貢献を行った。

7. ミサイル問題

イランは、近年も、「シャハーブ3」等のミサイル発射実験を行うなど、ミサイル関連活動を継続してきているが、イランによるこのような活動は、イランの核問題とも相まって、地域の安定及び国際社会の安全に対し重大な影響を及ぼしかねないものとして懸念される。そのような中、日本は、ミサイル発射を含むイランのミサイル関連活動に対しては、これまでも、あらゆる機会をとらえて、累次にわたり遺憾の意を表明してきた。

2010年6月に採択された安保理決議第1929号においては、イランが核兵器を運搬可能な弾道ミサイル関連活動（弾道ミサイル技術を使用した発射を含む。）を実施してはならないことが決定された。日本としては、イランに対し安保理決議を誠実に履行するよう強く求めていく。

イスラエル

イスラエルは中東においてNPTに加入していない唯一の国である。イスラエルは既に核兵器を保有しているとの指摘もあるが、イスラエル政府は、核兵器の保有を肯定も否定もしないとの立場をとっている。アラブ諸国は、イスラエルに対しNPT加入、核兵器保有の断念等を求めた中東における核拡散の危険に関する国連総会決議案を提出し、また、IAEA総会に対しては例年アラブ・グループがイスラエルに対しNPTへの加入を求めるとともに、全ての核施設をIAEA包括的保障措置の下に置くこと等と呼びかける内容の決議案を提出するなど（但し、近年では第55回（2011年）～第56回（2012年）IAEA総会には、同決議案は提出されなかった。）、一貫してイスラエルの姿勢を批判している。これに

対しイスラエルは、同国の存在自体を否定している国々も周囲にあること等を理由に挙げ、核政策に関する曖昧政策の下、NPTに加入することはできないとの立場を堅持している。

他方、中東諸国の中には、イスラエルが批准していない包括的核実験禁止条約（CTBT）、生物兵器禁止条約（BWC）、化学兵器禁止条約（CWC）等につき、同国がNPTに加入するまでは締結しないとの立場をとる国もある。

日本は、あらゆる機会をとらえ、イスラエルに対し、NPTへの加入も含め、大量破壊兵器等の軍縮・不拡散体制への参加を強く求め、また、中東における大量破壊兵器の問題を解決するためにイニシアティブを発揮するよう繰り返し要請している。

また、日本は、中東地域のシリア、エジプト、イラン等の各国に対しても、大量破壊兵器の関連条約への加入等を求めるなど、積極的な働きかけを行ってきた。

同様に、日本は、中東非大量破壊兵器地帯の創設を支持してきており、1974年以降国連総会で毎年採択されている中東地域における非核兵器地帯の創設に関する決議や、1995年のNPT運用検討・延長会議で採択された中東に関する決議を支持している。この点に関し、2010年NPT運用検討会議で採択された行動計画において、国連事務総長及び中東決議共同提案国（米国、英国、ロシア）の召集による、すべての中東諸国が参加する中東非大量破壊兵器地帯設置に関する国際会議の2012年開催が合意された。なお、同会議開催に向けてファシリテーター（フィンランド）を中心に調整が進められてきたが、「アラブの春」等の影響により中東情勢が不安定化し、すべての中東諸国が参加する会議の開催が困難になったとの判断から、2012年11月、国連事務総長、米国、ロシア、英国、フィンランドより開催延期が発表された。（第5章第4節参照。）

【参考1 国連総会決議「中東における核拡散の危険」】

1. 経緯

第34回総会（1979年）において、イスラエルが対南アフリカ核協力を含む核武装政策を推進しているとして、各国にイスラエルとの核協力中止を要請する旨の決議が採択され、以後同旨の決議が毎年採択されている。本件は従来「イスラエルの核武装」と題する決議で扱われてきたが、第49回総会（1994年）から決議名が「中東における核拡散の危険」に変更されている。また、第51回総会（1996年）から第54回総会（1999年）までの決議では、「NPT未加入である中東地域唯一の国」という形でイスラエルを黙示的に示していたが、第55回総会（2000年）以降、同国の国名を再び明示する形となっている。

2. 決議（2012年）の概要

本件決議は、2000年NPT運用検討会議における中東に関する結論を歓迎し、イスラエルが遅滞なくNPTに加入し、核兵器を開発、製造、実験又は取得しないこと及び核兵器の保有を断念すること、並びに当該地域のすべての国の間での重要な信頼醸成措置及び平和と安全を促進する措置として、保障措置下でない原子力施設をすべてIAEAのフルスコープ保障措置（包括的保障措置協定）下におくよう要請するもの。

3. 決議（2012年）の採択

本件決議案は、アラブ諸国からなる共同提案国を代表してエジプトによって提出され、次の票決結果にて総会において採択された。

賛成 174（含：日本）－反対 6（含：イスラエル）－棄権 6

【参考2 国連総会決議「中東地域における非核兵器地帯の創設」】

1. 経緯

第29回国連総会（1974年）以降、エジプトが毎年本件決議案を提出。本件決議案に関しては、イスラエルが核兵器を放棄すべきであるとする中東諸国と、中東和平プロセスの推進が先であるとするイスラエルとの間で主張が大きく異なっているものの、第35回国連総会（1980年）以降直近の第67回国連総会（2012年）に至るまではイスラエルも反対せず、コンセンサスによる採択が続いている。

2. 決議（2012年）の概要

本件決議は、すべての直接的関係国に対し、中東非核兵器地帯設置提案の実施のための必要な措置をとることを検討するよう要請し、同目的の促進のため、関係国に対し、NPT を遵守するよう求め、すべての加盟国に対し、全面的で完全な軍縮の目標及び中東非大量破壊兵器地帯設置に貢献する適切な手段を検討するよう奨励するもの。

3. 決議（2012年）の採択

本件決議案はエジプトによって提出され、無投票（コンセンサス）にて採択された。

【参考3 1995年NPT運用検討・延長会議「中東に関する決議」】

1. 経緯

NPT の無期限延長を決定した 1995 年 NPT 運用検討・延長会議では、「中東に関する決議」も同時に採択された。これは、イスラエルの核兵器保有の可能性に懸念を抱くアラブ諸国の要求に基づき、NPT 無期限延長のためのパッケージの一つとして、米国、英国、ロシアにより提案されたものである。2000 年 NPT 運用検討会議では、中東に関する決議が NPT 無期限延長の基礎であることが確認された。

2. 決議の概要

本件決議は、NPT 遵守の普遍化の早期実現の重要性を再確認し、中東地域の NPT 未締約国に対し、NPT に加入し、その原子力施設を IAEA のフルスコープ保障措置（包括的保障措置）下に置くよう要請し、中東地域のすべての国に対し、効果的に検証可能な中東非大量破壊兵器地帯の設置に向けた前進を目的とする適当なフォーラムにおいて、実質的な措置を取るよう要請し、また、すべての NPT 締約国、特に核兵器国に対し、中東非大量破壊兵器地帯の早期設置のために協力と最大限の努力を求めるもの。

3. 決議の採択後の動き

2010 年 NPT 運用検討会議で採択された行動計画では、中東に関する決議を実施するための実質的な措置として、国連事務総長及び中東決議共同提案国（米国、英国、ロシア）の召集による、すべての中東諸国が参加する中東非大量破壊兵器地帯設置に関する国際会議の 2012 年開催が合意された。なお、同会議開催に向けて調整役（ファシ

リテーター）（フィンランド）を中心に調整が進められてきたが、「アラブの春」等の影響により中東情勢が不安定化し、すべての中東諸国が参加する会議の開催が困難になったとの判断から、2012 年 11 月、国連事務総長、米国、ロシア、英国、フィンランドより開催延期が発表された。

【参考4 IAEA 総会「イスラエルの核能力」に関する決議案】

1. 経緯

IAEA 総会では、一部期間を除いて 1986 年以降、イスラエルを含む中東のすべての域内国に NPT 加入等を求める「中東における IAEA 保障措置の適用」決議がある一方で、アラブ諸国からの要請に基づき、イスラエルを対象として NPT に加入し同国が有する全ての原子力施設を IAEA 包括的保障措置の下に置くよう呼びかける内容の「イスラエルの核能力」決議案が提出されている。

2. 決議案の概要

本件決議案は、イスラエルの核能力について懸念を表明し、イスラエルに対し NPT に加入すること及びそのすべての核施設を IAEA 包括的保障措置下に置くことを要請し、その目標の達成に向けて関係国と協働することを事務局長に要請し、本件に引き続き関与していくことを決定し、事務局長に対し、この決議の実施について理事会及び次回総会に「イスラエルの核能力」の議題の下で報告することを要請するもの。直近では、2010 年にアラブ諸国より本決議案が提出され否決されている。

シリア

報道によれば、2007年9月6日、イスラエル空軍機がシリア東部砂漠地域にある施設を空爆した。2008年4月、米国は、2007年9月6日までシリアが自国の東部砂漠地域にプルトニウムを生産可能な秘密の原子炉を建設していたこと、北朝鮮が秘密裡の核活動を支援したこと、建設されていた原子炉が平和的目的を意図したものではなかったと信じる相当の理由を米国が有していること、シリアが国際的義務を無視して IAEA に対して原子炉建設を報告しなかったことなどを発表した。これを受け、エルバラダイ IAEA 事務局長は、2007年9月にイスラエルに

よって破壊されたシリアの施設は原子炉であったとの情報が米国より提供され、その信憑性について調査を行う旨発表した。

その後、2008年6月22日から24日までの日程でIAEAの査察官がシリアを訪問し、破壊された施設でのサンプル採取を行った。採取したサンプルの分析の結果、化学処理の結果として加工された相当数の天然ウラン粒子が発見された。

シリアは、破壊された施設は何ら核活動に関係していなかったと主張しているものの、当該施設に関する未解決の問題について2008年6月からIAEAに協力しておらず、IAEAは、これら問題の解決に向けた進展を得られていない状況が続いた。

2011年5月24日、シリアの保障措置適用問題に関するIAEA事務局長報告が発出され、同報告においてIAEAは、2007年に破壊された施設は建設中の原

子炉であった可能性が非常に高いと評価した。これを受け、6月9日、IAEA理事会は、シリアの保障措置協定違反を認定し、IAEA全加盟国、国連安保理及び国連総会にシリアの保障措置協定違反を報告することを決定する旨の決議を採択した。しかしながら、これ以降もシリアは、2007年に破壊された施設を含む未解決の問題についてIAEAに対して十分な協力を行っていない。

日本は、2007年に破壊された施設は原子炉であった可能性が高いとIAEAが結論付けたことを引き続き懸念しており、北朝鮮との核関連協力に係る疑念を含め国際社会の懸念を払拭するためにも、シリアがIAEAに対して完全に協力すると共に、追加議定書を締結し、これを実施することが極めて重要であると考えている。また、日本は、問題解決のために、機会をとらえシリアに対し直接働きかけを行っている。

第3節 南西アジア

1. インド、パキスタンの核実験（1998年）

インドは、従来、NPTは不平等な内容の条約であって受け入れられないとの立場にあり、国際社会からの呼びかけにもかかわらず、NPT加入を拒んできている。また、パキスタンも、インドがNPTに加入しない限り、自国の安全保障上の観点からNPTに加入しないとの立場をとってきている。このような中、1998年5月、インド及びパキスタン両国は相次いで核実験を実施した。

日本は直ちに強く抗議するとともに、両国に対し、新規の円借款の停止等を内容とする経済措置を実施した。その後、G8等の様々な機会を捉えNPT加入、CTBT署名・批准を中心とする核軍縮・不拡散上の具体的な進展を粘り強く働きかけてきた。

このような日本をはじめとする国際社会からの働きかけを受け、インド及びパキスタンは1998年6月以降核実験を実施せず、核実験モラトリウム（一時停止）を継続する旨表明するとともに、核不拡散上の輸出管理の厳格化を表明した。このように、日本の措置が相応の成果をあげたと考えられたこと、また、テロとの闘いにおいてパキスタンの安定と協力が極めて重要であること、南西アジア地域の安定化のために大きな役割を果たし得るインドに対し、積

極的な関与を深めていく必要性等の要素を総合的に考慮し、2001年10月、官房長官談話を発出し、日本は両国に対する経済措置を停止した。同時に、日本は、今後とも両国に対しNPT加入、CTBT署名・批准を含む核軍縮・不拡散上の具体的な進展を引き続き粘り強く求めていくとともに、核不拡散分野において両国の状況が悪化するような場合には、経済措置の復活を含めて然るべき対応を検討することを同談話において明確にした。

2. 日本の取組

今やNPT未締約国は、国連加盟国の中でインド、イスラエル、パキスタン、及び南スーダンの4か国のみとなっている。日本を始めとするNPT締約国は、NPT普遍化の観点から、NPT未締約国に対し、非核兵器国としてNPTに加入するよう繰り返し呼びかけている。

また、インド及びパキスタンはCTBTに署名していないことから、日本はこれら両国に対し、CTBT早期署名・批准を求めるとともに、CTBT批准までの間は、核実験モラトリウムを継続するよう求めている。

パキスタンについては、2004年に同国のカーン博

士が核関連技術を流出させたことが明らかになったが、これは国際社会の平和と安定、核不拡散体制を損なうものである。流出先の一つは北朝鮮とされており、このことは日本の安全保障にとっても重大な懸念である。日本政府はパキスタン政府に対し、遺憾の意を伝えるとともに、本件に関するすべての情報を日本に提供し、再発防止策等を講ずるよう強く求めてきた。このような働きかけもあり、2004年、パキスタンにおいて、核関連資機材・技術等に関する輸出管理法が発効した。2005年には、同法を効果的に運用するため、日本とパキスタンの輸出管理専門家が意見交換を行うとともに、日本側から、日本の輸出管理制度につき技術的ブリーフィングを行った。また、2004年以降毎年東京において開催しているアジア輸出管理セミナーにパキスタンの輸出管理専門家を継続的に招待するなど、同国の核不拡散のための体制強化に協力している。なお、インドについても2006年からアジア輸出管理セミナーに招待している。

また、日本は、インド及びパキスタンの核兵器等の開発計画に資する物資や関連技術の輸出を防止するよう奨励する安保理決議等にかんがみ、両国の原子力関係の技術者に対する査証発給の可否の厳格な審査、両国に対する核関連資機材・技術の輸出管理を通じ、日本の原子力関連資機材や技術が両国の核兵器開発に転用されないよう防止する措置をとっている。

さらに、日本は、インド・パキスタン間の対話を通じた信頼醸成の進展を評価しつつも、両国がミサイル実験を繰り返していることについては懸念を表明するとともに、両国に対し、ミサイルの開発・実験・配備を最大限自制するよう求めている。

このほか、日本は、インド、パキスタン両国に対し、様々な機会をとらえて軍縮・不拡散上の働きかけを行ってきている。2009年12月及び2010年10月の首脳会談後に発出した共同声明においては、核廃絶に向けた両国のコミットメントを確認するとともに、インドは核実験モラトリアムの継続を約束した。2011年12月にインドを訪問した野田佳彦総理大臣とシン首相との間で発出した共同声明においては、更に二国間の軍縮・不拡散協議並びに軍縮会議を含む対話を通じた核軍縮・不拡散における協力の強化が

決定され、2012年5月には、第4回日印軍縮・不拡散協議が実施された。パキスタンとの間では、2011年1月に二国間軍縮・不拡散協議を実施し、特に同国による核軍縮の取組を一層進めるよう強く働きかけたほか、同年2月にザルダリ大統領が日本を訪問した際に発出した両首脳間の共同声明において、軍縮・不拡散のグローバルな目標を共有する旨表明し、緊密な協議を通じて協力を深化させていくことで一致した。日本は、このように、両国に対し、軍縮・不拡散上の具体的な進展を強く求めてきており、こうした働きかけに対する両国の対応を引き続き注視していく。

3. インドに対する民生用原子力協力

2005年7月、米国・インド両国首脳は、インドが軍縮・不拡散に関する様々な措置をとる代わりに、米国がインドに対する民生用の原子力協力に向けた努力を行う旨合意した。さらに、2006年3月、両国首脳は、インドが2006年から2014年までの間に14基の原子炉を段階的にIAEA保障措置の下に置く等の措置を取る一方、米国はインドへの完全な民生用の原子力協力を行うために、関連する米国内法の改正及び原子力供給国グループ（NSG）ガイドラインの調整を追求していくとする合意に達した（いわゆる「民生用原子力協力に関する米印合意」）。

NSGガイドライン上、IAEAとの間で包括的保障措置協定を締結していない国に対する原子力関連品目の移転は禁止されているが、上記米印合意を受け、2008年9月のNSG臨時総会において、インドについてはこれを例外化する決定がなされ、インドに対する民生用原子力協力に関する声明が採択された。これは国際不拡散体制の外側にいるインドに更なる不拡散への取組を促す契機となるものと考えられ、日本も、この例外化決定は、最大の民主主義国家であり新興市場経済国でもあるインドの戦略的重要性、同国の原子力の平和的利用が、地球温暖化対策に貢献するという意義、インドによる核実験モラトリアムの継続を始めとするインドの核不拡散の一連の「約束と行動」が前提となっていること等を踏まえ、大局的観点からコンセンサスに参加した。その際、日本は、仮にインドによる核実験モラトリアムが維持されない場合には、NSGとしては例外化措置

を失効ないし停止すべきであること、また、NSG参加各国は各国が行っている原子力協力を停止すべきであること、さらにインドに対し、非核兵器国としてのNPTへの早期加入、CTBTの早期署名・批准等を求めるとの日本の立場に変わりはないことを表明した。

NSGによるインド例外化決定以降、米国のほかフランス、ロシア、カナダ、韓国等の原子力先進国がインドとの間で原子力協定を締結、又は交渉を開始し、インドとの協力を積極的に進めている。日本は、インドが今後も「約束と行動」を着実に実施していくことを前提に、日本がインドとの原子力の平和的利用分野での協力を行うことは、気候変動・地球温暖化対策、戦略的重要性を増してきているインドとの二国間関係の強化、及び原子力の平和的利用分野での日本の貢献といった観点から有意義と考え、以上の諸点を総合的に勘案した結果、2010年6月に日・インド原子力協定交渉を開始することを決定した。日本は、協定交渉を進めるに際しては、原子力安全や核軍縮・不拡散に十分配慮していく。

【参考 2008年9月のNSGによるインドに対する民生用原子力協力に関する声明の概要】

(1) 2008年9月6日、NSG臨時総会において、NSG参加各国政府は以下を決定した。

- グローバルな不拡散体制、NPTの規定及び目的の広範な履行に貢献することを希求する。
- 核兵器の更なる拡散を防止することを追求する。
- 不拡散に肯定的な影響を与えるためのメカニズムを追求する。
- 原子力に関する保障措置及び輸出管理の原則を促進することを追求する。
- インドのエネルギー需要に留意する。

(2) NSG参加各国政府は、インドが自発的にとってきた以下の約束及び行動に係る措置に留意した。

- 軍民分離計画に従い民生用原子力施設を段階的に分離し、民生用原子力施設をIAEAに申告する。
- 民生用原子力施設に関するインド・IAEA保障措置協定の締結。
- 民生用原子力施設に関するインド・IAEA追加議定書の署名・遵守。
- 濃縮・再処理技術の拡散防止及び国際的努力への支持。
- 効果的な国内の輸出管理制度の制定。
- インド国内法のNSGガイドライン及び規制リストへの調和化及びNSGガイドラインの遵守。
- 核実験の一方的なモラトリアムの継続及びFMCTの締結に向け他国と協働する用意。

(3) 上記の約束及び行動に基づき、NSG参加各国政府は、インドに対する民生用原子力協力に関し、以下の方針を採択及び実施する。

- NSG参加各国政府は、平和的目的及びIAEAの保障措置が適用される民生用原子力施設における使用のために、インドに対しNSGガイドライン・パート1及びパート2において規制されている品目及び関連技術を移転することができる。
- NSG参加各国政府は、インドへの規制品目の移転につき相互に通報する。また、インド政府との二国間合意を含め、情報交換を行う。
- インドとの対話及び協力を強化するため、NSG議長とインドとの間の協議を行い、その結果をNSG総会に常時通知する。
- 本声明のすべての側面の実施に関係する事項について検討することを目的として、NSG参加国政府は協議し、NSGガイドラインの規定に従って会合及び行動する。

第7章

国際原子力機関（IAEA）保障措置

第1節 概要

保障措置（safeguards）とは、原子力の利用にあたりウランやプルトニウムのような核物質等が兵器目的に資するような方法で利用されないことを確保するための措置をいう。国際原子力機関（IAEA）憲章第3条 A5には、このような保障措置の実施がIAEAの任務である旨明記されており、IAEAは、これに基づいて各国との間で保障措置協定を締結し、当該国の原子力活動を検認する役割を担う。IAEA保障措置は、核兵器不拡散条約（NPT）を中心とする核不拡散体制の実効性を検証するために不可欠の制度である。

IAEAは、当初、二国間の原子力協定等に基づいて核物質等を受領する国との間で保障措置協定を締結し、当該二国間で移転される核物質及び原子力資機材のみを対象に保障措置を実施してきた。その後、1970年に発効したNPT第3条1が、同条約の締約国である非核兵器国に対して、国内のすべての核物質を対象とするIAEA保障措置を受諾することを義務付けた。このため、IAEAはNPT締約国が締結すべき保障措置協定（包括的保障措置協定）のモデルを作成し、以後このモデルに従って各国と保障措

置協定を締結し、当該国内における保障措置を実施してきた。

しかし、1990年代初頭、包括的保障措置協定を結んでいるにもかかわらずイラクや北朝鮮が秘密裏に核開発を行っていたことで、従来の保障措置の限界が認識され、保障措置の強化が急務となった。1997年、IAEA理事会は従来の保障措置協定に追加して各国が締結すべき追加議定書のモデルを作成し、以後、同議定書の締結国に対してはより厳格な保障措置を実施してきている（第3節1．参照）。また、保障措置の強化とともに、限られた保障措置資源を効率的に利用すべきとの観点から、2002年以降、従来の保障措置協定及び追加議定書の実施によって原子力活動の透明性が確認された国については、合理化された保障措置（統合保障措置）が適用されている（第3節2．参照）。

日本は、国際的な核不拡散体制の強化のため、追加議定書の普遍化等に向けた外交努力を行うとともに、世界有数の原子力大国として、自らの原子力活動の透明性を維持するべく、IAEA保障措置の実施に最大限の協力を行ってきている。

第2節 保障措置協定の内容

1. 包括的保障措置協定

NPT第3条1は、締約国である非核兵器国に対し、「原子力が平和的利用から核兵器その他の核爆発装置に転用されることを防止する」ため、「国際原子力機関憲章及び国際原子力機関の保障措置制度に従い国際原子力機関との間で交渉しかつ締結する協定に定められる保障措置を受諾すること」を義務

付けている。さらに、保障措置は、「当該非核兵器国の領域内若しくはその管轄下で又は場所のいかんを問わずその管理下で行われるすべての平和的な原子力活動に係るすべての原料物質及び特殊核分裂性物質につき適用される」と定めている。

NPTに加入する多くの非核兵器国がIAEAと締結しているのは、上記に基づく「包括的保障措置協

定（Comprehensive Safeguards Agreement）」（IAEAの文書番号から「153型保障措置協定」又は「フルスコープ保障措置協定」と呼ばれる）であり、日本については、1977年12月2日に発効している。

包括的保障措置協定における保障措置の目的は、「有意量の核物質が平和的な原子力活動から核兵器その他の核爆発装置の製造のため又は不明な目的のために転用されることを適時に探知すること及び早期探知の危惧を与えることによりこのような転用を防止すること」にある。「有意量（significant quantity）」は、IAEA 保障措置用語集（IAEA Safeguards Glossary 2001 Edition）によれば、1個の核爆発装置が製造される可能性が排除し得ない核物質のおおよその量であり、例えばプルトニウムやウラン233では8kg、ウラン235（濃縮度20%超）では25kgに相当するとされている。

この保障措置の実施は、包括的保障措置協定の各締約国に対して同協定の対象となるすべての核物質の在庫量や一定期間の搬入・搬出量の管理（計量管理）のための制度の維持や計量管理記録を含む当該核物質及びその関連施設のIAEAへの申告等を義務付け、IAEAはこれらが申告どおりか否かについて、現地における査察を通じて検認することが基本となる。査察においては、IAEAは、施設の観察、核物

質に関する独自の測定や試料の採取のほか、「封じ込め」と「監視」を行うことができる。「封じ込め」とは、核物質貯蔵容器等に封印を行って核物質を物理的に封じ込め、仮に容器が勝手に開けられた場合にはIAEAがその行為を把握することができるようにする手法を、また「監視」とは、核物質の不正な移動が行われないようにビデオカメラ、放射線の測定装置、モニター等を用いて監視する手法をいう。

2. その他の保障措置協定

NPTに基づく包括的保障措置協定が実施される以前に制定されたIAEA文書に基づく保障措置協定は、「66型保障措置協定」又は「個別の保障措置協定」と呼ばれ、協定に基づき取り決められた範囲の核物質や原子力資機材等のみを保障措置の対象としている。このような協定は現在、NPT未加入のインド、パキスタン及びイスラエルに適用されている。また、NPT上の5核兵器国（米国、英国、フランス、中国及びロシア）はIAEA保障措置を受け入れる義務はないが、核不拡散の重要性等を考慮し、軍事的目的以外の核物質に対する保障措置を自発的に受け入れている。これら核兵器国とIAEAが締結している保障措置協定は、「自発的（ボランタリー・オファー）保障措置協定」と呼ばれる。

第3節 保障措置の強化・効率化

1. 保障措置の強化と追加議定書

1990年代初頭、イラクや北朝鮮の核開発疑惑に関し、従来の包括的保障措置ではIAEAが未申告の原子力活動を検知し、未申告の核物質の軍事転用を未然に防止することができないという問題が顕在化した。包括的保障措置協定は、締結国が国内のすべての核物質を申告することを前提とした保障措置であるため、秘密裏に行われている活動を探知することは極めて困難であった。そのため、IAEAは、未申告の核物質・原子力活動の探知能力を向上させることを目的とする保障措置の強化策を検討することになった。

1993年、IAEAは保障措置の強化・効率化の方策を検討する「93+2計画」を開始し、その結果、包括的保障措置協定の枠組みの中で実施可能な措置、

及び新たな枠組みを設けて講じるべき措置に関する提言がなされた。前者については順次実施に移され、また、後者については、1997年5月、IAEA理事会において、包括的保障措置協定に追加するモデル議定書が採択された。既存の包括的保障措置協定に追加される議定書としての位置付けから、「追加議定書（Additional Protocol）」と呼ばれている。

追加議定書は、IAEAに提供される情報及び検認対象並びにIAEA査察官によるアクセス可能な場所を拡大することにより、従来型の包括的保障措置協定の下で行われる検認に加えて、未申告の原子力活動がないことを確認するためのより強化された権限をIAEAに与えるものである。具体的には、IAEAに提供される情報について、核物質の使用を伴わない核燃料サイクル関連研究開発活動に関する情報、

濃縮・再処理等特定の原子力関連資機材の製造・組立情報、特定の設備・資材の輸出入情報等が新たに申告対象となり、さらに、未申告の核物質や原子力活動がないことを確認するために、これら申告対象等に対する短時間の通告（2時間又は24時間前）での立入り（補完的アクセス）やその際の環境サンプリング（試料の採取）も可能となった。

近年の核不拡散体制に対する挑戦にかんがみ、核不拡散体制の維持に不可欠な IAEA 保障措置の重要性が広く認識されるようになってきた。より多くの国が包括的保障措置協定や追加議定書を締結することは、核不拡散体制の強化、ひいては世界の平和と安全の維持のために重要な意義を有する。包括的保障措置協定の締結国は、NPT 上その締結が義務付けられている 190 か国の中 171 か国（2012 年 12 月末時点）、また、追加議定書の締結国は 118 か国（署名国は 139 か国）（2012 年 12 月末時点）という状況にある。包括的保障措置協定に加えて追加議定書を普遍的なものとするための更なる努力が求められている（第 4 節 1. 参照）。

2. 保障措置の効率化

一方、保障措置の強化に伴い、保障措置業務の増大やそのための財源確保の課題も認識されるようになった。そのため、保障措置の合理化・効率化を目的とする統合保障措置（integrate. safeguards）の在り方について活発な議論が行われ、その結果、2002 年 3 月、IAEA 理事会において統合保障措置の

適用方法に関する基本概念が採択された。

統合保障措置とは、従来型の保障措置と追加議定書に基づく保障措置との有機的な結合を図る概念であり、IAEA が包括的保障措置協定及び追加議定書の実施によって「未申告の原子力活動及び核物質の不在」の結論を導いた国を対象として、包括的保障措置に基づく通常査察を合理化するものである。統合保障措置の適用は、適用国における保障措置の実施に伴う IAEA 及び受入国双方の事務負担や経費の軽減に資するものとして重要である。統合保障措置の適用を受けるためには、IAEA が、当該国について保障措置下に置かれた核物質の転用を示す兆候も、未申告の核物質及び原子力活動を示す兆候もないとの「拡大結論」を導出する必要がある。（日本については 2004 年度より適用が開始されている（後述）。2011 年を通じて日本を含む 49 か国に適用。）統合保障措置の適用に関し、日本については、2004 年 6 月の IAEA 理事会において必要な結論が出され、2004 年 9 月 15 日より統合保障措置の適用が始まった。大規模な原子力活動を行う国で統合保障措置が適用されたのは日本が初めてであり、これにより日本の原子力活動の透明性の高さが証明されると同時に、保障措置受入にかかる負担が軽減することが期待されている。

以上に加え、IAEA は保障措置の効果を損なうことなくその効率化を図るための技術（遠隔操作等）の開発や将来の制度設計の在り方について検討を行っている。

第4節 日本の取組

2009 年 12 月に就任した天野之弥 IAEA 事務局長は、国際的な核不拡散体制の強化のための要となる保障措置制度の強化・効率化に重点的に取り組んでいる。

日本は、IAEA の指定理事国（注）として、また、事務局長の出身国として以下のような取組を通じ、IAEA の活動に対して適切なサポートを行っている。

（注）毎年 6 月の IAEA 理事会で指定される 13 か国で、日本を始めとする G8 等の原子力先進国を指す。

1. 追加議定書の普遍化に向けた取組

日本は、包括的保障措置協定及び追加議定書に基づく IAEA 保障措置を受け入れ、プルトニウム利用を含む原子力活動の透明性の確保に努めている。特に、日本は、世界有数の原子力産業国であり、保障措置を受け入れている国としても大きな知見を有している。このことから、日本は、IAEA におけるモデル追加議定書の策定過程で積極的な役割を果たすとともに、1999 年 12 月に原子力発電を行っている国として初めて追加議定書を締結し、翌 2000 年から追加議定書に基づく補完的アクセスを数多く受け入れ

てきている。また、日本は、国際的な核不拡散体制を強化するために、出来る限り多くの国が追加議定書を締結することが最も現実的かつ効果的な方途であるとの認識の下、追加議定書の普遍化を積極的に推進している。その取組の一環として、日本は、2010年5月のNPT運用検討会議において、「IAEA保障措置の強化」に関する作業文書を提出し、追加議定書の普遍化の重要性を訴え、多くの諸国から支持を得た。また、2012年9月のIAEA総会では、可及的速やかな追加議定書の締結が奨励されるとともに、日本の提案に基づき、IAEAが要請に応じてその締結を一層支援する勧告が総会決議（GC（56）/RES/13）に盛り込まれた。日本はこれまでIAEAと協力し、追加議定書の締結に向けた各国の実施体制等を支援するため、アジア・太平洋地域など特定地域の関係国を対象としたIAEA主催地域セミナー（2006年7月シドニー、2007年8月ベトナム、2009年3月シンガポール）への人的・財政的支援を実施すると共に、自国の経験や知見を活用してIAEA等と連携しつつ保障措置関連の研修、ワークショップ等を実施してきている。日本は、さらに、二国間協議やアジア不拡散協議（ASTOP）等の多国間協議の機会を捉えて、追加議定書の未締結国に対して締結を促すと共に、G8としての共同の働きかけにも率先して参画してきている。

2. IAEAの保障措置関連分析能力の強化への貢献

IAEAが各国の保障措置に関する的確な結論を導出できることが保障措置強化に不可欠であることから、日本は、各国における査察を通じて得た核物質等の分析能力の向上を支援するため、諸外国とも連携しつつ、ウィーン郊外にある保障措置分析所の近代化（例えば、分析関連機器の導入）のための貢献を行っている。

3. 保障措置の効率化のための協力

IAEAは、通常予算の約4割を占める保障措置予算を中心として、実質ゼロ成長の中で拡大する業務を効果的に遂行することに困難が生じてきている。保障措置予算を中心とするIAEAの通常予算は年々増加してきている中で、天野IAEA事務局長は、2012年9月の総会において、今後のIAEA通常予算が賢明かつ効果的に配分されるよう取り組むとの方針を打ち出している。このような状況の中で、日本は限られたIAEAの資源を有効活用する重要性にかんがみ、IAEA事務局に対して、保障措置活動の一層の効率化と経費削減を求めてきているほか、IAEAは効率的な保障措置の手法（統合保障措置）の活用や技術（遠隔操作等）の開発に協力を行っている。

第8章

核燃料供給保証

第1節 概要

原子力発電には、核燃料（低濃縮ウラン、使用済燃料の再処理で得られるプルトニウム等）の安定的な供給が不可欠である。発電用核燃料を入手するために必要なウラン濃縮・再処理に関する技術、施設等を自前で獲得するという選択肢は、核兵器不拡散条約（NPT）に基づく「奪い得ない権利」として締約国に開かれている一方、現実には、技術、コスト等の面から濃縮や再処理を自前で行う国は限られている（濃縮施設及び再処理施設の双方を持つ国は非核兵器国では日本のみ）。

IAEAにおいて現在進められている議論の中心となっている核燃料供給保証とは、このような状況下

において、平和的目的の発電用原子炉に核燃料供給を必要とする国が、供給の途絶えた場合のバックアップとして低濃縮ウランの備蓄を利用できるよう、多国間の仕組みを作っておこうという考え方である。その利用を通じ、原子力の平和的利用の促進と共に、新たに濃縮・再処理に関する技術、施設等を獲得するインセンティブを低下させることで核不拡散の促進を図ることもこの考え方の背景にあるが、最近では、途上国等の意見も踏まえ、2010年に開催されたNPT運用検討会議における位置付けが示すように、IAEAでは、原子力の平和的利用促進に比重を置いた議論がなされている。

第2節 背景と最近の動き

1. 「エルバラダイ構想」以前

IAEA憲章は、IAEAの任務の一つとして、「いずれかの加盟国の要請による他の加盟国のための役務の実施又は物質、設備及び施設の供給を確保するため仲介者（intermediary）として行動」することを定めており（第3条A1）、IAEAは本来、核燃料供給保証に関してかかる「仲介者」としての役割を担うことが想定されている。

1957年のIAEA発足後、ウラン供給は憲章が想定したような限られたものではなく、国際市場の形成が進んだことから、「仲介者」としてのIAEAの役割が特段具体化されることはなかった。

その後1974年にインドが平和的利用の施設から回収したプルトニウムを用いて核実験を実施したことを受けて、1977年に米国（カーター政権）が、濃縮・再処理施設及びその入手可能性を含め各国の核燃料

サイクルを評価し直すことをIAEAに提案し、また1980～87年には、米国・EU主導でIAEA理事会の下に供給保証委員会を設置し、核拡散防止の観点から核燃料の長期安定供給のためのメカニズムを協議するなどの動きが見られたが、多国間の具体的な取組に結実することはなかった。

2. 「エルバラダイ構想」とブッシュ提案

エルバラダイ IAEA事務局長は、2003年10月に、「エコノミスト」誌に発表した「より安全な世界に向けて」と題する論文の中で、現行の不拡散体制の下では、非核兵器国が、濃縮又は再処理技術を保有し、兵器級の核物質を所持することは違法ではなく、完全に開発された核燃料サイクル能力を持った国家が、不拡散のコミットメントから離脱することを決定すれば、数か月以内に核兵器を生産することがで

きるため、新たなアプローチが必要である旨述べ(いわゆる「エルバラダイ構想」、これを受けて2005年2月、同事務局長に指名された国際専門家グループが報告書(「核燃料サイクルへのマルチラテラル・アプローチ」)を取りまとめた。

その一方で、ブッシュ米国大統領は、2004年2月、米国国防大学での演説において、顕在化したばかりのパキスタンのAQカーン博士の核拡散に関する地下ネットワークに言及しつつ、核不拡散体制の強化のため、「原子力供給国グループ(NSG)の40か国(当時。2010年10月末現在は46か国)は、既に機能しているフルスケールの濃縮及び再処理施設を有していないいかなる国に対しても、濃縮及び再処理の機材及び技術の売却を拒否すべきである」旨の提案を行った。

これらを契機として、核不拡散と原子力の平和的利用の両立を目指した様々な提案がなされ、国際的取組に関する検討がIAEAを中心に活発化した。

3. IAEAにおける最近の動き

(1) IAEAの場で行われてきた様々な諸提案のうち最も検討の進んだロシア提案に係る決議案が2009年11月のIAEA理事会で承認され、実施のためのロシアとIAEAの間の協定が2010年3月に署名された。

ロシア提案の基本的な仕組みは、発電炉のための

低濃縮ウランの供給途絶に直面している国であって所定の要件(非核兵器国であること、国内のすべての平和的原子力活動がIAEA保障措置下に置かれていること等)を満たすとIAEAが認めるものに対し、核燃料供給の途絶の事態に直面した国からのIAEAに対する要請に基づいて、ロシア国内の施設に備蓄する低濃縮ウランをIAEA経由で当該国に供給するという仕組みである。

(2) さらに、2010年12月理事会においては、米国提案の「IAEA低濃縮ウラン・バンク」の設置が承認された。上記のロシア提案と同様に所定の要件(注:包括的保障措置協定の締結国に限られるなどの相違はある。)を満たす要請国に対して核燃料を供給するものであるが、ロシア提案とは異なり、IAEAが、核燃料の所有者となり、また、IAEAと取決めを行う国に置かれる貯蔵施設の管理・運営主体となることが予定されている。

これに加え、2011年3月理事会では、英国提案に基づき、発電用の低濃縮ウランの輸出入国政府間でその供給を保証するためのモデル協定が承認された。以上のIAEAにおける核燃料供給保証の仕組み作りにおいては、自ら濃縮・再処理を行う「奪い得ない権利」に不当な制限を課すものであるとする途上国との間で意見の隔たりも見られたが、原子力発電に必要な核燃料へのアクセスを不安定化させないための取組としてその意義が認められたものである。

第3節 日本の取組

日本は、「核燃料サイクルへのマルチラテラル・アプローチ」(MNA)に係る提案については、「それが国際的な核不拡散体制の強化と原子力の平和利用の推進に如何に資するかを見極めつつ、その議論に積極的に参画していく」(原子力政策大綱(2005年10月14日閣議決定)) こととしている。2006年のIAEA総会では、核燃料供給保証に関する国際的な枠組み作りの議論の活性化に貢献すべく、関係国がその核燃料供給能力をIAEAに登録することにより、供給面での不安の解消と市場の混乱の予防に貢献することを目指して「IAEA核燃料供給登録システム」を提案した。この提案は、一定の条件の下、

ウラン濃縮に限らず、ウラン原料、転換、燃料加工、ウラン在庫、備蓄等の核燃料供給全般について各国がそれぞれの実態に応じて、その供給能力をIAEAに登録し、供給面での不安の解消と市場の攪乱の予防に努める制度をIAEAにおいて創設するというものである。

日本は、核燃料供給保証の多国間の枠組みが機能することによって発電のための核燃料供給が不測の事態においても継続され得ること、そのためにIAEA加盟国間の核燃料供給保証に関する意見の隔たりを乗り越え、実質的議論を進めることのできる環境が醸成されることを重視している。

コラム：天野之弥 IAEA 事務局長の活動

1. 選出

2009年7月2日～3日にウィーンで開催された IAEA 特別理事会における投票の結果、天野之弥ウィーン日本政府代表部大使が、次期事務局長に任命され、その任命が9月14日に開催された第53回 IAEA 総会において正式に承認されました。



2. 就任

(1) 日本人・アジア初の IAEA 事務局長の誕生

2009年12月1日、天野大使は、日本人として、またアジアから初めて、第5代 IAEA 事務局長に就任しました。IAEA は核不拡散と原子力の平和的利用の両立を目指す国際機関であり、特に「核兵器のない世界」の実現に向けて一層その役割の重要性を増している IAEA の事務局長を日本から出したことの意義は、日本の軍縮不拡散外交の推進にとり極めて大きいものと思われます。

(2) 就任後の取組

天野事務局長は、就任直後より途上国におけるガン治療プログラムの普及に力を入れるなど、医療、環境、食糧、水、電力へのアクセスなどの地球規模の様々な課題への対処のための原子力技術協力の強化を打ち出し、原子力の平和的利用の促進のため先頭に立って取り組んでいます。2011年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故の後には、事故の教訓等を踏まえた世界の原子力安全の向上に向けた国際的取組をリードしてきました。さらに、2012年12月に日本政府と IAEA の共催の下で福島県郡山市で開催された「原子力安全に関する福島閣僚会議」において、①これまで開催されてきた東京電力福島第一原子力発電所事故に関連する国際専門家会合の結論を概観する報告書を提示すること、及び、②同事故に関する包括的な報告書を2014年に最終的にとりまとめるよう準備することについて、2012年9月に開催された第56回 IAEA 総会において表明しました。同時に、北朝鮮やイランの核問題の解決に向けた IAEA の取組、追加議定書の普遍化を含む保障措置の強化とその効率化などを通じて核不拡散体制の一層の強化に取り組んでおり、更に2010年8月に広島及び長崎の各平和祈念式典に IAEA 事務局長として初めて参加し、核軍縮の実施面でも IAEA が貢献できることを強調しています。その傍ら、同事務局長は IAEA の活動の効果・効率を一層高めるためのマネジメント改革にも積極的に取り組むとしています。

(3) 日本のサポート

日本としては、天野事務局長がその責務を十分に果たせるよう、以上に述べた IAEA の重点的な取組を適切にサポートし、協力を強化していく考えです（第2部第7章参照）。

第9章

原子力の平和的利用

第1節 原子力の平和的利用

近年、国際的なエネルギー需要の増大や地球温暖化問題への対処の必要性等から、原子力発電の拡充や新規導入を計画する国が増加しており、2011年3月11日に起こった東京電力福島第一原子力発電所の事故後も、原子力発電は国際社会における重要なエネルギー源となっている。

一方、原子力発電に利用される技術や機材、核物質は、軍事転用が可能であり、また、一国の原子力事故が周辺諸国にも大きな影響を与え得る。このため、原子力の平和的利用においては、3S（核不拡散を担保するための代表的措置である保障措置（nonproliferation/safeguards）、原子力安全（nuclear safety）及び核セキュリティ（nuclear security）の頭文字を取ったもの。）（注）の確保が極めて重要である。

（注）

○保障措置：原子力の利用に当たり、核物質等が兵器目的に資するような方法で利用されないことを確保するための措置。IAEA 査察官による「査察」等を通じて実施される（第2部第7章参照）。

なお、核不拡散を担保するためのその他の措置として、輸出管理（第7部第1章参照）等がある。

○原子力安全：原子力の適正な利用、事故の防止、事故の影響緩和を達成し、これにより、放射線の危険から人や環境を防護するための措置。具体的には、原子力施設に対する安全規制、事故の際の緊急時対策の確立、安全確保を最優先とする関係者の意識向上等がある。

○核セキュリティ：核物質その他の放射性物質を利用したテロが現実のものとならないようにするため、核物質の盗取や施設の妨害破壊等を防止し、検知し、これらに対応する措置をいう。（第2部第10章参照）。

日本は、2008年の G8北海道洞爺湖サミットの機会などを通じ、3Sの重要性を国際社会の共通認識とするための外交努力を続けてきたが、特に、2011年の原発事故以降は、事故から得られた知見と教訓を国際社会と共有し、これにより、国際的な原子力安全の強化に貢献していくことが、日本が果たすべき責務ともいうべき重要な課題となっている。

こうした観点から、日本は積極的な対外発信に取り組んだ。具体的には、ハイレベルでの説明として、菅直人総理大臣から日中韓サミット（2011年5月22日）や G8ドーヴィルサミット（同年5月26、27日）等において、また、野田佳彦総理大臣から原子力安全及び核セキュリティに関する国連ハイレベル会合（同年9月22日）等の場で、日本の状況を直接説明したほか、首脳会談や外相会談等においても説明を行った。

同年6月には、原子力安全に関する IAEA 閣僚会議に対し、数百ページにわたる詳細な事故報告書を提出し、広く国際社会に公表した。さらに、同年9月の IAEA 総会に際し、6月に報告した教訓への取組状況や、事故に関する追加的情報及び事故収束に向けた取組の現状等を含めた追加報告書を公表した。

さらに、G8や IAEA 等での議論において、日本は、国際的な原子力安全の強化に向け、IAEA 安全基準の強化及び活用の促進、IAEA 安全評価ミッションの拡充、原子力事故時の支援に関する IAEA 登録制度（注）の拡充、原子力安全当局間の連携強化の促進、原子力安全関連条約の強化を提案した。こうした日本の提案は、同年9月22日に IAEA 総会で承認された原子力安全に関する IAEA 行動計画にも反映

された。

また、国際的な原子力安全の強化に貢献すべく、日本はIAEAと共催の下、2012年12月15日から17日まで福島県郡山市において、「原子力安全に関する福島閣僚会議」を開催した。（コラム参照。）

（注）

IAEAは、原子力事故又は放射線緊急事態に際しての支援における国際協力に関する登録制度として、緊急時対応援助ネットワーク（RANET：Response and Assistance Network：RANET）を設置し、加盟国の援助実施可能な能力（分野、専門性等）を登録する制度を有しており、日本はRANETにおける支援対象分野の拡大、必要な資機材リストの作成等を提案してきている。

第2節 日本の二国間原子力協定

二国間原子力協定は、特に原子力の平和的利用の推進と核不拡散の観点から、核物質、原子炉などの主要な原子力関連資機材及び技術を移転するに当たり、移転先の国からこれらの平和的利用等に関する法的な保証を取り付けるために締結するものである。日本が最近締結した原子力協定には、原子力安全に関する規定も盛り込まれており、原子力協定は、原子力安全の強化等に関する協力の促進も可能とするものである。

2011年12月には、ヨルダン、ロシア、韓国及びベトナムとの原子力協定が日本の国会において承認され、翌年それぞれ発効した。2012年末までに、日本は、米国（1988年）、英国（1998年）、カナダ（1980年）、

オーストラリア（1982年）、フランス（1990年）、中国（1986年）、欧州原子力共同体（EURATOM）（2006年）、カザフスタン（2011年）、ヨルダン（2012年）、ロシア（2012年）、韓国（2012年）及びベトナム（2012年）との間で原子力協定を締結している（注）。

（注）

1. （ ）内の年はいずれも現在有効な協定の発効年。カナダ及びフランスについては、改正議定書の発効年。
2. ユーラトムには全てのEU加盟国が参加しているので、ユーラトムと原子力協定が締結されていることにより、全てのEU加盟国と原子力協定を締結しているのと同様の意味を持つ。

コラム：原子力安全に関する福島閣僚会議



2012年12月15日から17日まで、福島県郡山市「ビッグパレットふくしま」において、「原子力安全に関する福島閣僚会議」が開催された。この会議では、東京電力福島第一原子力発電所事故から得られた知見・教訓が国際社会と共有され、原子力安全の強化に関する国際社会の様々な取組の進捗状況が議論された。IAEAの共催の下、日本が主催し、117の国と13の国際機関が参加した（46の国・国際機関から、閣僚・国際機関の長を含むハイレベルが参加した。）。

この会議を福島で開催したことにより、原子力安全の強化が重要であることが再確認された。また、原子力安全に関するIAEA行動計画（第9章第1節参照）の策定から1年を経たタイミングでハイレベルでの議論が行われたことにより、国際的な原子力安全を更に強化していくことにつながると期待される。会議初日の閣僚級本会合においては、共同議長である玄葉光一郎外務大臣及びファディラ・ユソフ・マレーシア科学技術革新省副大臣から開会挨拶が行われ、さらに、玄葉外務大臣による我が国主催者演説、天野之弥 IAEA 事務局長の挨拶、潘基文国連事務総長挨拶の代読に続き、各国から演説が行われた。本会合の終了に際しては、本会合において IAEA 加盟国により示された見解の内容や趣旨を反映した「原子力安全に関する福島閣僚会議共同議長声明」が発出された。この共同議長声明においては、東日本大震災の被害を受けた日本国・日本国民に対する国際的な連帯が改めて表明され、また、会議参加者から、福島県を訪問し、福島の実状を知る機会を得たことへの謝意が表明された。次に、東日本大震災からの復旧・復興に向けた福島県民・福島県の多大な努力が賞賛されるとともに、原発の安定化、放射線量の大幅な低減など、東京電力福島第一原子力事故の対応に関して日本が報告した進展が歓迎され、また、除染の進展が認識された。さらに、原子力安全の国際的な強化に関連し、IAEAの緊急時対応援助ネットワーク（第9章第1節注参照）の強化に向けた努力等、緊急事態に係る準備及び対応の強化と協力の重要性が強調された。また、科学的・客観的な情報に基づく対応のためのコミュニケーション強化の重要性が強調されるなど、原子力安全に関する IAEA 行動計画に盛り込まれた主要な項目の進展が言及された。

会議の2日目及び最終日には、①「東京電力福島原発事故からの教訓」、②「東京電力福島原発事故を踏まえた原子力安全の強化（緊急事態に係る準備及び対応を含む。）」、③「放射線からの人及び環境の防護」をそれぞれのテーマとする3つの専門家会合が開かれた。内外の専門家による基調講演、パネル・ディスカッションが行われるとともに、各専門家会合において表明された考えや立場を踏まえた議長による概要が発出された。

また、この会議の際に、佐藤雄平福島県知事と天野 IAEA 事務局長との間で、「東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた福島県と IAEA との間の協力に関する覚書」への署名が行われた。これにより、今後、IAEA との間に、①福島における放射線モニタリング及び除染、②人の健康、③緊急事態の準備・対応の各分野における協力が進むことが期待される。

第10章

核セキュリティ

第1節 概観

2001年9月11日の米国同時多発テロ以降、国際社会は新たな緊急性をもってテロ対策を見直し、その取組を強化してきているが、テロ組織は、科学技術の発展と国際化された現代社会の特性を最大限利用し、テロ行為、資金・武器の調達、宣伝行為等の活動を、国境を越えて一層高度化させつつある。原子力技術は、発電、医療、農業、工業等の広範な分野で平和的に利用されているが、核物質や放射線源がテロリスト等の手に渡り悪用された場合、人の生命、身体、財産に対し甚大な損害がもたらされることが予想される。国際原子力機関（IAEA）は、テロリスト等による核物質や放射線源の悪用が想定される脅威につき、①核兵器の盗取、②盗取された核物質を用いて製造される核爆発装置、③放射性物質の発

散装置（いわゆる「汚い爆弾」）、④原子力施設や放射性物質の輸送等に対する妨害破壊行為の4つの範疇に分類している。

IAEAは、このような脅威が現実のものとなることのないようにするために講じられる様々な措置を、一般的に核セキュリティという概念として捉えており、核物質その他の放射性物質、又はこれらに関連した施設に関する盗取、妨害破壊行為、不法移転その他の悪意のある行為の防止、検知及び対応策の全体を核セキュリティに貢献する措置としている。核セキュリティの国際的なレベルでの強化に向けて、IAEA、国連を中心として様々な取組が行われており、日本もこうした取組を積極的に支援している。



第2節 国際社会の取組

1. IAEAによる取組

(1) 核テロリズム防止対策支援のための活動計画

2001年9月11日の米国同時多発テロ直後に開催されたIAEA総会において、核物質やその他の放射性物質と結びついた形でのテロ行為の防止に向けたIAEAの活動と事業を再検討し、可及的速やかに理事会に報告するようIAEA事務局長に対し要請する内容の決議が採択された。これを受け、2002年3月のIAEA理事会において、核テロ対策を支援するためにIAEAにおいて実施すべき事業として、核物質及び原子力施設の防護等8つの活動分野（注）から構成される第1次活動計画（2002年～2005年）が承認されるとともに、この計画の実施のために核物質等テロ行為防止特別基金（Nuclear Security Fund）が設立された。2009年9月には、これまでの活動を見直した上で、ニーズ評価、情報の取りまとめ及び共有、世界的な核セキュリティの枠組みの強化への貢献、核セキュリティ・シリーズ文書の提供、脅威削減とセキュリティの改善、の4つの要素を含む第3次核セキュリティ計画（2010～2013年）が承認された。

（注）8つの活動分野

①核物質及び原子力施設の防護、②悪意をもった核物質の使用の探知、③核物質の計量管理制度の整備、④放射性同位元素の管理、⑤原子力施設の安全・保安の脆弱性評価、⑥不法行為が発生した際の対応、⑦関連条約・ガイドライン等の実施、⑧核セキュリティの調整及び情報交換

(2) 放射線源の安全と管理

「汚い爆弾」への転用の懸念が新たな課題として浮上してきた結果、核物質に比べてアクセスがより容易な放射線源の管理は、核物質防護と並ぶ喫緊の課題となったと言える。IAEAは、2000年初頭から詳細な内容を盛り込んだ「放射線源の安全とセキュリティに関する行動規範」の策定に取り組んできたが、放射線源が「汚い爆弾」に使用され得るとの国際的な懸念が特に2001年9月の米国同時多発テロ以降高まったことを踏まえ、セキュリティ関連部分を強化した「放射線源の安全とセキュリティに関する

行動規範」の改訂が2003年9月のIAEA理事会で承認された。行動規範は、放射線源の悪意をもった使用を防止することを目的として、各国に対し、放射線源の効果的な規制を実施する法制度の整備を要請している。2004年9月のIAEA理事会では、「行動規範」の輸出入管理関連部分をより具体化し、放射線源の輸出入に際し通報と承諾の制度化を要求する「放射線源の輸出入に関するガイダンス」が承認された。また、同理事会の直後に行われたIAEA総会において、各国がこのガイダンスに従って必要な国内措置をとる旨をIAEA事務局長に対し表明するよう働きかける決議が採択された。

(3) 核物質防護のための国際基準

IAEAは、核物質防護のための国際基準を整備するため、1975年以来、核物質防護に関する勧告文書（INFCIRC/225）を策定し、改訂してきており、2011年2月に第5版（Rev.5）が発行された。同文書は、2005年に採択された改正核物質防護条約と調和した内容となっており、同条約が掲げた12の基本原則（注）を踏まえて構成されている。

（注）12の基本原則

A：国の責任、B：国際輸送中の責任、C：立法上及び規制上の枠組み、D：所管当局、E：許可事業者の責任、F：セキュリティ文化、G：脅威、H：等級別取組、I：深層防護、J：品質保証、K：危機管理計画、L：秘密保持

同文書では、同時多発テロ発生等を受けた原子力施設等に対するテロの脅威をめぐる国際的な認識の高まりを踏まえ、妨害破壊行為を中心とする脅威を低減させるとともに、テロ発生に備えるため、①許可事業者に防護の実施に対する一義的責任があること（E：許可事業者の責任）、②物理的防護についてリスク分析の結果を踏まえて整備すること（G：脅威、H：等級別取組、I：深層防護）、③妨害破壊行為等発生後の措置を拡充すること（K：危機管理計画）、④物理的防護体制を確実に整備すること（F：セキュリティ文化、J：品質保証、L：秘密保持）が強調されている。

また、改訂第5版においては、「国による信頼性

確認方針の決定」、「立地選定及び設計段階からの核セキュリティの考慮」、「核物質の計量及び管理情報の活用」、「スタンドオフ攻撃（注：一定程度離れた距離からの原子力施設への攻撃）の設計基礎脅威としての検討」、「輸送中の核物質への妨害破壊行為に対する措置の検討」などの項目（措置）が追加されている。

（４）核物質の防護に関する条約

「核物質の防護に関する条約」（核物質防護条約）は、核物質を不法な取得及び使用から守ることを主たる目的としている。現行条約は、締約国に対し、国際輸送中の核物質について警備員による監視等、一定水準の防護措置の確保を義務付けるとともに、そのような防護措置がとられる旨の保証が得られない限り核物質の輸出入を許可してはならない旨を規定している。また、核物質の窃盗、強取など核物質に関連する一定の行為を犯罪とし、その容疑者が刑事手続を免れることのないよう、締約国に対して裁判権を設定すること及び本条約上の犯罪を引渡犯罪とすることを義務付けて、容疑者の引渡し又は自国の当局への付託を義務付けている。現行条約は1987年2月に発効し、2012年10月現在、締約者は147か国及び1国際機関（欧州原子力共同体）となっている。日本は1988年10月に同条約に加入した。

核物質及び原子力施設の防護に関する国際的な取組の更なる強化を目的として、2001年以降、核物質防護条約の改正案の検討が行われた結果、2005年7月、同条約の改正がコンセンサスにより採択された。その際採択された改正により、条約に基づく防護の義務の対象が、国内で平和的目的のために使用、貯蔵及び輸送されている核物質並びに原子力施設に拡大され、また、処罰すべき犯罪も、原子力施設に対する妨害行為等にまで拡大されることとなった。なお、改正核物質防護条約の発効には、現行条約の締約国の3分の2（2012年10月現在では99か国）による締結が必要であるが、2012年12月現在、改正核物質防護条約の締約国は61か国であるため、未発効である。

2. 国連による取組

1996年に国連総会において「国際テロリズム廃絶

措置」決議が採択されたことを契機として、1997年2月、「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」（核テロ防止条約）の交渉が開始された。交渉は一時停滞したものの2001年9月の米国同時多発テロの発生を受けて再開され、2005年4月の国連総会においてコンセンサスにより採択された。この条約は、2007年7月、22か国が同条約を締結することにより発効し、2012年12月現在、115か国が署名し、83か国が締結している。

この条約は、核によるテロ行為が重大な結果をもたらすこと及び国際の平和と安全に対する脅威であることを踏まえ、核によるテロ行為の防止並びに同行為の容疑者の訴追及び処罰のための効果的かつ実行可能な措置をとるための国際協力を強化することを目的としている。具体的には、人の死又は身体の重大な傷害、財産の実質的な損害等を引き起こす意図をもって放射性物質又は核爆発装置を所持、使用等する行為、放射性物質の放出を引き起こすような方法で原子力施設を使用し又は損壊する行為等を国内法上の犯罪とすることとしている。

3. 核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ

2006年7月、先進8か国（G8）サミットの際に、米国及びロシア両大統領は、国際安全保障上の最も危険な挑戦の一つである核テロの脅威に国際的に対抗していくことを目的として、「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ（GICNT: Global Initiative to Combat Nuclear Terrorism）」を提唱した。その後、2006年10月に開催された第1回会合には、G8、オーストラリア、中国、カザフスタン、トルコが当初参加国として参加したが、2012年12月現在では、GICNT参加国は85か国及び4機関（オブザーバー：EU、IAEA、国際刑事警察機構（INTERPOL）、国連薬物犯罪事務所（UNODC））にまで増加した。

2006年10月の第1回会合において「原則に関する声明」が採択され、その後の会合において、「原則に関する声明」に基づき、具体的な活動計画（セミナー、ワークショップ等）を参加国がそれぞれ提案し、順次実施していくこととなった。また、参加国の一層の拡大、訓練の重要性、地方自治体等を巻き込んだ各国の核テロ対策強化の必要性等について意

見交換が行われてきた。さらに、2010年6月に開催された会合において、GICNTの体制強化のための組織化について合意され、①全体会合の隔年開催及び多数決による決定の導入、②GICNT活動計画の管理や個別の活動の調整・優先順位付のための実施・評価グループの活動の活性化等が決定された。また、同会合において、核検知と核鑑識が優先分野とされ、2011年の全体会合で（テロ発生時の）対応と緩和も加えられ、現在、①核検知、②核鑑識、及び③対応と緩和の3つの作業グループの活動が行われている。

4. 核セキュリティ・サミット

2009年4月、オバマ米国大統領がプラハ（チェコ）における演説において、核テロは地球規模の安全保障に対する最も緊急かつ最大の脅威であるとした上で、翌年中の核セキュリティ・サミットを主催する

ことを提唱し、2010年4月、核セキュリティをテーマとする初めての首脳会議がワシントン（米国）において開催された。同サミットには、日本を含む47か国及び3国際機関から首脳等が参加した。サミットの結果、参加国の間で「すべての脆弱な核物質の管理を4年以内に徹底する」との目標が共有されるとともに、今後取り組むべき措置を示した「コミュニケ」及びコミュニケを具体化した「作業計画」が採択された。

2012年3月には、第2回目となるサミットが、東京電力福島第一原発事故から約1年という節目のタイミングでソウルにて開催され、前回サミットで合意した作業計画の実施状況を検証し、核セキュリティ強化のための国際協力と国内措置及び核セキュリティと原子力安全の相乗効果（シナジー）について議論された。

第3節 日本の取組

（1）国際協力

日本は、IAEAに設置された核物質等テロ行為防止特別基金に対し2012年3月までに累計で94万ドル及び120万ユーロを拠出し、IAEAを支援している。この資金の一部を活用し、IAEAは、核物質管理システム改善プロジェクトをカザフスタンのウルバ核燃料施設で行い、同核燃料施設における問題点の一つであった工程内のウラン残留量の測定精度が大幅に改善した。また、同基金への日本の拠出を利用し、特にアジアにおいて原子力発電の新規導入国が増加していることを踏まえ、2006年11月及び2011年2月、IAEAは日本との共催で、アジアにおける核セキュリティ強化のための国際会議を開催したほか、ベトナム、タイ等における核物質防護の強化や放射線検知能力向上のための事業を実施している。

さらに、日本は、核物質の適切な管理及び防護が非核化の推進の観点及び脅威拡散防止のため、ウクライナ、カザフスタン、ベラルーシに所在する原子力研究所や科学研究所等に対し、様々な放射線測定機器、コンピューター、計量管理ソフト等を含む計量管理システム用機材を供与し、国内計量管理制度の確立支援を行うとともに、各種センサー、監視カ

メラ、監視システム等の機材供与を行うことにより、核物質防護システムを改善し、核セキュリティの向上に貢献している。また、2006年12月に調査団をカザフスタンに派遣し、同国の核セキュリティの現状について調査を行った。2007年4月、この調査の結果を踏まえ、同国のウルバ冶金工場及び原子力物理研究所に対し、総額5億円を目途とした核セキュリティ向上のための協力を行うことを決定し、現在、日本、カザフスタン及びIAEAの間で、協力の実施に向けた調整が進められている。

「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ」についても、日本はこれまでに開催されたすべての全体会合に参加し、積極的に議論に参加するとともに、日本の取組について紹介し経験を共有している。

さらに、2010年4月、鳩山由紀夫総理大臣はワシントン核セキュリティ・サミットに参加し、日本は非核兵器国の道を進むことが唯一の被爆国としての道義的責任であると考え、核廃絶の先頭に立ってきたことを述べるとともに、核テロ防止に貢献するためのイニシアティブとして、核不拡散・核セキュリティ総合支援センターの設立、核物質の測定、検知

及び核鑑識に係る技術開発、IAEA 核セキュリティ事業に対する一層の財政的・人的貢献及び世界核セキュリティ協会（WINS）会合の2010年中の日本開催、の4つの国際貢献措置を発表した。また、2012年3月のソウル核セキュリティ・サミットで野田佳彦総理大臣は、具体的な国際協力として、①核不拡散・核セキュリティ総合支援センターを通じた途上国への人的・物的支援の充実、②輸送分野でのセキュリティ強化、情報安全強化などで同志国との連携強化、③ IAEAとの連携強化等を紹介した。

（2）核セキュリティ強化のための国内の取組

2001年9月の米国同時多発テロ以降、核物質防護関連措置の強化の必要性が一層高まったことを受けて、原子力発電所等の原子力施設のテロ対策の一環として、政府より事業者に対し、自主的な警備強化を指示している。

また、2005年には、原子力施設における核物質防護対策を強化するため、IAEAの核物質防護に関する勧告（INFCIRC/225/Rev.4）に沿って防護措置を取るべく、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉

の規制に関する法律」を改正した。この改正では、「設計基礎脅威（DBT）」の策定、核物質防護検査の実施、事業者等への秘密保持義務等を導入している。この法律に基づき、国内の核物質に対し、施設に存在する核物質の種類、量に応じて適切に核物質防護のための措置を講じてきている。さらに、日本は、「放射線源の輸出入に関するガイダンス」を、輸出貿易管理令の改正、及びこれに伴う放射性同位元素の輸出確認事務により、2006年1月から実施している。2009年10月、人の健康に重大な影響を及ぼす危険度の高い放射線源を対象に、放射線源の識別と所持の把握及び不法取引等の検知と抑止を目的とした「放射線源登録制度」を導入するために文科省令を改正し、2011年1月から放射線源登録制度が施行されることとなった。

さらに、核テロ防止条約については、日本は、2005年9月、国連首脳会議の開催に併せて同条約が署名開放された際に、小泉純一郎総理大臣が署名し、2007年8月、国際連合事務総長宛に受諾書を寄託し、締約国となった。2005年7月に採択された改正核物質防護条約についても、締結に向け検討を行っている。

第4節 2012年ソウル核セキュリティ・サミット

2012年3月26日及び27日の両日、ソウルにおいて2010年のワシントン・サミットに引き続いて2回目となる核セキュリティ・サミットが開催され、日本からは野田総理大臣が3月27日の行事（午前の全体会合及びワーキング・ランチ）に参加した。今次サミットでは、世界53か国と4国際機関等から、首脳級36名（米国、ロシア、中国、インドなど）を含む代表が参加し、核セキュリティに対する取組みに関して、各国の基本的姿勢、各国ごとの具体的取組、国際的協力の分野などにつき議論が行われた。

まず、26日に行われたワーキング・ディナーでは、各国から、東京電力福島第一原発事故への日本人の勇気ある対処に対する賞賛が述べられ、①防護強化への具体的措置の重要性、②装備や訓練の必要性、核セキュリティ強化のための研修所間の協力の重要性、③核物質だけでなく原子力技術の流出の脅威、④核セキュリティ関連の法的な枠組み（核テロ防止条約や改正核物質防護条約、国連安保理決議1540号

等）への支持が表明された。

27日の全体会合では、「核セキュリティ強化のための国際協力措置と国内措置、将来への約束」をテーマに議論が行われ、野田総理大臣からは、各国からの激励と支援を得て復興は着実に進展している旨述べた上で、福島原発事故から得た知見・教訓をテロ攻撃などへの備えにも生かす必要性を指摘した。それに引き続き、日本の核セキュリティ強化のための具体的な国内措置及び国際的な協力を紹介した。

国内での具体的措置としては、①電源装置の増強や放射線防護車、サーバイメータといった装備の充実、施設防護の二重化等を通じた原子力施設の脆弱性克服、②対応手順や訓練の徹底や共同訓練の実施等を通じた現場における異なる組織間の連携強化、③武装治安要員の増強や巡視体制の強化等の人的警備体制の強化、④原子力施設のネットワークの遮断といった情報セキュリティの強化の取組を紹介した。また、国際的な取組については、①核不拡散・

核セキュリティ総合支援センターを通じた途上国への人的・物的支援の充実、②輸送分野でのセキュリティ強化、情報安全強化等の分野における同志国との連携強化、③ IAEAとの連携強化等につき言及した。

27日のワーキング・ランチでは、「核セキュリティと原子力安全の相乗効果」をテーマに議論が行われ、野田総理大臣から、福島原発事故は自然災害に起因するものではあるものの、その経験から原子力施設に対するテロリストの攻撃など人為的な危害への対策についても共通する教訓があるとの観点から、①予想外のリスクに備えることの重要性、②自衛隊や警察の連携など、現場での対処のための実地訓練を通じ、対応策を共有しておく必要性、③最悪の事態

を常に念頭に、事態への対処を考え続け、備えることの必要性を福島原発事故から得られる核セキュリティ分野における教訓として国際社会と共有したいと発言した。

2010年のワシントン・サミットに続く今次サミットでは、前回は上回る53か国及び4国際機関から30名を越える首脳レベルが参加し、核テロの脅威は現実のものであるとの共通の認識に立って、それに備えて各国が具体的措置をとる必要性、諸国が連携して対処することの重要性などを確認しあうことが出来たことは一つの成果であった。次回核セキュリティ・サミットは、2014年にオランダにて開催される予定である。



2012年ソウル核セキュリティ・サミット全体会合Ⅰ
(提供：内閣広報室)



2012年ソウル核セキュリティ・サミット集合写真
(提供：内閣広報室)

第11章

旧ソ連諸国に対する非核化協力

第1節 概要

米ソ両国は、1991年7月に第1次戦略兵器削減条約（STARTI）に署名し、戦略核兵器の削減に取り組むこととなった。同年12月にソ連が崩壊した時点で、15共和国のうちロシア、ウクライナ、カザフスタン及びベラルーシに戦略核兵器が配備されていたが、1992年5月には、核不拡散のための措置として、ロシア以外の3か国の核兵器はロシアに移送されることが決定された。

これらの核兵器の処理は、第一義的にはこれを引き継いだロシア等の責任で実施されるものであるが、ソ連解体後の政治・経済・社会的混乱により、核兵器廃棄や核不拡散上の措置が着実に実施されないのではないかと危惧がもたれた。このような事態を放置することは、核兵器の拡散、放射能汚染事故等の危険を招きかねず、国際安全保障にとっても深刻な懸念材料であったため、ロシア等による核兵器の処理を支援するための国際的な取組が必要とされていた。

こうした状況を踏まえて、日本は、米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア等の諸国と共に、旧ソ連諸国の核兵器の安全な廃棄や関係する環境問題の解決等の協力を行うこととした。具体的な協力として、ソ連時代に核兵器が配備されていたロシア、ウ

クライナ、カザフスタン及びベラルーシとの間で非核化協力のための協定を結び、1993年4月、総額1億ドルの協力を実施することを決定した。また、同協定に基づき1993年10月から1994年3月にかけて、日露非核化協力委員会、日・ウクライナ核兵器廃棄協力委員会、日・カザフスタン核兵器廃棄協力委員会及び日・ベラルーシ核不拡散協力委員会を設置し、各国に対し支援を開始した。

1999年のケルン・サミット（ドイツ）において、日本は、旧ソ連4か国へのさらなる協力促進のため、総額約2億ドル相当（一部は既に拠出済みの資金から手当。）のプロジェクトに対する協力を表明した（第3節及び第4節参照。）。

その後、2001年9月の米国における同時多発テロ事件等を受け、大量破壊兵器の拡散、特にテロリストによる大量破壊兵器の入手の防止が国際社会全体における一層重要な課題となった。G8諸国は、ロシアを始めとする旧ソ連諸国に大量に残された大量破壊兵器及び関連物質・技術の拡散防止に対して一致して取り組むこととし、2002年6月にカナダで開催されたカナダス・サミットにおいて「大量破壊兵器及び物質の拡散に対するG8グローバル・パートナーシップ」に合意した。（第2章第2節（3）参照）

第2節 ロシアに対する日本の非核化協力

1. 低レベル液体放射性廃棄物処理施設「すずらん」の建設

1993年、ロシアによる日本海での放射性廃棄物の海洋投棄が大きな問題となった。日本はロシアに対し、海洋投棄の中止を強く求めるとともに、具体的

な防止のための措置として、日露非核化協力委員会を通じて、低レベル液体放射性廃棄物処理施設「すずらん」の建設に協力することとした。

「すずらん」は、浮体構造型の洋上処理施設で、年間約7,000立方メートルの低レベル液体放射性廃

棄物を処理する能力を備え、極東に貯蔵されていた液体放射性廃棄物（約5,000立方メートル）に加えて、極東において解体される全ての原子力潜水艦から生じる液体放射性廃棄物（原潜1隻当たり約300立方メートル）を処理するために十分な能力を有している。「すずらん」は、1996年1月に建設が開始され、1998年4月に完成、施設の稼働に必要な試運転やロシア国内の調整を行い、2001年11月にロシア政府への引渡しが行われた。現在、ウラジオストク近郊ボリショイ・カーメニ市のズヴェズダ造船所内に係留されて、原潜の解体によって生じる低レベル液体放射性廃棄物の処理を行っている。ロシア側の説明によれば、「すずらん」稼働後は、原潜解体に伴う液体放射性廃棄物は全く日本海に投棄されていない。



日露非核化協力事業で建設・供与された
低レベル液体放射性廃棄物処理施設「すずらん」

2. ロシア極東地域における退役原子力潜水艦解体プロジェクト「希望の星」

日本に隣接するロシア極東地域には、ロシア太平洋艦隊から退役した40隻以上の原子力潜水艦が係留されていたが、その多くは核燃料を搭載したままで、長期間の係留により船体の腐食が進み、放置すれば深刻な放射能汚染を引き起こす危険性があるため、日本海的环境や漁業の安全にとっての潜在的な脅威となっていた（実際に、同地域では1980年代に原子力潜水艦の臨界事故が発生し、周辺地域で放射能汚染が生じているが、この事故原潜も未処理のまま係留されていた。）。また、艦内に残された核物質が不法に持ち出され、テロリストなどの手に渡る危険性も存在した。

これら退役原潜の迅速かつ安全な解体は、第一義的にはロシアの責任で行うべきものであり、ロシア

も自国で解体を進めていたが、核軍縮・核不拡散及び日本海的环境保護の観点から、日本を始め周辺諸国にとっても重要かつ緊急の課題となっていた。

日本は、ロシア政府との間で「軍縮と環境保護のための日露共同作業」（1999年5月）、「軍縮・不拡散・核兵器廃棄支援分野における日本国政府とロシア連邦政府との間の協力に関する覚書」（2000年9月）を策定、日露非核化協力委員会を通じて、極東における退役原潜解体関連プロジェクトの実施に向けた調査を実施し、2002年11月には新藤義孝外務大臣政務官がウラジオストクを訪問して、直接ロシア側関係者と協議を行った。

2003年1月、小泉純一郎総理大臣のロシア訪問時に日露首脳により採択された「日露行動計画」において、非核化協力プロジェクトの実現を加速するための活動調整メカニズムの強化と、極東における退役原潜解体事業の着実な実施が明記された。この訪問の際、小泉総理大臣の演説の中で、本事業は、原潜解体の現場となる造船所の名称「ズヴェズダ」（ロシア語で「星」）にちなんで「希望の星」と命名された。

2003年2月、日露非核化協力委員会は、「希望の星」の最初の事業として、ヴィクターⅢ級退役原潜1隻の解体に協力することを決定し、同年6月、同委員会とロシア原子力省（現 国営公社「ロスアトム」）との間で同事業に関する基本文書に署名がなされた。同年12月、解体を行うための契約署名とともに、解体事業に対する協力が開始され、2004年12月、解体が完了した。



ズヴェズダ造船所において解体中のロシア退役原潜

2005年1月、日露非核化協力委員会は、新たに5

隻の退役原潜の解体に関する協力の実施を検討することを決定し、同年11月、プーチン・ロシア大統領の訪日時に、本件協力に関する実施取決めが署名された。これら5隻（ヴィクターⅠ級1隻、ヴィクターⅢ級3隻及びチャーリーⅠ級1隻）の解体作業は順調に進み、2009年12月、日本の協力による退役原潜の解体を完了した（合計6隻）。なお、2010年3月には、西村知奈美外務大臣政務官がウラジオストク等を訪問し、「希望の星」完了行事に出席した。

3. 原子炉区画陸上保管施設建設協力

原子炉区画陸上保管施設建設協力は、「希望の星」事業で協力してきたロシア極東における退役原潜解体事業の一環として、核兵器の廃棄に関する環境問題の観点から、ロシア極東の海上に一時保管されている解体済み原潜の原子炉区画を、より安全かつ安定的に長期保管し、極東地域における放射性廃棄物による環境汚染の低減を図ることを目的として日露非核化協力の下で実施した事業である。

冷戦終結後、ロシア極東には70隻以上の退役原潜が存在したが、1990年代以降、日本の「希望の星」事業を始めとする西側諸国の協力及びロシア自身により解体が進められ、現在ではほぼすべての退役原潜の解体が完了している。解体の際には、船体を艦首、艦尾及び原子炉区画とその両脇の区画を含めた3原子炉区画（3CRU）に分離した上で、艦首部及び艦尾部はスクラップとして処理し、3CRUは密閉処理を施した上で、ロシア沿海州地方のチャジマ湾に海上保管されていたが、2000年以降、海上保管における問題点（長期保管の困難性及び環境への影響）が認識されるようになったことから、米国・フランス等で採用されている原子炉区画の陸上保管への移行が決定され、2003年に露側により陸上保管



海上保管されている3CRU



タグボート（日本名：すみれ）



ジブクレーン（32トン・10トン）

施設建設が開始された。

2007年1月、日露非核化協力委員会として、原子炉区画のより安全で安定的な陸上での保管は重要であり、喫緊に必要なとの観点から、同施設の運用上不可欠な機材として、タグボート（海上にある3CRUの点検、整備及び浮きドックへの搭載）、浮きドック（海上にある3CRUの陸揚げ）及び32トンと10トンのジブクレーン（3CRUを単区画化する際に生じるスクラップ及び固体放射性廃棄物の搬出等）の3機材を供与することを決定した。

2011年から2012年にかけて、ウラジオストクの南東約45kmに位置する、ラズボイニク湾とチャジマ湾に接するウストリチヌイ岬のほぼ全域に建設されている原子炉区画陸上保管施設に、上記3機材を供与し、2012年5月、原子炉区画陸上保管施設建設事業機材供与完了式典を行った。

2012年9月、供与した機材を使用して、重量約2000トンの3CRUが極東において初めて陸揚げされた。

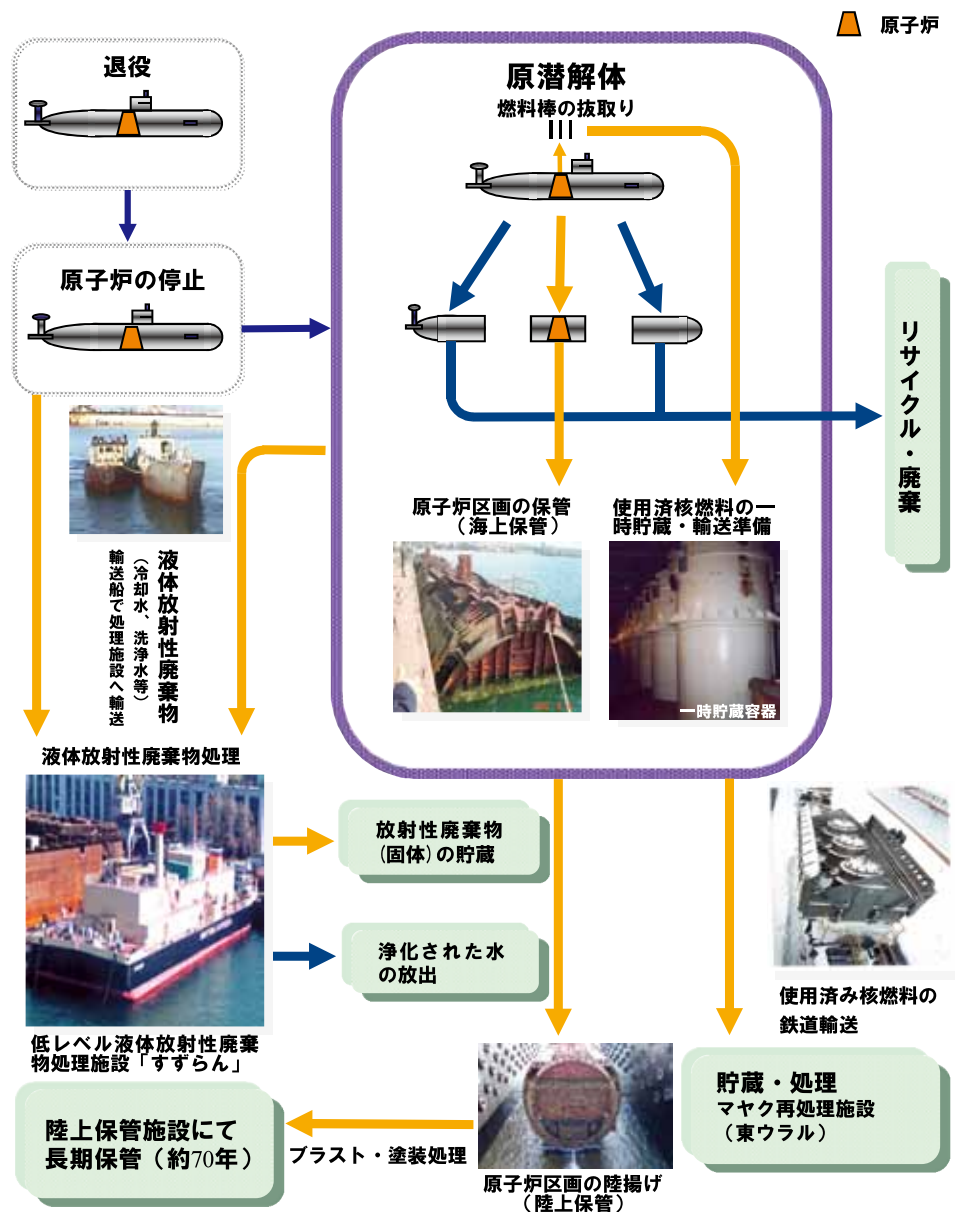


浮きドック（日本名：さくら）
3原子炉区画を陸揚げする様子

4. 塗装関連施設の建設協力

2008年4月、高村正彦外務大臣のロシア訪問の際、極東における退役原潜の解体に目処が立ったことを受け、非核化協力をに係る追加的な協力を検討する事を決定した。以降、核軍縮・不拡散及び日本海的环境保護の観点から、日露間での協議を重ねた結果、陸揚げした3CRUを解体して抽出した単原子炉区画を、約70年間屋外で保管するため、防食塗装の施工に必要な資機材の建設協力を行うことを2012年6月に決定した。

原潜解体・処理のプロセス



第3節 ウクライナ、カザフスタン、ベラルーシに対する日本の非核化協力

1. ウクライナ

(1) 国内計量管理制度 (SSAC)・核物質防護等の核セキュリティ関連支援

SSACとは、国内に存在する核物質の種類や量、また、一定期間に搬入・搬出された核物質の種類や量を正確に計量管理するとともに、これら核物質の流出を防ぐために、封じ込め・監視を行うための制度であり、核兵器不拡散条約 (NPT) に基づく非核兵器国としての義務である国際原子力機関 (IAEA) 保障措置の受諾の前提となるものである。

日・ウクライナ核兵器廃棄協力委員会は、ソ連から分離独立後、非核兵器国として NPT に加入したウクライナの SSAC 確立を支援するため、IAEA 等とも調整しつつ、1995年から2000年にかけて、ハリコフ物理技術研究所、国家原子力規制委員会及びキエフ原子力研究所に対し、計量管理及び核物質防護システム等を供与した。

また、2010年3月には、ウクライナ国内の SSAC 強化及び核物質防護システムの近代化に関する協力の実施を決定し、現在、事業を実施中である。

(2) 核兵器廃棄要員等のための医療機器供与

核兵器廃棄の過程で発生する放射能汚染や有毒なミサイル燃料の漏出等による被害を受けた軍人及びチェルノブイリ原子力発電所の解体に従事した要員に対する検診・治療を行うため、日・ウクライナ核兵器廃棄協力委員会は、国防省付属軍病院21か所に対し、1994年から2001年の間に4次にわたり医療機器等を供与した。

2. カザフスタン

(1) SSAC・核物質防護等の核セキュリティ関連支援

日・カザフスタン核兵器廃棄協力委員会は、カザフスタンが非核兵器国としての義務である IAEA 保障措置を受諾するのに必要な SSAC を確立するため、1994年から1998年にかけて、アクタウの高速増殖炉 (BN-350)、カザフスタン原子力庁及び原子力物理研究所に対し、核物質計量管理及び核物質防護システム等を供与した。

(2) セミパラチンスク核実験場周辺地域の放射能汚染対策

ソ連時代に核実験場が置かれていたセミパラチンスクでは、核実験により約82万人 (カザフスタン保健省の統計による) が被曝した。日・カザフスタン核兵器廃棄協力委員会は、被曝者の治療及び汚染地域の調査等を目的として、1995年から1999年にかけて、大祖国戦争障害者病院、国立核センター、セミパラチンスク医科大学付属病院及びセミパラチンスク放射線医学環境研究所に対し、医療機材、医薬品及び被曝測定機材等を供与した。このうち、セミパラチンスク医科大学付属病院に対する遠隔医療診断システム支援については、長崎大学医学部からの協力を得て実施した。

(3) 核セキュリティ防護資機材の整備

核物質を取り扱う核物理研究所及びウルバ冶金工場両施設の核セキュリティ向上のため、2006年8月、小泉総理大臣のカザフスタン訪問時に署名された「原子力の平和利用の分野における協力の促進に関する覚え書」を受け、2007年4月、両施設に対する核セキュリティ防護資機材等を供与することを決定した。現在、早期完成に向けた作業を実施している。

また、2011年4月、IAEA との協力により、同両施設のセキュリティに係るトレーニングを実施した。

3. ベラルーシ

(1) SSAC・核物質防護等の核セキュリティ関連支援

日・ベラルーシ核不拡散協力委員会は、ベラルーシが非核兵器国としての義務である IAEA 保障措置を受諾するのに必要な SSAC を確立するため、1994年から2000年にかけて、非常事態省産業原子力安全監督局及びソスヌイ科学技術研究所に対し、核物質計量管理及び核物質防護システム、放射線測定機材等を供与した。

(2) 退役軍人の職業訓練センターに対する機材

供与

旧ソ連国防省直轄部隊であった戦略ロケット軍の解体に伴い職を失った軍人や核兵器解体に従事した軍人等の再就職促進と、退役軍人が持つ核関連技術の流出防止を目的としてリーダ市（ソ連時代に戦略ミサイル基地が所在）に開設された「退役軍人職業再訓練センター」に対し、日・ベラルーシ非核化協力委員会は、1998年から1999年にかけて、車両整備機材、コンピュータ等を供与した。

（3）国境における核・放射性物質の不法移転防止システムの強化

2010年3月、ベラルーシ国境における核・放射性物質不法移転防止システム強化事業として、国境における戦略対応・管理対応用移動ラボ（核・放射性物質の分析機器を搭載した特殊車両）、被爆医療検査移動ラボ、国境検問所用放射線管理機材、放射線モニタリング情報システム及び放射線管理要員の教育訓練機材等を供与し、2011年8月、事業を完了した。

第4節 国際科学技術センター（ISTC）を通じた日本の非核化協力

ISTCは、ソ連時代に大量破壊兵器及びその運搬手段の研究に従事していた科学者・研究者の国外流出を防止するために、これらの科学者・研究者が平和目的の研究プロジェクトに従事する機会を提供し、軍民転換及び大量破壊兵器等にかかる頭脳の不拡散を促進することを目的とする国際機関である。日本は1992年、米国、EU及びロシアとともに「国際科学技術センター（ISTC）を設立する協定」に署名し、1994年3月、ISTCがモスクワに本部を置き活動を始めて以来、運営理事国として継続して支援を行っている。

ISTCは、科学技術面での協力を通じ、旧ソ連諸国に対し多国間で非核化・不拡散に取り組んでおり、旧ソ連諸国の研究機関等が実施するプロジェクトの発掘、選考及びそれらに対する資金提供を行うとともに、プロジェクトが適正に実施されるよう監視している。ISTCのプロジェクトは、基礎研究、

エネルギー、環境、医療、電子工学、コンピュータ、材料、航空・宇宙等の広範に亘っており、現在、日本を始め、米国、EU、カナダ、ロシア、韓国、ノルウェー、ベラルーシ、カザフスタン、アルメニア、グルジア、キルギス及びタジキスタンが参加している。

これまで約2,750件を越えるプロジェクトに対し、約8億6千万ドルの支援が決定され、延べ74,500人以上の旧ソ連諸国の科学者・研究者がプロジェクトに参加している（2012年12月現在）。日本は260件を越えるプロジェクトに対し、約6,400万ドルの支援を行っており、ISTCを通じて、旧ソ連諸国からの大量破壊兵器関連技術の拡散防止に貢献しているほか、日本と旧ソ連諸国の科学者・研究者の交流及び旧ソ連諸国との科学技術分野における協力を促進している。

参 考

非核兵器地帯

第1節 発効済みの非核兵器地帯条約

これまで中南米、南太平洋、東南アジア、アフリカ及び中央アジアを対象地域とする非核兵器地帯条約がそれぞれ策定され、すべて発効している。

1. ラテンアメリカ及びカリブ核兵器禁止条約（トラテロルコ条約、1967年採択、1968年発効）

世界で最初に作成された非核兵器地帯条約。1962年10月のキューバ危機を契機に中南米地域の非核化構想が進展、メキシコのイニシアティブにより条約策定作業が開始され、1967年2月に署名開放、1968年4月に発効した。中南米33か国が対象であり、現在までにすべての国が批准を完了している（最後に加入したキューバは2002年10月批准）。

条約は、締約国領域内における核兵器の実験・使用・製造・生産・取得・貯蔵・配備等を禁止している。また、議定書は、核兵器国が条約の適用地域において非核化の義務に違反する行為を助長しないこと及び条約本体の締約国に対し核兵器の使用又は使用の威嚇を行わないことを規定しており、すべての核兵器国が批准している。

国連総会においては、定期的にトラテロルコ条約を強化する動きを歓迎する決議がコンセンサス採択されている。

2. 南太平洋非核地帯条約（ラロトンガ条約、1985年採択、1986年発効）

1966年からフランスが南太平洋地域において核実験を開始したことを背景に、この地域において核実験反対の気運が高まり、1985年の南太平洋フォーラム（SPF）総会において条約が採択・署名開放され、

1986年12月に発効した。太平洋諸島フォーラム（PIF（旧SPF））加盟の16の国と地域（自治領）が対象であり、2012年11月現在の締約国・地域数は13（ミクロネシア連邦、マーシャル諸島、パラオは未署名）である。

条約は、南太平洋非核地帯の内部または外部における核爆発装置の製造・取得・所有・管理、自国領域内における核爆発装置の配置・実験等を禁止し、また、非核地帯内の海洋（公海を含む）への放射性物質の投棄を禁止している。

議定書は、核兵器国が条約本体の締約国に対して核兵器の使用又は使用の威嚇を行わないことを禁止、及び、非核地帯内（公海の一部を含む）における核実験を行わないことを規定している。核兵器国のうち、ロシア、中国、英国及びフランスは批准済みである。米国は署名のみで批准していないが、2010年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議の一般討論演説においてクリントン国務長官が、米国はアフリカ非核兵器地帯条約と南太平洋非核地帯条約の議定書への批准を上院に求める旨発表し、2011年5月にオバマ大統領が批准を求めるために議定書を上院に提出した。

3. 東南アジア非核兵器地帯条約（バンコク条約、1995年採択、1997年発効）

東南アジア諸国連合（ASEAN、1967年創設）は、1971年のASEAN臨時外相会議における「クアラルンプール宣言」において、東南アジアに対する域外国のいかなる干渉からも自由、平和かつ中立的な地帯を設立することを目的とした「東南アジア平和・自由・中立地帯（ZOPFAN）構想」を掲げ、本構

想を実現させるための一要素として、1984年に非核兵器地帯構想を検討することが合意された。その後、冷戦の終結により条約実現に向けた動きが進展し、1995年12月のASEAN首脳会議において東南アジア10か国の首脳により署名、1997年3月に発効した。ASEAN諸国10か国が対象であり、現在までにすべての国が批准を完了している（ただし、2002年に独立し、ASEAN未加盟の東ティモールは未締結）。条約発効10周年目に当たる2007年には、条約上の義務の履行の一層の確保などを目的とする2012年までの行動計画が採択されている。

条約は、締約国による核兵器の開発・製造・取得・所有・管理・配置・輸送・実験・使用、地帯内（締約国の領域に加えて、大陸棚及び排他的経済水域を含むと規定されている。）における放射性物質等の投棄及び大気中への放出を行わないことを規定するとともに、自国領域内において他国がこれらの行動（核兵器の運搬を除く）をとることを許してはならないと規定している。

議定書は、核兵器国が条約本体の締約国に対して、また、非核兵器地帯内において核兵器の使用及び使用の威嚇を行わないことを規定するとともに、核兵器国が条約を尊重し、条約及び議定書の違反行為に寄与しないことなどを規定している。

東南アジア非核兵器地帯条約については、大陸棚や排他的経済水域も非核兵器地帯としての対象地域となっていること等が問題点として指摘され、2012年11月現在、いずれの核兵器国も議定書に署名していない。しかし、2009年の東南アジア非核兵器地帯条約に関する国連総会決議以来、ASEANと5核兵器国との協議が模索され、2010年NPT運用検討会議の一般討論演説において、クリントン米国国務長官が、東南アジア非核兵器地帯条約（及び中央アジア非核兵器地帯条約）の締約国と協議し、米国としてこれら議定書への署名に向け合意に達するよう努力する用意がある旨表明した。この結果、2011年11月にインドネシアのバリで行われたASEAN関連首脳会合に際して、5核兵器国とASEANの間で、5核兵器国が議定書に加入することを可能にするための協議が妥結した。日本は、同条約が東南アジア地域における平和と安定及び国際的な核軍縮の進展に資するものとして、5核兵器国とASEANの間の協

議の妥結を歓迎する外務報道官談話を発表した。

4. アフリカ非核兵器地帯条約（ペリンダバ条約、1996年採択、2009年発効）

1961年に国連でアフリカ非核兵器地帯化宣言が採択され、1964年にアフリカ統一機構（OAU）首脳会合でアフリカを非核兵器地帯とするカイロ宣言が採択された。1991年に南アフリカが核兵器を放棄し、非核兵器国としてNPTを締結したことから条約化実現に弾みがつき、1995年6月のOAU首脳会議においてアフリカ非核兵器地帯条約の最終案文が採択され、翌年4月にアフリカ諸国42か国が条約に署名した。

アフリカ諸国54か国（日本未承認の西サハラを含む）を対象とし、28か国の批准及びOAUの後継組織であるアフリカ連合（AU）への寄託が発効要件となっていたが、2009年にブルンジが28か国目として批准・寄託したことにより同年7月に発効した。2012年11月現在の締約国は36か国。

条約は、締約国による核爆発装置の研究・開発・製造・貯蔵・取得・所有・管理・実験を行わないことを規定し、及び自国領域内における核爆発装置の配置、実験等を禁止している。

議定書では、核兵器国が条約本体の締約国に対して核爆発装置の使用又は使用の威嚇を行わないことを規定し、また、非核兵器地帯における核爆発装置の実験をしないことを規定している。核兵器国のうち、ロシア、フランス、中国及び英国は批准済みである。米国は署名のみであり、まだ批准していないが、2010年NPT運用検討会議の一般討論演説においてクリントン国務長官が、米国はアフリカ非核兵器地帯条約と南太平洋非核地帯条約の議定書への批准を上院に求める旨発表し、2011年5月にオバマ大統領が批准を求めるために議定書を上院に提出した。

5. 中央アジア非核兵器地帯条約（2006年採択、2009年発効）

この条約は、1997年2月の中央アジア5か国（カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウズベキスタン）の首脳会談の際に採択された「アルマティ宣言」に端を発する。その後、

当時の国連軍縮局（国連アジア太平洋平和軍縮センター）が設置した専門家グループによる条約案の起草や札幌等での会合を経て、2005年2月にタシケント（ウズベキスタン）で開催された域内会議において条約及び議定書案について合意された。2006年9月にカザフスタンのセミパラチンスクで5か国の外相レベルの代表者が条約に署名、各国の批准を経て2009年3月に発効した。

条約は、締約国による核兵器又は核爆発装置の研究・開発・製造・貯蔵・取得・所有・管理をしないこと、他国の放射性廃棄物の自国領域内での処分を認めないことを規定している。

議定書は、核兵器国が条約本体の締約国に対して核兵器の使用又は使用の威嚇を行わないことを規定するとともに、条約又は議定書の違反行為に寄与しないことを規定している。中央アジア非核兵器地帯

条約については、域内の集団的安全保障条約などの既存の条約の権利・義務に影響しないとの規定（第12条）によって、非核兵器地帯条約としての有効性に疑問が投げかけられるといった幾つかの問題点が指摘されている。このような問題点を背景として、2012年11月現在、いずれの核兵器国も議定書に署名していない。2010年NPT運用検討会議の一般討論演説において、クリントン米国国務長官が、中央アジア非核兵器地帯条約（及び東南アジア非核兵器地帯条約）の締約国と協議し、米国としてこれら議定書への署名に向け合意に達するよう努力する用意がある旨表明したものの、これまでのところ、協議に具体的な進展は見られていない。

なお、日本は、国連に対して中央アジア非核兵器地帯条約起草支援のための資金を拠出する等により条約の成立を支援してきた。

第2節 モンゴル非核の地位

1992年の国連総会において、モンゴルのオチルバト大統領は、自国領域を非核兵器地帯とすることを宣言し、核兵器国に対して、こうした非核の地位を尊重し安全の保証を供与するよう求めた。これを受けて、1998年、国連総会において、モンゴルによる非核の地位宣言を歓迎する決議（A/RES/53/77D）が採択された。以降、同趣旨の決議が隔年でコンセンサス採択されており、2010年には初めてすべての核兵器国が共同提案国となった決議が採択された。

本件宣言に関しては、2000年10月、5核兵器国が前述の決議実施のために協力すること及び1995年に表明したNPTを締結している非核兵器国に対する一般的な消極的安全保証の供与をモンゴルについて

も再確認するとのステートメントを発表した。その後、モンゴルと5核兵器国との間で協議を重ねた結果、2012年9月に、5核兵器国が上記内容を再確認した上で、モンゴル非核の地位を尊重し、これを侵害するいかなる行為にも寄与しないことを宣言する共同宣言に署名した。これと併せて同時にモンゴルは、5核兵器国の共同宣言を歓迎し、核兵器を含む他国の軍隊や兵器を自国領域内に配備させないこと、モンゴルとして自国領域内において核兵器の開発・製造・実験等を行わないこと等を宣言した。

なお、2001年9月には、札幌において、モンゴルの非核の地位を国際法的観点から考察することを目的とした専門家会合が開催されている。

第3節 南極、海底の非軍事化

上述した非核兵器地帯のほか、日本も参加して特定の場所・空間において核兵器を始めとする大量破壊兵器等の配備を行うことを禁止している条約には以下のものがある。

1. 南極条約（1959年採択、1961年発効、日本は1960年批准）

第1条において、南極地域は平和目的のみに利用され、軍事基地の設置、あらゆる型の兵器の実験等軍事的性質の措置を特に禁止することを規定している。また、第5条1において南極地域におけるすべての核爆発及び放射性廃棄物の処分を禁止している。

2. 海底核兵器禁止条約（1971年採択、1972年発効、日本は1971年批准）

第1条において、領海の外側（12海里以遠）に核兵器及び他の種類の大量破壊兵器並びにこれらの兵

器を貯蔵し、実験し又は使用することを特に目的とした構造物、発射設備その他の施設を置かないことを規定している。